

平成20年

第5回美濃市議会定例会会議録

平成20年 9月 3日 開会

平成20年 9月22日 閉会

美 濃 市 議 会

平成20年第5回美濃市議会定例会会議録目次

第 1 号 (9月3日)	ページ
議事日程	1
本日の会議に付した事件	1
出席議員	1
欠席議員	1
説明のため出席した者	1
職務のため出席した事務局職員	2
市長あいさつ	3
開会・開議の宣告	4
諸般の報告	4
会議録署名議員の指名	4
会期の決定	4
議案の上程	5
議案の説明	
認第1号(美濃病院事務局長 岩原 泰君)	5
認第2号(建設部参事兼上下水道課長 丸茂 勝君)	7
議第67号・議第69号(総務部長 加納和喜君)	10
議第68号(民生部長 川野 純君)	11
議第70号(建設部長 平林 泉君)	12
議案の上程	13
議案の説明	
議第71号・議第72号(市長 石川道政君)	13
休憩	14
再開	14
質疑	14
委員会付託省略(議第71号及び議第72号)	14
討論	14
議案の採決	14
休会期間の決定	14
散会の宣告	15
会議録署名議員	16

第 2 号 (9月12日)

議事日程	17
------	----

本日の会議に付した事件	17
出席議員	17
欠席議員	17
説明のため出席した者	17
職務のため出席した事務局職員	18
開議の宣告	19
会議録署名議員の指名	19
認第1号から議第70号までと市政に対する一般質問	
1 市原鶴枝議員	19
1. 福祉医療費助成制度の拡大について	
① 入院・外来すべて、義務教育終了までの拡大はできないか	
2. ふるさと納税制度の取り組みについて	
3. 活力ある地域づくりのための出張所のあり方について	
石川市長答弁	21
加納総務部長答弁	22
再 市原鶴枝議員	25
2 野倉和郎議員	25
1. 地震防災対策及び義務化されていない公共施設の耐震診断について	
① 急傾斜地崩壊危険区域と土石流危険渓流の防災対策工事の進捗状況について	
② 震災時における孤立予想地域の有無及び食料など生活必需品の備蓄状況について	
③ 努力義務が課せられていない公共施設や市指定避難所の耐震診断を速やかに実施し、必要な措置をとるべきではないか	
2. レジ袋有料化の取り組み状況及び拡大の方策について	
平林建設部長答弁	27
加納総務部長答弁	27
川野民生部長答弁	28
再 野倉和郎議員	29
3 児山廣茂議員	29
1. 県道上野関線の事業進捗状況と今後の計画について	
平林建設部長答弁	30
休憩	31
再開	31
4 武井牧男議員	31
1. ごみ問題について	
① 関市に比べ美濃市の搬入量が多い原因は何か	

	② 可燃物の減量化に向けての具体的な啓発活動について	
	③ 減量化に対する身近で効果的な対策が検討されているのか	
	2. 小学校の栄養教諭の増員ができないか	
	3. 小学校における農業体験学習の場として、わくわくファームの貸付農園が利用 できないか	
	4. 美濃市もみじが丘の校区はどのように考えているのか	
	川野民生部長答弁	33
	森教育長答弁	33
再	武井牧男議員	35
	森教育長答弁	37
5	古田 豊議員	37
	1. 「ふるさと納税制度」に伴うメニューの提案について	
	2. 国指定重要文化財「美濃橋」の修復計画について	
	3. 火葬場の建築計画について	
	加納総務部長答弁	39
	平林建設部長答弁	40
	川野民生部長答弁	41
再	古田 豊議員	42
休憩		42
再開		43
6	鈴木 隆議員	43
	1. 指定管理者制度について	
	① 現在、指定管理者制度を導入している施設はいくつで、その内容は	
	② 指定管理者制度を導入していない施設に、今後導入していく予定はあるのか	
	③ 導入する場合に満たす要件とは。又、施設ごとの試算はどうか	
	加納総務部長答弁	43
7	太田照彦議員	44
	1. 「(仮称)池尻・笠神工業団地開発計画」の進捗状況と今後の見通しについて	
	宮西産業振興部長答弁	45
8	塚田歳春議員	45
	1. 第1次産業としての農業、林業は荒廃の一途である。今、手を打たなければ将 来的に手がつけられなくなるが、市の農林業の振興策はどうか	
	2. 家庭から出される生ゴミは、分別、堆肥化することで焼却ゴミを大きく減らす ことができると思うが、市はどのように考えているのか	
	3. 旧美濃病院跡地は、当面、観光ふれ合い広場として整備されたが、将来的な構 想をどう考えているのか	

4. 美濃病院について	
① 今後の経営見通しはどのようなか	
② 今後の医師の確保をどのように考えているのか	
③ 3ヵ月入院していると退院を迫られるが、どう対応しているのか	
石川市長答弁	50
川野民生部長答弁	53
岩原美濃病院事務局長答弁	53
再 塚田歳春議員	56
石川市長答弁	57
再々塚田歳春議員	58
休憩	59
再開	59
9 並 信行議員	59
1. 配偶者とその親族が事業に従事したとき、対価の支払いは必要経費に算入しないとする所得税法56条の見直しについて	
2. 雇用促進住宅廃止問題への市の対応はどうか	
3. 妊婦健診への助成回数の来年度見通しはどうか	
4. 学校図書現状について	
SCP方式では蔵書数が満たされているか	
石川市長答弁	64
宮西産業振興部長答弁	65
川野民生部長答弁	66
森教育長答弁	67
再 並 信行議員	68
森教育長答弁	70
再々並 信行議員	70
森教育長答弁	71
委員会付託（認第1号から議第70号まで）	71
休会期間の決定	71
散会の宣告	71
会議録署名議員	72
第 3 号 （9月22日）	
議事日程	73
本日の会議に付した事件	73
出席議員	73

欠席議員	73
説明のため出席した者	73
職務のため出席した事務局職員	74
開議の宣告	75
会議録署名議員の指名	75
議案の上程	75
委員長報告	
総務常任委員会委員長 山口育男君	75
民生教育常任委員会委員長 太田照彦君	75
産業建設常任委員会委員長 野倉和郎君	76
委員長報告に対する質疑	76
討論	76
古田 豊議員	76
塚田歳春議員	77
議案の採決	78
閉会中の継続調査申出書について	79
日程追加（市議第5号）	79
議案の上程	79
議案の説明	
市議第5号（14番 野倉和郎君）	79
休憩	80
再開	80
質疑	80
委員会付託省略（市議5号）	80
討論	80
議案の採決	81
閉会の宣告	81
市長あいさつ	81
会議録署名議員	83
総務常任委員会審査報告書	84
民生教育常任委員会審査報告書	84
産業建設常任委員会審査報告書	84

美濃市告示第64号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第101条の規定により、平成20年9月3日に第5回美濃市議会定例会を美濃市議会議事堂に招集する。

平成20年8月27日

美濃市長 石川道政

付議事件名

- 1、平成19年度美濃市病院事業会計決算の認定について
- 1、平成19年度美濃市上水道事業会計決算の認定について
- 1、平成20年度美濃市一般会計補正予算（第2号）
- 1、平成20年度美濃市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）
- 1、美濃市積立基金条例の一部を改正する条例について
- 1、市道路線の認定について
- 1、美濃市教育委員会委員の任命について
- 1、美濃市教育委員会委員の任命について

平成20年9月3日

平成20年第5回美濃市議会定例会会議録（第1号）

議 事 日 程 (第 1 号)

平成20年 9 月 3 日 (水曜日) 午前10時開議

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会期の決定
- 第 3 認第 1 号 平成19年度美濃市病院事業会計決算の認定について
- 第 4 認第 2 号 平成19年度美濃市上水道事業会計決算の認定について
- 第 5 議第67号 平成20年度美濃市一般会計補正予算 (第 2 号)
- 第 6 議第68号 平成20年度美濃市国民健康保険特別会計補正予算 (第 1 号)
- 第 7 議第69号 美濃市積立基金条例の一部を改正する条例について
- 第 8 議第70号 市道路線の認定について
- 第 9 議第71号 美濃市教育委員会委員の任命について
- 第10 議第72号 美濃市教育委員会委員の任命について

本日の会議に付した事件

第 1 から第10までの各事件

出席議員 (15名)

1 番	並 信 行 君	2 番	古 田 豊 君
3 番	太 田 照 彦 君	4 番	森 福 子 君
5 番	山 口 育 男 君	6 番	佐 藤 好 夫 君
7 番	武 井 牧 男 君	8 番	市 原 鶴 枝 君
9 番	鈴 木 隆 君	10 番	岩 原 輝 夫 君
11 番	平 田 雄 三 君	12 番	日 比 野 豊 君
13 番	児 山 廣 茂 君	14 番	野 倉 和 郎 君
15 番	塚 田 歳 春 君		

欠席議員 (なし)

説明のため出席した者

市 長	石 川 道 政 君	副 市 長	太 田 松 雄 君
教 育 長	森 和 美 君	総 務 部 長	加 納 和 喜 君
民 生 部 長	川 野 純 君	産 業 振 興 部 長	宮 西 泰 博 君
建 設 部 長	平 林 泉 君	建 設 部 参 事 兼 上 下 水 道 課 長	丸 茂 勝 君
教 育 次 長 兼 教 育 総 務 課 長	藤 田 裕 明 君	会 計 管 理 者 兼 会 計 課 長	纈 纈 壽 君

美濃病院長 事務局長	岩原泰君	総務課長	梅村健君
総合政策課長	西部真宏君	秘書課長	古田則行君
美濃病院長 事務管理課長	西部繁雄君		

職務のため出席した事務局職員

議会事務局長	平野廣夫	議会事務局長 議次	井上 司
議会事務局 書記	太田博康		

○議長（日比野 豊君） 皆さん、おはようございます。

本日は、平成20年第5回美濃市議会定例会が招集されましたところ、御参集いただきましてまことにありがとうございます。どうか慎重に審議を賜りますとともに、議会の円滑なる運営に御協力をお願いいたします。

市長あいさつ

○議長（日比野 豊君） 開会に先立ちまして、市長のあいさつがあります。

市長 石川道政君。

○市長（石川道政君） 皆さん、おはようございます。

本日は、平成20年第5回美濃市議会定例会をお願いいたしましたところ、議員各位には公私ともに御多用の中、御出席を賜り、まことにありがとうございます。

ことしも残暑厳しい折でありましたが、夏季の軽装、いわゆるクールビズにつきまして、9月30日まで引き続き実施してまいりたいと思いますので、御協力をよろしくお願いいたします。

さて、皆様も御存知のとおり、去る8月に開催されました北京オリンピックにおきまして、美濃市大矢田出身の永井清史君が自転車競技のケイリン種目で銅メダルを獲得されました。並みいる外国の強豪選手の中で獲得されたメダルは、日本を発祥とするこの種目の中での初めてのメダルであり、さらに敗者復活戦という過酷な条件の中で勝ち得られたものであります。まことに喜ばしい限りであります。

私も、市民の方々と北京のスタジアムで応援に臨みまして、レースでの鍛えられた選手の躍動感あふれる姿や、銀輪の輝きを放ち、コースを猛スピードで疾走する迫力に非常に感銘を受けたところであります。ついては、永井清史君の活躍に対し、市長として榮譽をたたえるべく賞を授与すべきであると判断し、早速関係規則等の制定、審査委員会の設置を指示しまして、昨日、美濃市民榮譽賞審査委員会を開催いたしまして、市民榮譽賞を授与すべき者として審査を諮問いたしました。その結果、委員会から授与すべきとの答申を受け、私としまして市民榮譽賞を贈ることを決定いたしました。御報告を申し上げます。

なお、贈呈式につきましては、永井君のスケジュール等の調整をしながら、何かの機会をとらえ行いたいと思いますので、御理解のほどよろしくお願いいたします。

この快挙は、5月に開催した「ツアー・オブ・ジャパン美濃ステージ」での市民の皆様のボランティアによる取り組みによる成功の延長線上の一つにあるのではないかと考えております。今後は、日本まん真ん中美濃市まるごと川の駅構想やサイクルシティ美濃の推進、あるいは道の駅・美濃にわか茶屋の活用等、人と自転車に優しいまちとして、さらなるステップアップを目指してまいりたいと存じますので、より一層の御理解と御協力をお願い申し上げます。

また今日、世界的に問題化されております地球温暖化対策、CO₂削減など環境問題への取り組みの一つとして、レジ袋削減に向け推進してまいりました結果、去る8月6日に岐阜

県と市内のスーパーなど6事業所とレジ袋有料化の調印を行いまして、10月1日から実施することになりました。つきましては、議員の皆様を初め市民の皆様の御協力をお願い申し上げます。これにより、市が進めております「もったいない運動」の一つとして、無駄な袋を使わない、環境を汚さない、このことがCO₂の削減につながり、さらにマイバッグ、マイはし、アイドリングストップなど環境問題への取り組みへとつながっていくものと確信しているところであります。

去る8月19日には、下牧小学校と上牧小学校が再編により統合されます牧谷小学校校舎の工事安全祈願祭に出席していただきまして、まことにありがとうございました。来年の4月からの開校に向け、市民の皆様の御協力により、スクールバスや校章、校歌など着々と準備が進められているところであり、感謝いたしているところでございます。

さて、本日の定例会に審議をお願いいたします案件は、平成19年度事業決算が2件、補正予算が2件、条例改正が1件、人事案件が2件、その他が1件、合計8件でございます。議案の内容につきましては後ほど御説明いたしますが、よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。開会のごあいさつとさせていただきます。どうぞよろしく申し上げます。

開会・開議の宣告

○議長（日比野 豊君） ただいまから平成20年第5回美濃市議会定例会を開会し、本日の会議を開きます。

開会 午前10時05分

諸般の報告

○議長（日比野 豊君） 諸般の報告及び行政諸般の報告をいたします。

報告の内容につきましては、お手元に配付してありますので、御承知をお願いいたします。

なお、市長からさきに配付したとおり、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定により、美濃市病院事業会計及び美濃市上水道事業会計の平成19年度決算に基づく資金不足比率の報告がありましたので、御承知をお願いいたします。

○議長（日比野 豊君） 本日の日程は、さきに御通知申し上げましたとおり決めました。

第1 会議録署名議員の指名

○議長（日比野 豊君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員に、9番 鈴木隆君、10番 岩原輝夫君の両君を指名いたします。

第2 会期の決定

○議長（日比野 豊君） 日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。この定例会の会期は、本日から9月24日までの22日間といたしたいと

思います。これに御異議はありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（日比野 豊君） 御異議がないものと認めます。よって、この定例会の会期は本日から9月24日までの22日間と決定いたしました。

第3 認第1号から第8 議第70号まで（提案説明）

○議長（日比野 豊君） 日程第3、認第1号から日程第8、議第70号までの6案件について、日程の順序を一部変更し、一括して議題といたします。

職員の朗読を省略し、提出者の説明を求めます。

最初に認第1号について、美濃病院事務局長 岩原泰君。

○美濃病院事務局長（岩原 泰君） おはようございます。

それでは、認第1号 平成19年度美濃市病院事業会計決算の認定につきまして、御説明いたします。

赤スタンプ番号2番、決算書の11ページをお開きください。

初めに、事業の概況について御報告いたします。

過去最大の引き下げとなった平成18年度診療報酬改定や、深刻な医師・看護師不足など、依然として自治体病院を取り巻く環境は極めて深刻な状況が続いております。こうした中、平成19年度では糖尿病センターを開設し、生活習慣病治療に対する地域の拠点病院となったことを初め、10対1看護体制の確立、院外処方への移行、病診連携・病病連携などの医療ネットワークの拡充、さらには20年度から始まった特定健診、特定保健指導や人間ドック等健診業務の受け皿づくりに向けた施設整備を実施するなど、満足度の高い医療サービスの提供と経営の合理化に努めてまいりました。また、院内に保育所を設置し、医師・看護師等の医療スタッフの確保にも努めてきたところであります。その結果、患者数につきましては、年間、入院で延べ4万270人、1日平均110人、外来では8万6,310人、1日平均352.3人となり、前年度と比べ、入院では176人の増、外来では1,993人の増となりました。また、病床利用率は90.2%と、前年度に比べ0.2ポイントの増加となっております。

次に、収益的収支の概況であります。以下、金額につきましては1,000円未満を省略して説明させていただきますので、よろしく願いいたします。

病院事業収益は23億7,915万7,000円、病院事業費用は25億63万3,000円で、差し引き1億2,147万6,000円の純損失を計上いたしました。これは、赤字決算ではございますが、前年度と比べますと約2,000万円の改善となっております。

うち、医業収益につきましては23億150万7,000円で、前年度と比べ7,852万1,000円、率にして3.3%の減少、医業費用も23億6,797万2,000円で、前年度と比べ3億415万3,000円、率にして11.4%と大きく減少いたしました。

医業収益が3.3%減少した主な理由は、平成19年10月から外来部門の投薬を院外処方へ移行したことによるものであります。仮に1年間従来どおりの院内処方として試算いたします

と、医業収益は約24億8,000万円となり、前年を金額で約1億円、率にして約4%上回る計算となりまして、19年度も収益は順調に伸びたものと考えております。

また、医業費用が11.4%減少した理由は、院外処方移行に伴い、薬品費が約1億3,000万円減少いたしましたほか、18年度で約2億2,000万円であった旧病院建物等に係る資産減耗費が19年度は約100万と大幅に減少したことなどによるものであります。

なお、企業運営における短期的安定性の目安となる年度末損益勘定留保資金につきましては、前年度より約200万円ながら増加いたしました、平成19年度末で約8億4,200万円となっております。

次に、資本的収支の決算の金額につきましては記載のとおりでございますが、建設改良事業では約3,800万円で、人間ドック控室増設等健診施設の整備及び内視鏡室移設工事のほか、医事会計システムのバージョンアップ、上部消化管汎用ビデオスコープを初め医療機器等の整備を行いました。

それでは、2ページにお戻りください。

決算報告書に沿って御説明申し上げます。なお、この決算報告書は予算執行の計算書でありますので、消費税込みの金額となっております。

まず、収益的収入及び支出でございます。収入の決算額は、第1款 病院事業収益の決算額欄にありますように、23億8,408万5,000円であります。

支出の決算額は、下の表にございますが、第1款 病院事業費用にありますように、25億460万9,000円となりました。その内容につきましては、後ほど損益計算書で御説明申し上げます。

3ページに移りまして、資本的収入及び支出でございます。

収入の第1款 資本的収入の決算額は1億6,465万6,000円となりました。

第1項 出資金は、企業債償還元金等に係る一般会計からの出資金でございます。

第2項 寄付金50万円は、一般寄付金でございます。

支出の第1款 資本的支出の決算額は3億927万3,000円となりました。

第1項 建設改良費は、医療機器等の整備であります。

第2項 企業債償還元金は、企業債の償還元金であります。

第3項は、一般会計からの長期借入金の償還元金であります。

欄外に記載いたしましたように、資本的収入が資本的支出に不足する額1億4,461万7,000円は、消費税資本的収支調整額及び過年度分損益勘定留保資金で補てんいたしました。

4ページをお開きください。

経営の概況につきましては、平成19年度美濃市病院事業損益計算書のほか、各財務諸表により御説明申し上げますが、経営成績及び財政状況を的確に把握するため、消費税抜きの金額となっております。

1の医業収益は入院収益、外来収益等で、合計は、右から2列目中ほどにありますが、23億150万7,000円であります。2の医業費用は給与費、材料費、経費、減価償却費等で、合計

23億6,797万2,000円となりました。差し引きで医業損失は6,646万4,000円となりました。

5ページに移りまして、3 医業外収益の合計額は7,764万9,000円、4 医業外費用の合計は1億2,217万円となり、差し引き医業外収支は4,452万円の損失となり、これに医業損失を合わせた経常損失は1億1,098万5,000円となりました。

5の特別損失は、過年度における診療報酬の査定による減額等でありまして、1,049万円となりました。

したがって、経常損失に特別損失を加えました当年度の純損失は1億2,147万6,000円となりました。この当年度純損失は、前年度の決算と比較いたしますと約2,100万円の改善となっております。

この当年度純損失に前年度繰越欠損金を加えました当年度未処理欠損金は、12億9,913万円となりました。

次に、8ページをお開きください。

平成20年3月31日現在の貸借対照表でございます。

資産の部で、1の固定資産の合計額は、9ページ一番右側の列の一番上にありますが、42億3,080万8,000円となりました。建物・器械備品等の償却により、前年度より約2億円の減少であります。

2の流動資産の合計は9億4,767万2,000円となり、前年度と比べ約900万円の増加となりました。

3の繰延勘定の合計は1億6,547万5,000円で、資産合計は53億4,395万7,000円となりました。

負債の部では、流動負債が約1,000万円増加いたしまして1億812万6,000円となりました。また、前年度末に約2,900万円ありました固定負債がゼロとなりましたことから、負債合計も同額の1億812万6,000円となりました。

10ページに移りまして、5の資本金は、企業債の償還等によりまして(2)の借入資本金が約8,000万円減少し44億1,722万2,000円になったことから、合計では61億700万2,000円となりました。

6の剰余金は、(2)欠損金の当年度未処理欠損金が約1億2,000万円増加し、欠損金合計で12億9,913万円となったことから、剰余金合計額ではマイナス8億7,117万2,000円となりました。また、資本合計は52億3,583万円、負債・資本合計では53億4,395万7,000円となりました。

なお、12ページ以降の説明は省略させていただきます。以上で認第1号の説明を終わらせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（日比野 豊君） 次に、認第2号、建設部参事兼上下水道課長 丸茂勝君。

○建設部参事兼上下水道課長（丸茂 勝君） おはようございます。

それでは、認第2号 平成19年度美濃市上水道事業会計決算の認定について、御説明申し上げます。

お手元の赤スタンプ2番の決算書の34ページをお開きください。

初めに、上水道事業の概要について御説明申し上げます。

当市の水道事業は、市民に安全で安定した生活用水を供給するため、さらに近年の下水道の普及や住宅環境の変化による給水量確保のため、平成11年9月、第5次拡張計画の事業認可を得ました。この事業は、平成20年度を目標に施設整備を進めるものであり、平成19年度は主に生櫛管理棟電気設備新設工事・施工監理委託、松森・亀野送水管新設工事、松森送水ポンプ設備新設工事、生櫛水源地取水ポンプ電気盤改良工事、松森配水池電気計装新設工事、松森配水区配水管新設工事・配水管布設がえ工事のほか、老朽化した配水管の布設がえなどを施工してまいりました。

経営面におきましては、給水人口や給水量が伸び悩む中で、本年度は5,499万8,000円の当年度純利益を計上することができました。

また、建設改良費につきましては、財源の大部分を起債に依存しておりまして、その元利償還金は、平成19年度では2億5,460万円で、そのうち繰り上げ償還元金が5,720万9,000円であり、今後も増加の一方でございます。したがって、長期的な経営見通しの中で、さらなる合理化・効率化に努めてまいります。

次に営業では、給水人口は1万7,852人で前年より34人の減少、給水栓数は6,227栓で32栓の増加となり、年間給水量は約212万6,000立方メートルで、前年に比べ2万2,000立方メートル、率にして1.04%の増となりました。

なお、年間の有収率は82.2%で、前年と同率でございます。

35ページの建設改良につきましては、第5次拡張事業計画により1億3,007万4,000円の工事を施工しました。

事業報告書のうち、これ以降の説明を省略させていただきますが、建設工事の内容につきましては36ページから37ページに、業務の詳細を38ページから40ページに、会計については41ページ以降に記載しておりますので、参考にしていただきたいと存じます。

それでは、26ページにお戻りください。

26ページの平成19年度の決算報告書について御説明申し上げます。

決算報告書は税込みとなっております。また、金額の読み上げは1,000円未満を省略させていただきます、御説明申し上げます。

まず(1)の収益的収入及び支出でございますが、決算額の欄で御説明いたします。収入の決算額は3億4,776万8,000円、支出の決算額では2億8,680万8,000円となりました。

その内容につきましては、後ほど損益計算書で御説明申し上げます。

次に、27ページの(2)資本的収入及び支出でございますが、資本的収入の決算額は1億6,197万8,000円となりました。このうち第1項 企業債の1億6,020万円は、建設改良工事に対する水道事業債1億390万円と繰り上げ償還借換債5,630万円でございます。

第2項 負担金の177万8,000円は、配水補助管布設工事負担金でございます。

次に、資本的支出の決算額は2億9,312万5,000円となりました。このうち第1項 建設改

良費の1億3,007万3,000円は、第5次拡張事業関連などに係る支出でございます。第2項企業債償還金の1億6,305万1,000円は企業債の償還元金で、そのうち5,720万9,000円は繰り上げ償還元金でございます。

欄外の資本的収支につきましては、支出額に対し収入額が1億3,114万6,000円不足いたしますので、不足する額を消費税資本的収支調整額612万1,000円及び過年度分損益勘定留保資金1億2,502万5,000円で補てんいたしました。

次に、28ページをお開きください。この損益計算書と32ページの貸借対照表は税抜きとなっております。

1の営業収益の合計は2億9,855万8,000円、2の営業費用の合計は1億8,553万7,000円となり、この営業収益から営業費用を差し引いた営業利益は1億1,302万円となりました。

営業収益のうち、(1)の給水収益は水道料収入であります。前年度対比で1.4%の増となりました。(3)その他の営業収益は、検査手数料や消火栓維持負担金であります。

また、営業費用のうち、(1)の原水及び浄水費は水源地の動力費、(2)の配水及び給水費は配水設備及び配水管の修繕費でございます。(4)の総係費は人件費、(5)の減価償却費は施設や構築物の減価償却費、(6)の資産減耗費は配水管布設がえに伴う除却費などが主な内容であります。

次のページ、3の営業外収益の合計は3,408万1,000円、4の営業外費用の合計は9,176万7,000円で、差し引きしますと5,768万6,000円の損失となりました。このうち営業外収益の(3)の他会計補助金は美濃テクノパーク給水補助金であり、営業外費用の(1)の支払利息及び企業債取扱諸費は、企業債の利息であります。

したがって、営業利益から営業外損失を差し引いた5533万4,000円が経常利益となり、この経常利益に5の特別損失を差し引いた5,499万7,000円が当年度純利益となりました。この当年度純利益に前年度繰越利益剰余金3,274万円を加えた8,773万7,000円が当年度未処分利益剰余金となりました。

次に、31ページをお開きください。

31ページの下の方、剰余金処分計算書(案)をごらんください。

この当年度未処分利益剰余金の処分につきましては、法定の減債積立金として5,000万円を積み立てたいと存じます。

次の32ページをお開きください。

貸借対照表の資産の部では、固定資産と現金などの流動資産で資産合計が39億7,761万2,000円となり、前年対比で5,441万1,000円増加しております。

また、33ページの下から2行目、資本合計が39億7,699万7,000円となり、前年対比で5,553万1,000円増加しております。これは主に、5 剰余金の(2)利益剰余金の増によるものでございます。

なお、43ページ以降の説明は省略させていただきまして、認第2号の説明を終わらせていただきます。よろしく申し上げます。

○議長（日比野 豊君） 次に、議第67号及び議第69号の2案件について、総務部長 加納和喜君。

○総務部長（加納和喜君） それでは、議第67号 平成20年度美濃市一般会計補正予算（第2号）について御説明申し上げます。

議案集の2ページをお開きください。

第1条は、歳入歳出予算の総額にそれぞれ1億3,937万7,000円を追加して、補正後の予算の総額を89億8,871万4,000円とするものでございます。

補正をいたします款項の区分、補正額、補正後の予算額は、「第1表 歳入歳出予算補正」のとおりでございます。

第2条は、地方債を6ページの「第2表 地方債補正」のとおり補正するもので、観光ふれあい広場整備事業の限度額を3,240万円に変更するものでございます。

それでは、第1条の補正の内容につきまして、歳入歳出補正予算事項別明細書の総括の歳出の表によりまして、歳入もあわせて御説明申し上げますので、8ページをお開きください。

1款 議会費は人件費を40万円追加して、補正後の額を1億3,421万1,000円とするものでございます。財源は一般財源でございます。

2款 総務費は1,677万3,000円を追加して、補正後の額を10億8,951万1,000円とするものでございます。これは人件費、地区集会場整備事業補助金、ふるさと美濃応援団うだつ基金積立金等の補正で、財源は一般財源でございます。

3款 民生費は6,859万7,000円を追加して、補正後の額を21億7,346万9,000円とするものでございます。これは福祉医療費県補助金返還金、障害者自立支援生活介護サービス費、かえで保育園修繕事業補助金、生活保護費国庫負担金返還金等の補正でございます。財源は、国県支出金2,809万9,000円、一般財源4,049万8,000円でございます。

4款 衛生費は244万4,000円を追加して、補正後の額を8億2,802万6,000円とするものでございます。これは保健センター建物及び衛生センター設備修繕経費で、財源は一般財源でございます。

6款 農林水産業費は584万6,000円を追加して、補正後の額を3億655万9,000円とするものでございます。これは農業用設備整備補助金、有害鳥獣対策事業補助金、中美濃線林道整備事業費等で、財源は一般財源でございます。

7款 商工費は1,027万7,000円を追加して、補正後の額を4億8,673万1,000円とするものでございます。これは韓国原州市との韓紙と和紙の交流事業費、外国語による観光パンフレット作成経費、観光ふれあい広場整備事業費の増額分等でございます。財源は、国庫補助金320万円、地方債420万円、一般財源287万7,000円でございます。

8款 土木費は389万6,000円を追加して、補正後の額を11億4,240万5,000円とするものでございます。これは舗装補修委託料、耐震診断補助金の増額でございます。財源は、国県支出金103万2,000円、一般財源286万4,000円でございます。

9款 消防費は955万8,000円を追加して、補正後の額を4億1,322万5,000円とするもので

ございます。これは美濃消防署改築用地の取得費等でございます。財源は一般財源でございます。

10款 教育費は2,158万6,000円を追加して、補正後の額を11億6,680万1,000円とするもの
でございます。これは、美濃北中学校プール改修工事費、池尻笠神工業団地内遺跡発掘調査
事業費等でございます。財源は、国県支出金503万4,000円、一般財源1,655万2,000円でご
ざいます。

以上、今回の補正総額は1億3,937万7,000円で、その財源内訳は、国県支出金3,736万
5,000円、地方債420万円、一般財源9,781万2,000円でございます。一般財源は、繰越金
9,038万2,000円と不動産売払収入743万円でございます。

9ページ以降につきましては、説明を省略させていただきまして、議第67号の説明を終わ
ります。

次に、議第69号 美濃市積立基金条例の一部を改正する条例について御説明申し上げます。
議案集の35ページ、議案説明資料の1ページをごらんください。

この条例は、特定の目的のために資金を積み立てるための基金の設置、管理に関し必要な
事項を定めているものですが、今回新たに「ふるさと美濃応援団うだつ基金」を設
置するために、所要の改正をするものがございます。

このほどの地方税制改正によりまして、生まれ育ったふるさとを応援したい、好きな地域
の力になりたいという納税者の思いを形にするため、いわゆる「ふるさと納税制度」がこ
とからスタートいたしました。美濃市では、美濃市の今と将来を応援していただける美濃市
内外の方々からのふるさと納税制度による寄附金を募り、そしてその寄附金を積み立てる
「ふるさと美濃応援団うだつ基金」を設置することといたしました。

全国からのふるさと納税に係る寄附金は一たんこの基金に積み立て、元気で魅力のあるま
ちづくりのための事業の推進に活用させていただくものです。寄附金の使い道は、寄附者の
意向を具体的に反映させていただくために、あらかじめメニュー化した事業の中から寄附者
の方々に指定していただくことといたします。また、この寄附の状況や使い道につきましては
、広報紙やホームページでお知らせするなど、この制度のPRに努めていきたいと思っ
ております。

それでは、改正内容について御説明申し上げます。

第2条は、設置する基金について定めておりますが、この条項に追加いたします基金の名
称を「ふるさと美濃応援団うだつ基金」とし、その目的を「ふるさと納税寄附金を活用する
事業の経費に充てるため」とするものがございます。

附則では、この条例の施行日を公布の日からと定めるものがございます。

以上で議第69号の説明を終わります。御審議のほど、よろしく願いをいたします。

○議長（日比野 豊君） 次に、議第68号について、民生部長 川野純君。

○民生部長（川野 純君） それでは、議第68号 平成20年度美濃市国民健康保険特別会計補
正予算（第1号）について御説明申し上げます。

議案集の22ページをお開きください。

今回の補正は、特定健診のため保健師を国保へ配置したことに伴う人件費及び後期高齢者支援金、前期高齢者納付金、老人保健医療費拠出金、高額医療費共同事業医療費拠出金、保険財政共同安定化事業医療費拠出金等の確定に伴う予算措置をお願いするものでございます。

第1条は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ5,023万8,000円を増額し、補正後の総額をそれぞれ25億1,702万3,000円とするものでございます。

26ページをお開きください。

歳入歳出補正予算事項別明細書の総括の歳出の表により、歳入もあわせて御説明いたします。

1款 総務費は821万4,000円を増額し、6,224万1,000円とするものでございます。これは平成20年度から特定健診、特定保健指導が保険者に義務化されたため、国保に保健師を配置したことによる人件費の増額です。財源内訳は全額一般会計からの繰入金でございます。

2款 保険給付費は1,454万6,000円を増額し、16億4,437万8,000円とするもので、これは退職被保険者等高額療養費の決算見込み額がふえることに伴う増額で、財源はすべて療養給付費交付金でございます。

3款 後期高齢者支援金等は3,169万5,000円を増額し、2億7,240万3,000円とするもので、これは今年度から始まった後期高齢者医療への支援金が確定したことに伴う増額でございます。財源内訳は国県支出金1,489万5,000円及び繰越金1,680万円でございます。

4款 前期高齢者納付金等は14万円を増額し、42万7,000円とするもので、今年度から始まった前期高齢者制度への納付金が確定したことに伴う増額でございます。財源内訳は、全額保険税でございます。

5款 老人保健拠出金は585万9,000円を増額し、7,204万4,000円とするもので、老人保健医療費拠出金が確定したことに伴う増額でございます。財源内訳は、保険税及び繰越金でございます。

7款 共同事業拠出金は1,021万6,000円を減額し、2億5,603万8,000円とするもので、高額医療費共同事業、保険財政共同安定化事業の医療費拠出金が確定したことに伴う減額でございます。財源内訳は、保険税1,586万4,000円を減額し、国県支出金564万8,000円を増額するものでございます。

27ページ以降の説明は省略させていただきます、議第68号の説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長（日比野 豊君） 次に議第70号について、建設部長 平林泉君。

○建設部長（平林 泉君） それでは議第70号 市道路線の認定について御説明を申し上げます。

赤スタンプ1番、議案集の36ページをお開きください。

市道路線の認定をしようとする場合は、道路法第8条第2項の規定によりまして、議会の議決を経なければならないとされておりますので、御審議をお願いするものでございます。

今回、認定をお願いいたします美濃204号線は、旧美濃病院敷地と観光駐車場の整備に伴いまして、その周囲の道路を市道路線として認定するものでありまして、延長271.9メートル、幅員4.4メートルから8.0メートルの道路でございます。

37ページに市道要図を掲載しておりますので、御参照いただきたいと思います。

以上で、議第70号の説明を終わります。よろしくお願い申し上げます。

○議長（日比野 豊君） 以上で6案件の説明は終わりました。

第9 議第71号及び第10 議第72号（提案説明・質疑・討論・採決）

○議長（日比野 豊君） 次に、日程第9、議第71号及び日程第10、議第72号の2案件を一括して議題といたします。

職員の朗読を省略し、提出者の説明を求めます。

議第71号、議第72号の2案件について、市長 石川道政君。

○市長（石川道政君） それでは、議第71号及び議第72号の美濃市教育委員会委員の任命について、提案の理由を御説明いたします。

赤スタンプ1番、議案集の38ページ及び39ページをお開きください。

現在、市の教育委員会委員であります森和美さんと太田左衛子さんの任期がこの9月30日をもって満了となります。したがって、議第71号では、森和美さんを引き続き教育委員に任命いたしたいと思っております。また、議第72号では、太田左衛子さんを引き続き教育委員に任命いたしたく、御同意をお願いするものでございます。

森さんにつきましては、住所は関市武芸川町跡部942番地、生年月日は昭和21年11月20日生まれの61歳でございます。

経歴につきましては、昭和44年、岐阜大学教育学部を卒業後、美濃市立美濃小学校教諭として奉職され、その後、当時の郡上郡大和町立北小学校長、美濃市教育委員会学校教育課長、美濃市立美濃中学校長などを歴任され、平成19年4月1日に市教育委員に就任、教育長として勤務をいただいております。

また、太田さんにつきましては、住所は美濃市上野197番地8、生年月日は昭和29年3月3日生まれの54歳であります。

経歴につきましては、昭和51年に杏林大学保健学部を卒業後、社会保険桜ヶ丘病院に就職され、昭和56年退職、昭和58年に結婚され、以後3人のお子様の育児及び主婦業に専念されてこられました。御本人は、学校教育及び社会教育への関心も高く、温厚・誠実で人望の厚いお人柄でございます。

以上、お2人は人格・識見ともすぐれ、教育委員として適任者であると考え、任命いたしたいと存じますので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定により御同意を賜りますようお願い申し上げます。提案理由とさせていただきます。

○議長（日比野 豊君） 以上で説明は終わりました。

これより議案精読のため暫時休憩いたします。

休憩 午前10時56分

再開 午前10時56分

○議長（日比野 豊君） ただいまから休憩前に引き続き会議を開きます。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（日比野 豊君） 質疑はないものと認めます。

これをもって質疑を終わります。

お諮りいたします。ただいま議題の2案件については、委員会付託を省略いたしたいと思
います。これに御異議はありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（日比野 豊君） 御異議がないものと認めます。よって、ただいま議題の2案件につ
いては委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（日比野 豊君） 特に討論はないものと認めます。

これをもって討論を終わります。

これより採決いたします。

議第71号について、本案に同意することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（日比野 豊君） 挙手全員であります。よって、議第71号は原案のとおり同意するこ
とに決定いたしました。

次に議第72号について、本案に同意することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（日比野 豊君） 挙手全員であります。よって、議第72号は原案のとおり同意するこ
とに決定いたしました。

お諮りいたします。議案精読のため、あすから9月11日までの8日間休会いたしたいと思
います。これに御異議はありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（日比野 豊君） 御異議がないものと認めます。よって、議案精読のため、あすから
9月11日までの8日間休会することに決定いたしました。

なお、発言通告書は、一般質問については本日の午後4時までに、質疑については9月8
日の正午までに事務局へ御提出ください。

散会の宣告

○議長（日比野 豊君） 本日はこれをもって散会いたします。

9月12日は午前10時から会議を開きます。当日の日程は追って配付いたします。

本日は御苦労さまでございました。

散会 午前10時59分

前記のとおり会議の次第を記載し、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

平成20年9月3日

美濃市議会議長 日比野 豊

署 名 議 員 鈴 木 隆

署 名 議 員 岩 原 輝 夫

平成20年9月12日

平成20年第5回美濃市議会定例会会議録（第2号）

議 事 日 程 (第 2 号)

平成20年 9 月 12 日 (金曜日) 午前10時開議

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 認第 1 号 平成19年度美濃市病院事業会計決算の認定について
- 第 3 認第 2 号 平成19年度美濃市上水道事業会計決算の認定について
- 第 4 議第67号 平成20年度美濃市一般会計補正予算 (第 2 号)
- 第 5 議第68号 平成20年度美濃市国民健康保険特別会計補正予算 (第 1 号)
- 第 6 議第69号 美濃市積立基金条例の一部を改正する条例について
- 第 7 議第70号 市道路線の認定について
- 第 8 市政に対する一般質問

本日の会議に付した事件

第 1 から第 8 までの各事件

出席議員 (1 5 名)

1 番	並 信 行 君	2 番	古 田 豊 君
3 番	太 田 照 彦 君	4 番	森 福 子 君
5 番	山 口 育 男 君	6 番	佐 藤 好 夫 君
7 番	武 井 牧 男 君	8 番	市 原 鶴 枝 君
9 番	鈴 木 隆 君	10 番	岩 原 輝 夫 君
11 番	平 田 雄 三 君	12 番	日 比 野 豊 君
13 番	児 山 廣 茂 君	14 番	野 倉 和 郎 君
15 番	塚 田 歳 春 君		

欠席議員 (なし)

説明のため出席した者

市 長	石 川 道 政 君	副 市 長	太 田 松 雄 君
教 育 長	森 和 美 君	総 務 部 長	加 納 和 喜 君
民 生 部 長	川 野 純 君	産 業 振 興 部 長	宮 西 泰 博 君
建 設 部 長	平 林 泉 君	建 設 部 参 事 兼 上 下 水 道 課 長	丸 茂 勝 君
教 育 次 長 兼 教 育 総 務 課 長	藤 田 裕 明 君	会 計 管 理 者 兼 会 計 課 長	纈 纈 壽 君
美 濃 病 院 事 務 局 長	岩 原 泰 君	総 務 課 長	梅 村 健 君
総 合 政 策 課 長	西 部 真 宏 君	税 務 課 長	纈 纈 恒 雄 君

生活・自然 環境課長	篠田克志君	健康福祉課長	野倉敏男君
産業課長	市原英樹君	土木課長	古田行雄君
秘書課長	古田則行君	美濃病院 事務課長	西部繁雄君

職務のため出席した事務局職員

議会事務局長	平野廣夫	議会事務局長 議次	井上 司
議会事務局 書記	太田博康		

開議の宣告

○議長（日比野 豊君） 皆さん、おはようございます。
ただいまから本日の会議を開きます。

開議 午前10時00分

○議長（日比野 豊君） 本日の日程は、お手元に配付したとおり決めました。

第1 会議録署名議員の指名

○議長（日比野 豊君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員に、11番 平田雄三君、13番 児山廣茂君の両君を指名いたします。

第2 認第1号から第7 議第70号までと第8 市政に対する一般質問

○議長（日比野 豊君） 日程第2、認第1号から日程第7、議第70号までの6案件を一括して議題といたします。

日程第8、市政に対する一般質問を行います。

発言の通告がありますので、順次発言を許します。

最初に、8番 市原鶴枝君。

○8番（市原鶴枝君） おはようございます。

ただいま発言のお許しをいただきましたので、通告書に基づき一般質問、福祉医療費助成制度の拡大について、ふるさと納税制度の取り組みについて、活力ある地域づくりのための出張所のあり方についての3点を質問させていただきますので、よろしく願いいたします。

それでは、最初の1点目といたしまして、福祉医療費助成制度の拡大についてお尋ねいたします。

総務省発表の2008年4月1日現在の子供の数は、昨年より13万人減って1,725万人になっております。これは27年連続の減少で、国勢調査が始まった1920年以降、過去最少を更新し、少子化が進んでいる実態を裏づけております。合計特殊出生率は、2008年で全国的には1.32、岐阜県では1.35、美濃市では1.09となっております。

少子化の進行は、人口構造の高齢化や将来の生産年齢人口の減少にもつながり、子供の健全な成長への影響のみならず、社会経済や社会保障のあり方にも重大な影響を及ぼすことが懸念されます。

こうしたことから、子育て家庭の経済的負担を軽減する措置が少子化対策の重要施策となっており、都道府県及び市町村において乳幼児等医療費助成制度が実施されていますが、市町村の制度内容の格差が年々拡大している状況にあります。

当市においても、乳幼児等福祉医療費の助成は段階的に対象年齢が拡大され、平成17年度までには入院・外来とも義務教育就学前まで、平成18年度より入院は小学6年生まで、平成19年度より入院・外来とも小学6年生まで、平成20年度には入院は義務教育終了までと拡大

され、子育て支援の立場からも感謝をいたしているところでございます。

しかし、子育ては、まだまだ経済的に負担が大きく、近年の経済情勢や高度医療化による医療費の高額など、厳しい状況の中で子育ては大変であり、親にかかる負担は大きいものがあります。子供を安心して産み育てることのできる社会の実現を目指して、子育て支援の一環として、早期に乳幼児等医療費助成の対象年齢を義務教育終了まで、入院のみでなく外来も含めてすべて無料化へと拡大することはできないか、お尋ねをいたします。

厳しい財政状況は十分理解しているところではございますが、福祉の充実、安心して子育てができる住みたいまちの条件の大きな柱の一つでもあり、また近年の県下各市町村におきましても大きく見直しがなされてきているようでございますが、そうした状況も踏まえて、市長の御答弁をお願いいたします。

次に質問の2点目、ふるさと納税制度の取り組みについてをお尋ねいたします。

ふるさと納税制度は、ことし4月の地方税法等の一部改正により、個人住民税の寄附金税制が大幅に拡充される形で導入されたものでありますが、これは自分が生まれ育ったふるさとに貢献したい、ふるさとを応援したいという納税者の思いを寄附という形で生かすことができるようにと、自分が応援したい都道府県、あるいは市区町村に寄附した場合、寄附金の一定範囲内において個人住民税が所得税と合わせて全額控除されるようになったものであります。

この制度が導入されるに至った背景には、地域間格差や過疎などによる税収の落ち込みに悩む自治体の格差是正を求める声や、都会に転出した者が成長する際に、その地域公共団体が負担した教育や福祉などのコストを還元してもらえようという仕組みを望む地方の声、あるいは、好きなまちだから応援したいという納税者の思いの実現など、こうした意見・考えなどがもととなり導入された経緯がございます。ふるさと納税の導入によって、納税者にとっては寄附という形でふるさとを応援するという機会の拡充が図られることになり、また厳しい財政運営を強いられている地方にとってもこれは大いに期待が持てる制度であり、美濃市としても一人でも多くの方々がこのふるさと納税により美濃市を応援していただけるような取り組みを行っていくことが重要であると考えます。

現在、全国的に各自治体においてもこの取り組みが進められつつありますが、美濃市として今後どのように取り組んでいかれるのか、取り組み策や進捗状況などについて総務部長にお尋ねをいたします。

次に質問の3点目、活力ある地域づくりを目指しての出張所のあり方についてお尋ねをいたします。

現在、美濃市には6ヵ所の出張所があり、平成18年4月に出張所機能が地域活動サービスの拠点施設として見直され、その役割を担っております。

今、少子化等の影響で学校再編が余儀なくされ、地域のセンター的な役割を果たす学校がなくなり、地域のコミュニティーが希薄化していくおそれがあります。また、高齢化社会の進展する中で生涯学習活動を充実させ、地域の人たちがそれぞれの持つ技術や能力を活用し

たボランティア活動の積極的な展開が問われております。さらに、現状の中では子育て支援、高齢者の福祉的な支援などを求める声もあります。こうした地域の持つさまざまな問題や課題を解決するため、地域では自治会活動や地域福祉活動、豊かな自然環境の保全や活用、固有の歴史や文化、祭りの伝承、生涯学習活動、交通安全対策、青少年の健全育成、地域防災活動などさまざまな取り組みを行う必要があります。これらの取り組みを充実するため、出張所の支援を得ながらそれぞれ地域で組織を構築し、さまざまな地域のリーダーが中心となり地域づくりを進めていかなければなりません。地域が自分たちで考え、自分たちで行動することが重要であります。

地元のことになりますが、ことし6月、洲原地区公民館活動の一環として、地元の鶴形山のトレッキングを計画し、私も参加してまいりました。すばらしい見どころ、洞というか、滝がありまして、大変感銘をしてきたところでございます。日ごろ、疎遠がちな地域の人々が山登りという一つの共有する目的を持ち、行動をともにすることの意義や喜び、そして楽しさの中で、下山しながら、次は世界遺産でもある熊野古道を歩いてみようということに話が発展しまして、即、出張所長や公民館長の行動計画により、昨日実行の運びとなり、行ってまいりました。出張所を拠点としたこうした地域づくり、人づくりの中で、もっと地域の宝物探しやPRに努め、住民みずからが楽しさや生きがいを見出していけたら、そうした中でこそ、よいひらめきやアイデアが必然的に生まれてくるのではないかと期待をしているところでございます。

少子・高齢化が進展していく中、地域コミュニティの充実を図っていくことは重要なことであり、活力あるコミュニティづくりのため地域リーダーの育成や各種団体等の育成、組織強化など、仕掛け役として出張所の役割に大きく期待するものであります。

そこで、活力ある地域づくりを目指しての出張所のあり方について、出張所での地域活動支援事業の展開の現状と成果、また戸籍や住民票の取り次ぎの状況、さらにはこうしたことを踏まえて、今後の出張所の方向性について総務部長にお尋ねいたします。

以上3点について質問をさせていただきましたので、よろしく御答弁のほどをお願いいたしまして私の質問を終わります。

○議長（日比野 豊君） 市長 石川道政君。

○市長（石川道政君） 皆さん、おはようございます。

市原議員の一般質問の1点目、福祉医療費助成制度の拡大についての入院・外来すべて、義務教育終了までの拡大はできないかについてお答えいたします。

平成20年度は、19年度に引き続きまして、美濃市では少子化対策及び子育て支援を最重要課題の一つとして取り組みを行っているところでございます。平成20年5月1日現在、県内の福祉医療費助成状況についてでございますが、義務教育終了までに拡大しているのは高山市、美濃加茂市など9市で、うち6市が平成20年度から新たに拡大をしているところであります。本市と同じく外来が小学生まで、入院が中学生までを対象としているのは大垣市、可児市、各務原市など6市、外来が小学生就学前まで、入院が中学3年までを対象としている、

こうした市は関市、郡上市など5市でございます。残る1市は、外来・入院とも小学校6年生までを対象としております。

議員御質問の、医療費を義務教育終了までの拡大してはどうかという御質問についてでございますが、少子化対策の一環として子育て家庭への経済的負担を和らげるための支援として重要な施策の一つと考えております。また、これを積極的に検討していかなければならないと思っているところであります。

子育て支援や住みたいまちを目指している本市としては、できるだけ早く要望にこたえていきたいと、このように思っているところであります。

ただし、実施時期については、財政を考えながら検討してまいりたいと考えておりますので、御理解を賜りますようお願い申し上げます、答弁とさせていただきます。

○議長（日比野 豊君） 総務部長 加納和喜君。

○総務部長（加納和喜君） おはようございます。

それでは、市原議員の一般質問の2点目、ふるさと納税制度の取り組みについてお答えをいたします。

議員からお話のありましたように、ふるさと納税制度につきましては、本年度の税制の改正によりまして、生まれ育ったふるさとを応援したい、好きな地域の力になりたいという納税者の思いを寄附という形で実現できるように導入された制度でございます。

地方公共団体に寄附された場合、寄附金のうち5,000円を超える部分について、個人住民税所得割額のおおむね1割を限度として、所得税と合わせて全額が控除される仕組みとなっております。こうした寄附金控除の拡充は、寄附文化を育てていくためや、厳しい財政運営が求められている地方の各都市にとりましても歓迎すべきものとなったところでございますが、今後は議員御指摘のとおり、全国の一人でも多くの方々に、ふるさと納税による寄附をしていただけるような働きかけが大きな課題となってまいります。

ふるさと納税制度に対する美濃市の取り組みは、美濃市をふるさとと思い、応援団となって、美濃市の今と将来のまちづくりを応援していただける市内外の方々から寄附金を募り、いただいた寄附金は一たん基金に積み立て、元気で魅力のあるまちづくりのための事業の推進に活用させていただくことといたしました。寄附金の受け入れや用途を明確にするため、その受け皿となる基金として「ふるさと美濃応援団うだつ基金」を設置することとし、今議会に基金設置のための条例改正及び関連の補正予算を提出させていただいているところでございます。

なお、寄附金の用途につきましては、寄附者の意向を具体的に反映させていただくため、あらかじめメニュー化した項目の中から寄附者の方々に指定していただくこととし、選択していただくメニューといたしましては、一つ目は、うだつの町並み整備や美濃和紙の伝承などの歴史や文化を後世に伝える事業、二つ目に、工業団地開発や「あかりアート展」などの産業・観光を盛んにする事業、三つ目に、森の景観づくりや循環型社会の形成などの豊かな自然と環境を大切にする事業、四つ目に、生涯教育や特色ある学校づくりなどの充実した教

育を進める事業、五つ目に、市民の健康づくりや充実した福祉サービスなどの健康と福祉を進める事業とし、最後の六つ目を、特に使い道を特定しない美濃市政全般に関する事業とした、以上六つのメニューを上げております。

寄附の状況や用途につきましては、広報紙やホームページ等でお知らせをしております。また、寄附の申し込みは様式をホームページからダウンロードでき、郵送、Eメール、ファクスでの申し込みもできるようにしております。

この制度の効果を上げるためのPR方法につきましては、広報紙やホームページへの掲載はもとより、メディアの活用を初め、PR用チラシを作成し、観光施設等での観光客へのPRや首都圏等でお願ひしております美濃特派員や東京古城会の皆様など、美濃市に縁のある方々へのダイレクトメールの送付、あるいは市民の皆さんや議員各位、職員等からの紹介による親戚、知人の方々へのダイレクトメールの送付など、さまざまな方法でと考えているところでございます。また、こうした方々へは、直接、御紹介いただいた方々からお口添えいただくことが大切なことではないかと思っております。

このほか、寄附による「ふるさと美濃の応援」をアピールするため、美濃市に縁のある著名な方に応援団長として就任いただき、お力添えをいただければありがたいことであり、その候補として、歌手で俳優の野口五郎さんをお願いできればと考えておりますし、御寄附いただいた方々へは市内観光施設の優待券をお送りするほか、3万円以上寄附いただいた方には3,000円相当の市の特産品をお届けし、市のPR等に活用いただければと考えております。

なお、去る6月に市長が上京しました折に、東京古城会の皆様方に御協力をお願いを申し上げたところでございますが、一昨日、東京古城会の会員の方から、ふるさと納税本市第1号となります10万円の寄附申し出をいただいたところでございます。また、その他の東京古城会の方々からも御協力いただける旨のありがたいお話を承っておりますので、御報告申し上げます。

今後、市といたしましても、ふるさと納税制度による「ふるさと美濃の応援」への積極的なPRに努めてまいりたいと考えますので、御理解のほどよろしくお願ひ申し上げ、あわせて議員各位におかれましては何とぞお力添えを賜りますよう、よろしくお願ひを申し上げます。

次に、一般質問の3点目、活力ある地域づくりを目指しての出張所のあり方についてお答えいたします。

出張所につきましては、平成18年度からその事務分掌を全面的に見直し、戸籍、住民基本台帳を初めとする窓口業務から、地域活動を支援する拠点施設として、その機能の転化を図ってきたところでございます。これは、平成まちづくり改革において市民協働型行政運営の推進や簡素で効率的な組織運営を推進するもので、コミュニティー活動や生涯学習の充実を初め、地域住民や団体の活動の支援を図るとともに、人件費の抑制に努めるものでございます。

また、市におきましては、IT化を推進する中で戸籍や住民基本台帳、印鑑登録などのコ

ンピューター化に努めてまいりましたが、戸籍事務の電算化による本庁集中管理等を契機に、これまでの出張所の事務分掌を全面的に見直し、行政のスリム化を図ってきたものでございます。こうした出張所の事務分掌の見直しと、その機能を充実する中で、教育・文化の振興、健康・福祉の充実、環境保全、防災、産業振興などさまざまな分野において地域の実情に合った住民の手による地域活動の活性化を促進し、地域コミュニティの醸成とともに、活動の核となるリーダーの育成や各種団体等の育成・強化に努めているところでございます。

職員配置につきましても、事務職員から生涯学習に精通し、団体等の活動支援に熱意のある指導的な役割を担う人材を嘱託職員として採用し、配置する方向で進めております。

円滑な機能の移行を推進するため、平成18年4月から職員2名のうち出張所長を除く1名を地域支援のための嘱託職員に配置がえをしているところでございます。特に充実していく事務事業といたしましては、防災ネットワーク、防災訓練、自主防災組織の育成指導など地域防災活動の推進事業、生涯学習、地域文化・スポーツ活動、子供公民館など地域生涯学習活動事業、ボランティア、介護予防、高齢者触れ合いの場、健康増進、子育て支援、地域福祉、各種募金など地域福祉活動事業、自治会、各種団体、道普請、景観形成、環境美化、地域広報など地域コミュニティ活動の推進としております。各出張所では、従来からの公民館事業に加えてさまざまな事業展開に取り組むとともに、さらに充実した地域だよりを月2回発行するなど、地域への情報を拡充し、市民協働活動の啓発に努めているところでございます。成果といたしましては、行政と協力し合う関係の構築、市民の最も身近なまちづくりの場への参加意識の醸成、地域連携の推進、防災意識の向上、生涯学習活動の向上などでございます。

出張所では、さまざまな取り組みを行っております。例えば洲原出張所では、地域の人たちが掘り起こした星空観察やふるさと探検、鶴形山登山など、下牧出張所では、ウォーキング大会やボルダリングのサポートなど、上牧出張所では軽スポーツ大会やアユ釣りやアユのつかみ取りなど、大矢田出張所では、夏祭りや子供料理教室や各種の教室などでございます。藍見出張所では、公民館事業の取り組みが評価され、平成18年10月に文部科学省から優良公民館として大臣表彰の栄に浴しております。また、この夏休みには期間中14日間開催する小学校と連携した子供サマースクールを初め、夏祭り仮装盆踊り大会を開催しているほか、大矢田出張所と連携した文化祭の開催、中有知出張所では、元旦登山や各種料理教室やスポーツフェスティバルなどでございます。これら生涯学習活動などの公民館事業、文化祭、スポーツ大会、青少年健全育成事業などさまざまな地域の特色を生かした取り組みを行っており、地域活動の中心的役割を担っております。

また、本年1月22日には、岐阜大学教育学部と美濃市教育委員会が連携協力に関する協定を結び、生涯学習活動推進の基盤整備に努めております。

なお、従前取り扱ってございました戸籍、住民登録、印鑑登録関係の事務につきましても、地域の御理解をいただき、何らトラブルはない状況でございます。現在取り扱っております証明書等の発行につきましても、戸籍関係の謄・抄本等では、市全体の発行件数1万470件

のうち1,688件を出張所で、住民登録証明書関係では1万3,741件のうち2,740件を、印鑑登録証明書では9,436件のうち3,676件を発行しております。

今後は、地域コミュニティー活動やボランティア活動を推進し、市民と行政が十分協力し合い、地域が元気になるように、また活力ある地域づくりのため出張所を機能転化し、地域活動サービス、地域公民館活動の拠点支援施設として、さらにその機能の充実を図っていきたいと考えておりますので、御理解賜りますようお願い申し上げ、答弁いたします。

[8番議員挙手]

○議長（日比野 豊君） 8番 市原鶴枝君。

○8番（市原鶴枝君） 詳細にわたる御答弁をいただき、ありがとうございました。

大変了解はいたしました。再質問ではなく、少しばかり要望をいたしておきたいと存じます。

福祉医療費助成制度の拡大につきましては、大変厳しい財政状況の中でございますが、福祉の充実、少子化対策といたしまして最重視される目玉の部分でもございます。県下各市町村の状況も踏まえて、早期の拡大に踏み切っていただきますよう切望をいたしておきます。

次に、ふるさと納税制度については、全国的に寄附金獲得合戦が繰り広げられているようございますが、あの手この手と知恵を絞り、各自治体がふるさとPRに熱が入ってきているようございますが、制度を十分理解していただき、一人でも多くの方々に美濃市の魅力に目を向けていただき、貢献していただきますよう、美濃市を十分にPRしていただき、得策を講じていただきますようお願いをいたしておきます。

また、出張所のあり方につきましては、活力ある地域づくりがいかに大切であり、重要なことかは、住民意識も高まりつつありますが、地域コミュニティーの充実、活力あるコミュニティーづくりのための地域リーダーの育成など、仕掛け役としての、また拠点支援施設として、出張所の役割に大きく期待をいたしておりますので、よろしく願いをいたします。

以上、要望いたしまして、私の質問を終わります。

○議長（日比野 豊君） 次に、14番 野倉和郎君。

○14番（野倉和郎君） おはようございます。

私は、発言通告に従いまして、2点について建設部長、総務部長、民生部長に一般質問をさせていただきます。

去る6月14日には、岩手・宮城内陸地震が、7月24日には岩手北部地震が東北地方を襲いました。ともに震度6強を記録しましたが、特に岩手・宮城内陸地震については、マグニチュード7を超える内陸部の直下地震は、過去50年間で平成7年の阪神大震災、平成12年の鳥取県西部地震に続き3回目という大地震でした。死者・行方不明者合わせて23人を数え、震源地に近い地域では山が砕け、道が裂け、地すべりが発生するなど、想像を超える惨状となりました。土砂が川をせきとめた土砂ダムは15カ所に及び、水位が上がり決壊の心配もありました。

ことしの5月に各家庭に配布された「美濃市防災マップ」によりますと、幸い美濃市には

活断層は発見されていませんが、直下型地震が発生した場合や、東海地震・東南海地震、阿寺断層帯地震の震度は5弱から6弱が予測されております。また、平成18年7月に作成され、各家庭に配布された「土砂災害危険区域図」によりますと、市内には、がけ崩れのおそれのある急傾斜地崩壊危険区域は148カ所、土石流危険渓流は93渓流があります。岩手・宮城内陸地震も人ごとではなく、美濃市においても地震によるがけ崩れや、その後の雨による土石流など大災害となる危険性が憂慮されます。このような土砂災害により車が通行できなくなり、孤立する可能性のある集落もあるのではないのでしょうか、お尋ねします。

一つ目に、市内の急傾斜地崩壊危険区域と土石流危険渓流の防災対策工事はどの程度進捗しているのでしょうか、お尋ねをいたします。

二つ目に、地震災害は未然に防ぐことは不可能です。岐阜県では、6月から7月にかけて震災時における孤立予想地域の調査として、市町村防災カルテ事業を実施したと聞いております。美濃市には孤立予想地域はあるのかどうか。また、孤立したときには、食料など生活必需品の備蓄が必要だと思っておりますが、市内における備蓄状況についてお尋ねします。

三つ目の質問ですが、6月議会で並議員が、また武井議員が、公共施設の耐震化について質問をされました。私も、2年前の6月議会で市指定避難所の耐震診断の必要性を訴え、一般質問をしましたが、残念ながら実現しておりません。並議員、武井議員の質問に対しては、耐震改修の努力義務のある市庁舎、美濃北中校舎、図書館については具体的に答弁がありました。法令に基づく努力義務のない公共施設については、計画的に耐震診断を実施すると答弁がありました。今年度から、市民に対しては昭和56年以前の建築物に対しても自己負担なしで住宅耐震診断ができる措置がとられておりますが、そのような中で努力義務が課せられていない公共施設の耐震診断が具体的な計画に至っていないことは、市の姿勢としていかがなものかと思っております。速やかに耐震診断を実施し、必要な措置をとるべきではないかと考えます。あわせて、市指定避難所の耐震診断も重要であると考えます。なお、耐震診断の結果、危険度が高い施設があるとすれば、施設利用者の身体・生命を守ることを優先して、耐震工事ができるまで施設を閉鎖したり、避難所の指定解除もやむを得ないと思っておりますが、お考えをお尋ねします。

次に質問の2点目です。私は、ことしの3月議会でレジ袋有料化の取り組みの考えがあるのかについて質問をいたしました。市長からは、レジ袋有料化に積極的に取り組みたいと答弁をいただきました。有料化により、レジ袋を削減することは、地球温暖化の要因でもある二酸化炭素を削減できるという大きな効果があります。県内では、4月段階では輪之内町、大垣市、各務原市で始まっておりましたが、7月からは北方町、9月からは関市、岐阜市、可茂地域10市町村などで実施されており、10月からは郡上市や東濃5市が実施予定など、県内の広い地域で取り組まれております。美濃市においては、六月にレジ袋有料化推進協議会が設置され、協議が進み、8月6日には消費者団体、事業者、美濃市、岐阜県との協定が締結され、10月1日からレジ袋の有料化が始まります。より多くの市民の皆さんに理解をいただき、協力いただきたいという意味合いを込めて一般質問をいたします。スーパーや商店な

ど事業者の参加状況や市民への啓発状況について、またこれからどのように拡大していくのかについてお尋ねいたしたいと思います。

○議長（日比野 豊君） 建設部長 平林泉君。

○建設部長（平林 泉君） おはようございます。

それでは、野倉議員の一般質問の1点目、地震防災対策及び義務化されていない公共施設の耐震診断についての一つ目、急傾斜地崩壊危険区域と土石流危険渓流の防災対策工事の進捗状況についてお答えをいたします。

土砂災害は、毎年のように全国各地で発生しておりまして、私たちの暮らしに大きな被害を与えております。地震はもちろんのこと、地球温暖化による気象変動の影響もあり、最近ではゲリラ豪雨による土砂災害も増加、激甚化の傾向がございます。

土砂災害から人命や財産を守るため、防災対策工事を積極的に促進するとともに、危険箇所のパトロールの実施や危険性のある区域と避難場所を記した土砂災害危険区域図を作成・配布し、住民に周知することにより、被害を最小限に防止するよう努めております。

また、土砂災害防止法に基づき、県の事業として平成19年度には避難場所及び要援護者施設がある土石流危険渓流17ヵ所の基礎調査が実施しておりますし、本年度は土石流危険渓流1ヵ所と急傾斜地崩壊危険箇所20ヵ所の基礎調査が8月から行われております。残りの箇所につきましても順次基礎調査が行われ、この基礎調査の結果をもとに、優先度を考慮しながら、防災対策工事が検討されることとなります。

さて、本市の急傾斜地崩壊危険箇所は148ヵ所ありまして、そのうち法律で指定を受けた箇所が急傾斜地崩壊対策危険区域でありまして、33ヵ所が指定されております。急傾斜地崩壊危険箇所の防災対策工事の進捗状況につきましては、24ヵ所で防災対策工事が施行されており、整備率は16.2%であります。危険区域に限定いたしますと、整備率は72.7%になります。現在、前野地区で急傾斜地の工事が施行されておりますが、本年度で完成する予定であります。

また、土石流危険渓流は市内には93渓流ありまして、そのうち28渓流が事業着手されており、着手率は30.1%になります。なお、本年度から小倉谷において砂防ダムの工事が施行されております。

市といたしましても、土砂災害を事前に防止するため、県と連携してハード・ソフト両面の対策を積極的に進めてまいりたいと考えておりますので、御理解賜りたくお願い申し上げます。答弁とさせていただきます。

○議長（日比野 豊君） 総務部長 加納和喜君。

○総務部長（加納和喜君） それでは、野倉議員の一般質問の1点目、地震防災対策及び義務化されていない公共施設の耐震診断についての一つ目、震災時における孤立予想地域の有無及び食料など生活必需品の備蓄についてお答えをいたします。

県から7月に調査依頼がありました孤立地域の定義は、中山間地域で道路交通による外部からのアクセスが、地震・風水害に伴う土砂災害や液状化等による道路構造物の損傷、道路

への土砂堆積により人の移動・物資の流通が困難もしくは不可能となる地域であり、孤立に至る条件として、アクセス道路すべてが土砂災害危険箇所隣接している地区及び集落であることで、その候補地域について回答しております。今後は、県において孤立地域についての対策を講じられますので、それを参考に必要な措置を講じてまいりたいと考えております。

震災時には、土砂崩れや橋の崩落などでどの地域も孤立する可能性がございます。災害時に孤立した地域には、市の災害対策本部からの支援がおくれる可能性が大きくなります。こうした場合を想定し、各地域に自主防災組織を設置していただいております。現在の組織率は96%でございます。

それぞれの地域におきまして、災害時には、要援護者を含めた避難活動や防災活動、避難所の開設、食料の確保などが必要となり、地域でできることはまず地域で行うという自助・共助による地域が一体となった対応が求められます。このため、常日ごろから自主防災組織と地域の消防団が連携した防災訓練やふれあい消防祭などを通じた訓練を実践していただいているところでございます。

また、さきの市防災訓練では、緊急時に迅速に対応できるように、半道地区が孤立したということを想定して、その訓練を実施したところでございます。

市では、食料・毛布等につきまして、アルファ米等食料約3,600食、毛布500枚を市防災センターや道の駅「美濃にわか茶屋」を中心に備蓄しております。そのうち、洲原地区は洲原防災センター、牧谷地区は上牧公民館、大矢田・藍見地区は藍見防災センターにアルファ米・乾パンを200食、毛布50枚をそれぞれ分散して備蓄しており、今後、計画的に充実していく予定でございます。さらには、安定した供給のため、イオン株式会社ジャスコ美濃店とも「災害時における応急生活物資供給等の協力に関する協定」を締結しておりますが、今後も、その他の事業者との物資供給の協力体制の協定を増加していくことといたしております。

また、今年5月には地震ハザードマップを、それ以前には洪水ハザードマップや土砂災害危険区域図を各家庭に配布しておりますので、各家庭や地域で活用していただき、危険箇所や避難箇所の確認をしていただくとともに、非常時に備えた食料や日用品、安全対策用品などを常備していただくことが肝要と考えております。

次に三つ目の、努力義務が課せられていない公共施設や市指定避難所の耐震診断を速やかに実施し、必要な措置をとるべきでないかについてでございますが、努力義務は課せられておりませんが、昭和56年以前に建設された体育館、文化会館、老人福祉センターなど居室を有する市の施設につきましては、今後、計画的に耐震診断を行い、必要なら耐震化の検討を実施してまいります。また、避難所に指定してあります地区集会場などにつきましても、今後、計画的に耐震診断を行い、その結果により避難所の指定や耐震化など自治会と協議し、検討してまいりたいと思っておりますので、御理解賜りますようお願い申し上げます。

○議長（日比野 豊君） 民生部長 川野純君。

○民生部長（川野 純君） それでは、野倉議員御質問の2点目、レジ袋有料化の取り組み状

況及び拡大の方策についてお答えいたします。

レジ袋の有料化につきましては、本年6月27日に美濃市レジ袋削減推進協議会を開催し、脱温暖化社会の構築に向け、環境に優しいライフスタイルへの転換を図る目的で、ジャスコ美濃店、カネスエ美濃店、主婦の店美濃店、グリーンメック、みちくさ館、美濃にわか茶屋の6事業所を初め、美濃商工会議所並びに美濃市連合自治会など4消費者団体、岐阜県に参加を願い、協議を重ねてまいりました。

美濃市においてレジ袋が80%削減された場合、一般廃棄物の減量が年間37トン、CO₂の削減が年間230トンにも及び、早急に取り組むこととして、本年10月1日の実施に向けて8月6日に協定書の締結を行ったところでございます。このレジ袋有料化の取り組みについては、市民の皆様にご理解と御協力をいただくため、「広報みの」9月1日号で特集を組んだほか、ケーブルテレビ、県ホームページにより啓発等を行っております。

参加事業所には、大小のぼり旗を設置しているほか、10月1日の実施に向けて、レジ袋削減推進協議会による店頭での啓発活動を計画しております。また、レジ袋有料化の取り組みを拡大するため、美濃商工会議所を通じて市内の商店などに啓発活動を展開してまいります。協定締結後に、俵町の喜楽精肉店から活動に参加のお申し出をいただいております。

今後、より多くの市民の皆様や事業者の御理解と御協力をいただきながら、もったいない運動の一環としてレジ袋有料化及びマイバッグの推進、マイはし運動、ストップ・ザ・アイドリング等のキャンペーンを実施し、地球温暖化防止の活動を推進してまいりますので、御理解と御協力をお願い申し上げ、答弁とさせていただきます。

[14番議員挙手]

○議長（日比野 豊君） 14番 野倉和郎君。

○14番（野倉和郎君） レジ袋有料化に対しましては了解をいたしますが、地震防災対策について要望をいたします。

「天災は忘れたころにやってくる」と言われています。美濃市においては、明治34年に発生した濃尾地震以降は大きな地震に見舞われるという経験がありました。しかしながら、濃尾地震は根尾谷断層の活動により発生した地震であり、既に117年が経過しており、そろそろ活動が起きるころではないかと心配されるころです。また、東海地震・東南海地震等はいつ起きてもおかしくないと言われております。公共も民間も含めて建物の補強や危険箇所の防災工事、安全な避難場所の確保、食料や薬、生活必需品の備蓄など、きめ細かく準備することがたくさんあります。大地震に対しては、未然に防ぎ切るということは不可能です。しかしながら、被害を最小限に食い止められるような防災対策を優先して実施し、市民が安全で安心して暮らすことができる災害に強いまちづくりを進めていただくよう強く要望し、一般質問を終わります。

○議長（日比野 豊君） 次に、13番 児山廣茂君。

○13番（児山廣茂君） 皆さん、こんにちは。

私は、発言通告に従いまして、一般質問、県道上野・関線の事業進捗状況と今後の計画に

ついて、建設部長にお尋ねをいたします。

美濃市の道路環境は、高規格道路では東海環状自動車道の東回り線、豊田東ジャンクションから美濃ジャンクションの間が平成17年3月19日に供用開始され、東海北陸自動車道においても本年7月5日に全線開通し、美濃市はこの二つの高速道路の結節点に位置しており、この高速道路の開通は、地域経済や観光などに多くの影響が出てくるものと期待をするものであります。

さて、美濃市を通る唯一の国道156号線は、一昔前は「あの交通渋滞の美濃市」と言われてきましたが、東海北陸自動車道の延伸や、松森から曾代の間の変換点等の改良により、現在は一部の期間、時間帯を除き渋滞は緩和され、スムーズな通行が確保されてきました。

しかし、市民の日常生活に関連が深い県道及び市道においては、いまだに改良整備の必要なところが数多くあるように思われます。その中で、特に県道上野・関線の一部、大矢田市場地区から御手洗地区の間については、大矢田バイパスの市場から西洞2,200メートルが平成14年に供用開始され、御手洗側では用地買収が始まってから14年の歳月をかけ、待望の県道御手洗・立花線の御手洗バイパス1,260メートルが去る7月8日に完成し、雨の最中でありましたが、150人もの地域住民が開通式に参加し、ともにこのバイパスの完成に喜びを分かち合ったところであります。これは、県道や市道の改良整備が地域住民にとっていかに期待が大きいものかと、私自身痛感したところでございます。

さて、そこで建設部長にお伺いします。

県道上野・関線は、通過交通や、美濃北部から美濃西南部へつながる地域間交通としての道路だけでなく、来年3月に供用開始が予定されている東海環状自動車道（仮称）西関インターチェンジ、東海北陸自動車道美濃インターチェンジや、市街地へのアクセス道路として重要な幹線道路であると思っております。美濃市にとって最重要道路であるこの県道上野・関線の一部、大矢田西洞から半道のトンネルを含み、御手洗までの道路改良整備について、その進捗状況と、今後の計画についてどのようになっているのか、お尋ねをいたします。御答弁をよろしくお願いいたします。

○議長（日比野 豊君） 建設部長 平林泉君。

○建設部長（平林 泉君） それでは、児山議員の一般質問、県道上野・関線の事業進捗状況と今後の計画についてお答えいたします。

議員御承知のとおり、この県道上野・関線は、美濃市の北部並びに関市洞戸、板取と東海北陸自動車道美濃インターチェンジや来春供用開始予定の東海環状自動車道（仮称）西関インターチェンジへのアクセス道路として、あるいは岐阜美濃線とを結ぶ地域住民の利用度の高い道路であり、北部地域の産業、生活の利便性の向上や振興のため、市としては重要な路線の一つとして位置づけをしております。また、道路は住民の日常生活を支え、住みよい地域社会を形成するための最も基本的な社会基盤であります。

同路線は、総延長1万1,845メートル、改良済み分は4,675メートルで、改良率は39.5%でありまして、そのうち美濃市分9,001メートルのうち改良済み分は3,783メートルで、改良率

は42%になっており、未整備区間の多い道路でございます。

同路線の事業進捗状況と今後の計画についてであります。現在工事中であります大矢田西洞地区のトンネルへの登り口付近の工事につきましては、本年度も引き続き工事が行われると聞いております。

新大矢田トンネルにつきましては、県の財政状況が厳しい中、トンネル工事には多額の事業費を確保することから、現段階では早期のトンネル着手は困難な状況となっております。市といたしましては、半道から御手洗間の未整備区間の道路改良もあわせて必要と考えておりました。県への要望の結果、新たに今年度から半道から御手洗間の道路改良に着手していただけることになりました。本年度は現地踏査、測量作業を行い、その成果をもとに道路の設計を行う予定であると聞いております。

既に7月下旬には地元自治会に説明会が開催され、間もなく現地測量に入るとのことです。また、作業が順調に進めば、来年度以降については順次事業が実施されることとなります。

なお、この路線につきましては、本市と関市で県道上野・関線改良整備促進期成同盟会を結成しております。本同盟会としても以前からこの区間の道路拡幅を県に要望いたしております。今後とも、県に対しまして早期完成を要望してまいりますので、一層の御理解を賜りますようお願い申し上げます。答弁とさせていただきます。

○議長（日比野 豊君） これより10分間休憩いたします。

休憩 午前11時02分

再開 午前11時12分

○議長（日比野 豊君） ただいまから休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、7番 武井牧男君。

○7番（武井牧男君） 発言通告に従い、4点を質問させていただきます。

初めに、ごみ問題について民生部長にお願いいたします。

私は、一般質問を通してごみの減量化を訴えてまいりました。今回は、広域行政事業組合事業概要のうち、クリーンプラザ中濃の概要の19年度、20年度の事業内容から質問させていただきます。

関市と本市の一般廃棄物の1日1人当たりの搬入量が、関市と本市と比較しますと、18年度では関市が513グラム、本市が567グラムで、54グラム本市が多くなっております。また、19年度では関市が510グラム、本市が581グラムで、1人当たりの1日搬入量が本市が71グラム多くなっております。また、可燃物について見てみますと、搬入量は構成比63%中、関市が49.1%、1,500万2,590キログラム、本市が13.9%の424万370キログラムでございます。同じ条件のもとでの搬入量を算出するために、関市と本市の人口比から見てみますと384万8,592キログラムとなり、実際の搬入量と人口比から算出した数値を比較しますと39万1,778キログラム、391トン多くなります。同一広域行政事務組合の中にあつて、この数値の

差は、本市の一般廃棄物の搬入量が多いことが判明いたしました。

そこで、次の3点につき質問いたします。

一つ目、関市に比べて美濃市の搬入量が多い原因は何か。二つ目、可燃物の減量化に向けての具体的啓発活動について。三つ目、減量化に対する身近で効果的な対策が検討されているかを質問いたします。

二つ目に、小学校の栄養教諭の増員ができないかを教育長にお尋ねいたします。

近年、特に食に対する取り組みが喫緊の課題として取り上げられております。それは、食の安全、食の海外依存等とともに栄養の偏り、個食、不規則な食事等、食生活の乱れが生じています。このために、食に関する知識と食を選択する力を習得し、健全な食生活が実践できる人間を育てるため、平成17年6月、食育基本法が成立し、栄養教諭の配置が制度化されました。学校における食育推進のためには、栄養教諭の配置とともに、学校の教職員の連携・協力、父母を含めた地域挙げての取り組みが重要とされております。そのためには、栄養教諭の配置促進が必要と思います。栄養教諭の配置に関しては地方公共団体や設置者に任されており、公共小・中学校の場合は県費負担教職員となることから、県教育委員会の判断により配置が決まりますが、本市の独自の取り組みとして全小・中学校への図書司書職員の配置が行われ、その成果が大きく評価されております。そうした中において、健全な食生活ができるために、児童・生徒の育成のために、市独自に全小学校に栄養教諭の配置ができないかをお尋ね申し上げます。

三つ目に、小学校における農業体験学習の場として、わくわくファームの貸付農園が利用できないかを教育長にお尋ねいたします。

今、政府は、食料自給率をカロリー計算で50%を目指していますが、農業従事者が高齢化し、後継者がいないため耕作放棄地がふえており、そのための農業政策が見直されています。私たちの地域も、そうした光景は顕著になっております。そうした中であって、ふれあい農園の貸し付けも思わしくありません。そこで提案でございますが、この場所を学校農園として利用されたいと思います。児童と父兄、地域が一体となった体験学習の場として利用されれば、子供の食に対する考えも、収穫の難しさから多くを学び取ることができ、食育にも大いに役立つものと思います。学校農園の現在の取り組みと、私の提案についての御見解をお尋ねいたします。

四つ目に、美濃市もみじが丘の校区はどのように考えているのかを教育長にお尋ねいたします。

美濃市美濃西部土地区画整理事業が行われ、区画整理できました区域が、本年第4回の定例議会に字名の変更が提案され、字名が「もみじが丘」一丁目から三丁目と改名されました。学校区が大矢田小学校区と藍見小学校区に分かれております。改名と同時に学校区も同一校区に見直されると思っていましたが、見直しされませんでした。なぜ見直しがされなかったのか、お尋ねをいたします。

○議長（日比野 豊君） 民生部長 川野純君。

○民生部長（川野 純君） 武井議員の御質問の1点目、ごみ問題についてお答えいたします。

まず一つ目の、関市に比べて美濃市の搬入量が多い原因は何かについてでございますが、ごみ処理について両市の制度的違いがございます。関市の場合、粗大ごみが1個500円と有料化されておりますことと、可燃ごみについても、ごみ袋が一定枚数を超えますと1枚300円の段階的有料化になっていることでございます。

クリーンセンターに搬入されますごみは、市による一般収集と個人による持ち込み搬入がございます。議員の比較された数値は収集分のみでありますので、持ち込み分を加えました総搬入量で比較しますと、関市に比べ本市が1日1人当たり平成18年度12グラム多く、平成19年度が20グラム少なくなっております。有料化により個人による持ち込みが関市では多い分、本市では収集ごみが多くなっている現状でございます。

次に二つ目の、可燃物の減量化に向けての具体的啓発活動についてですが、本年10月1日から実施するレジ袋の有料化も、その活動の一環として位置づけております。

また、美濃市廃棄物減量等推進委員を66人委嘱し、ごみ減量の啓発をお願いしているとともに、本年7月から8月にかけて、朝7時30分から8時30分の間、職員と推進委員が各自治会のごみステーションの現地指導に当たり、今年度は46自治会147ステーションで467人に直接指導を行いました。今後も引き続き、ごみの分別収集、リサイクル等の現地指導を初め、マイバッグ、マイはし、ストップ・ザ・アイドリング等の啓発に努めてまいりたいと考えております。

次に三つ目の、減量化に対する身近で効果的な対策の検討についてですが、補助金によるもので各家庭で実施されているものに、電動式生ごみ処理機、コンポスト、ボカシによるものがございます。電動式生ごみ処理機の設置につきましては、19年度末で438台が設置されており、毎年約20台程度が設置されている状況でございます。また、最近では家庭でできる生ごみ処理の方法として段ボールコンポストがマスコミ等で取り上げられております。泥炭層から切り出したピートモスと呼ばれる用土を用いる方法や、粉ぬかと鶏ふんを用いる方法などが紹介されていますが、いずれの方法も段ボールを用いて90%と言われる生ごみの水分を蒸発させて堆肥化させる方法でございます。これらにつきましても、どれが最適か研究してまいりたいと考えております。

ごみの搬出を抑制し、かつ市の財政面も考慮すると、有料化を近く考えざるを得ない状況にあります。

いずれにしましても、市民の皆様の御理解と御協力を賜らないと、ごみの減量化は進まないものと考えておりますので、今後も現地指導を初め啓発に努めてまいりますので、御理解と御協力をお願い申し上げ、答弁とさせていただきます。

○議長（日比野 豊君） 教育長 森和美君。

○教育長（森 和美君） 武井議員の一般質問の2点目、小学校の栄養教諭の増員はできないのかについてお答えします。

現在、県では、定数に応じて栄養職員の加配を行っております。県の定数によりますと、

共同調理場で児童・生徒数1,500名以下の場合の栄養職員の加配は1名、6,000名までは2名、6,000名以上は3名となっておりますので、美濃市においては全児童・生徒数約1,800名でありますので2名の加配となっております。

各学校では、栄養職員を給食時間訪問として招き、年間1回、すべての児童・生徒に栄養指導を行っております。また、授業時間訪問として、食育指導や生活習慣病予防の指導を行っております。中でも、下牧小学校では学年ごとに年間6回の授業時間訪問を計画し、食に対する正しい知識と望ましい食習慣づくりを目標にして指導を行い、食育を中心としての成果を得ているところであります。

質問にありました栄養教諭の市の増員については、現在、市における職員の配置は、図書館事務職員が9名、少人数指導員12名、心の相談員4人、支援員8人など行われており、それぞれすぐれた効果を得ているところであります。今回の質問の栄養教諭の増員についてを市で行うことは、現在の市の予算の現状を考えるに、これ以上の増員は見込まれませんし、これまでの加配を崩して配置がえをすることは、先ほど述べました効果を減退させることとなりますので難しいところであります。今後は、栄養職員の活用をさらに発展させて、これまで以上に食育を中心としての活動を行っていきたくと考えておりますので、御理解を賜りますようお願い申し上げます、答弁とさせていただきます。

次に一般質問の3点目、小学校における農業体験の場として、わくわくファーム貸付農園が利用できないかについてお答えします。

現在、各学校では、生活科や総合的な学習の時間等において野菜づくり、米づくりなど、いろいろな農業体験が行われています。その多くは、日常的に観察や手入れができる学校の敷地内や周辺の農地を借りて行われております。また、幾つかの活動は地域の方に支えられて行われているという状況があります。地域の支えがあることで、より充実した活動となっております。

その中でも、中有知小学校の農業体験学習は、収穫した野菜を給食センターに提供して、市内の小・中学校の給食の献立の食材として活用したり、道の駅での販売等も行ったりしております。このような体験活動は、児童・生徒の勤労観をはぐくむとともに、食に対する関心を高める大切な取り組みであると考えております。

わくわくファーム貸付農園については現在85区画あり、25%の利用率と聞いています。利用者は地元の団体、個人、他市の個人、合わせて40名程度の方々により活用されていると聞いています。学校の実情から考えますと、来年度からの学習指導要領において、総合的な学習の時間の減少などから、この農業体験活動を行っていくかについて検討しているところであります。

わくわくファームの活用については、来年度学校再編成が行われる牧谷小学校の利用が想定されますが、栽培が日常的な活動であることを考えれば、また往復2キロメートルの道のりがありますが、今後の体験活動について教育計画に組み込んでいけるよう検討していきたいと思っております。

また、教育委員会としましては、農業体験学習は大切な活動であるという認識を持っており、各学校で実施している農業体験活動のすばらしさについて児童・生徒が家庭で広めていく中で、家族ぐるみのわくわくファーム貸付農園の利用の啓発活動について実施していくことも大切であると考えておりますので、御理解を賜りますようお願い申し上げ、答弁とさせていただきます。

次に一般質問の4点目、美濃市もみじが丘の校区はどのように考えているのかについてお答えします。

美濃市美濃西部土地区画整理事業は、平成12年度から大矢田地区と藍見地区にまたがる11.5ヘクタールで行われ、「もみじが丘」という新しい住宅地ができたところでございます。

このもみじが丘の校区につきましては、中学校は昭和中学校区ですが、小学校は大矢田小学校区と藍見小学校区にまたがるため、区画整理組合の役員さんに、字名が変更された際には小学校の校区を一緒にしてほしいと、平成15年から16年にかけて教育委員会の考えを御提案申し上げ、協議をしてきた経緯がございます。組合の役員さんは大矢田地区と藍見地区の両自治会にも相談をかけられ、御協議をされてきたところでございます。その結果、区画整理組合や両地区の諸事情により、小学校区につきましては従前に近い区域となったものでございます。教育委員会といたしましては、12月に予定されている登記が完了しましたら、現在行っております暫定措置の通学区域を正式に規則改正を行う考えでおります。

通学区域の決定には、当時、区画整理組合や両自治会にも御相談を申し上げ、こうした経緯を経て地元で判断されたものでございますので、その結果については尊重していきたいと考えております。

以上でございますが、御理解を賜りますようお願いを申し上げまして、答弁とさせていただきます。

〔7番議員挙手〕

○議長（日比野 豊君） 7番 武井牧男君。

○7番（武井牧男君） 御答弁をそれぞれいただきましたんですが、ここで要望と、通学区については再質問をさせていただきます。

可燃物の搬入量が多いのはなぜかについては、可燃物持ち込み分を含めた総量では本市の搬入量は多くないと答弁は理解いたしましたが、搬入量のみに限ってみますと、前にも述べましたように、人口比から見ますと搬入量が本市が391,778トン多く、これに係る収集費用は、関市に比べた場合、多くかかることが想定されます。また、19年度の処理実績の可燃ごみ、不燃ごみ、それから粗大ごみの搬入量は、関市が1万6,422トン、本市が4,752トン、この実績から人口対比から算出しますと、本市の搬入量は約4,235トンになり、実際の本市の搬入量4,752トンと比べますと517トン多くなります。搬入に使う車両回数も、この方法で算出すると40台多くなる計算になります。こうした実態を市民に知っていただき、ごみ袋の指定のみで市民に財政的負担を強いることなく、自発的に減量に取り組んでいただくことが必要と思います。先ほどは、財政的面で有料化も視野に入れなければならないという答弁が

ありましたが、あくまでも市民と協働して自発的な減量に取り組まれることを要望します。そのために、事業の周知と具体的な減量の方法の提案、減量化の具体的な目標値を掲げ、啓発することを提案いたします。

参考までに、今、私が取り組んでいる方法を述べさせていただきます。

今までには電動生ごみ処理機、コンポストの利用を経験しましたが、現在はほとんど粉炭とピートモスを利用しての生ごみ処理を試みております。においも出ず、順調に推移し、毎日興味を持って試みております。この方法なら手軽に取り組める方法だと思います。一度試してみることをお勧めいたします。

また、2番目の質問ですが、栄養教諭の活動報告によりますと、授業時間訪問による指導では、下牧小学校は全児童を対象に行われていますが、他の小学校は一部の学級に限られていることから見ても教諭の加配が必要と思います。また、平成21年4月1日から施行されます学校給食法の一部改正の中で、学校給食の目標として、一つ、適切な栄養の摂取による健康の保持・増進を図ること。二つ目に、日常生活における食事について正しい理解を深め、健全な食生活を営むことができる判断力を培い及び望ましい食習慣を養うこと。三つ目に、学校生活を豊かにし、明るい社交性及び協働の精神を養うこと。四つ目に、食生活が自然の恩恵の上に成り立つものであることについて理解を深め、生命及び自然を尊重する精神並びに環境の保全に寄与する態度を養うこと。五つ目に、食生活が食にかかわる人々のさまざまな活動に支えられていることについての理解を深め、勤労を重んずる態度を養うこと。六つ目に、我が国や各地域のすぐれた伝統的な食文化についての理解を深めること。七つ目に、食料の生産、流通及び消費について正しい理解に導くこと。こういった目的があるんですが、これを受けて、5として学校給食を活用した食に関する指導の中で、1. 栄養教諭は児童または生徒が健全な食生活をみずから営むことができる知識及び態度を養うため、学校給食を活用した食に関する実践的な指導を行うものとし、この場においても校長は当該指導が効果的に行われるよう、学校給食と関連づけて食に関する指導の全体的な計画を作成すること、その他の必要な措置を講ずることとなっております。二つ目に、栄養教諭が1の指導を行うに当たっては、地域の産物を学校給食に活用すること、その他の創意工夫を行い、地域文化、食に係る産業または自然環境の恵沢に対する児童または生徒の理解の増進を図るよう努めとなっております。三つ目に、栄養教諭以外の学校給食栄養管理者は、栄養教諭に準じて学校給食を活用した食に関する指導を行うよう努めるものとしています。

これらから見ましても、食に関する栄養教諭の重要性、必要性が十分うかがえますので、配置に向けての取り組みをお願いします。

学校農園の必要性についても、5番目に述べられておりました食生活が食にかかわる人々のさまざまな活動に支えられていることについての理解を深め、勤労を重んじる態度を養うこととしていますが、この目的達成には何よりも学校農園での体験学習が必要と思われます。この趣旨を御理解いただき、検討くださいますよう御要望いたします。

通学区については、自治会が一つにまとまり、そういった対象になる児童が入学する時点

にはそういった問題も起こってくると思いますが、そういったとき、どう対処されますか、再質問いたします。

○議長（日比野 豊君） 教育長 森和美君。

○教育長（森 和美君） 議員の再質問、自治会が一つにまとまったときの教育委員会の対応はいかがかというような質問と思いますけれども、自治会が一つにまとまり、あるいは小学校区を一緒にしてほしいという要望が自治会から上がってくれば、そのときに検討させていただきたいと、かように考えておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（日比野 豊君） 次に、2番 古田豊君。

○2番（古田 豊君） 皆さん、おはようございます。

質問のお許しをいただきましたので、私は3点にわたって質問をさせていただきたいと思っております。

質問の1点目は、多少市原議員の質問と重複するところがあるかも知りませんので、恐縮に存じますが、ふるさと納税制度について総務部長にお尋ねしたいと思います。

最近の財政状況は、国を初め県も市も大変厳しいものになっていて、東京や名古屋といった都会に比べ地方の財政が疲弊をしていることから、地方出身で都会に暮らす人が自分のふるさとなどに税金を納めることができる制度が発足をいたしました。美濃市でも大変に苦しい財政状況であり、毎年、自治会から市に対していろいろな要望が出されますが、なかなか予算をつけてもらえないという声があちらこちらから聞こえてきます。

岐阜県では、「県の財政状況について」という文書をつくり、「行財政改革のスタートは職員の意識改革から」と呼びかけ、財政状況はこの数年、全国を上回るペースで急速に悪化し、今後10年間、毎年400億円程度の財源不足が発生するという見通しを述べておられます。「財政悪化の要因」として公債費の急増を上げられ、1番目に、過去の国の経済対策に呼応して過剰な投資を進め、その財源として県債、県の借金に大きく依存してきた。2番目に、またこの投資の抑制について、他県に比べておくれた。3番目に、平成9年度から返済すべき県債の償還を一部先送りしたことと述べられて、1. 基金残高の推移はというと、岐阜県の基金は底をつきかけている。2. 公債費の推移はというと、増加傾向が続く県の公債費で、借金の返済がどんどんふえていく。3. 今後、増加する経費はというと、社会保障関係経費や退職手当は今後も増加していく。そして、このままでは県財政はさらに悪化し、多額の財政赤字が発生し、財政再生団体へ転落すると言っておられ、危機感を訴えられ、職員の奮起を促されております。

美濃市も四、五年先から下水道事業にかかった借金の元金の返済が始まれば大変な状態になると思われませんが、非常に危機感に乏しいのは大変気になるところであります。

そこで、寄附金による収入増を図るべく、ふるさと納税について質問をいたします。

ことしの5月からふるさと納税制度が導入され、全国の都道府県や市町村では早速取り組みられ、既にある程度の寄附金が集まっているところもあるようですが、美濃市の取り組み状況についてお尋ねいたします。

他市では既に多くの市で実施されているわけですから、美濃市のように自主財源が乏しく、財政が貧弱な市こそ他市に先んじて取り組む積極性が必要だと考えます。

この制度は、ふるさとを応援したいとか、あの町の伝統文化や町並みを守るために貢献したいとか、あの町のすてきなイベント事業を応援したいなど、全国民がどこの都道府県や市町村にも寄附ができて、寄附を行った場合、5,000円を超える部分について個人住民税の1割を限度として、所得税と合わせて全額が控除される仕組みです。

高山市では、五つの中から選べる応援メニュー、どのメニューに応援いただけますかということで、1. 高山祭と古い町並み、2. 緑豊かな農山村景観、3. 飛騨牛とたくみのわざ、4. 人情あふれる飛騨人の優しさ、5. みんな応援したいふるさとお任せ応援というふうに寄附を呼びかけておられます。関市でも郡上市でも既に取り組まれております。

美濃市での取り組みは、8月31日の読売新聞によりますと、1. 歴史や文化を後世に伝える事業、2. 産業、観光を盛んにする事業、3. 豊かな自然と環境を大切にすること、4. 充実した教育を進める事業、5. 健康と福祉を進める事業、6. 美濃市政全般に関する事業となっておりまして、実に抽象的な表現で、日本じゅうの地方自治体に取り組んでいることであり、具体的に何をしようとするのかわからないことに寄附金が集まるのか、疑問を感じます。もっとインパクトがあり、具体性のある事業をメニューとした方がよいのではないかと。他の市がやるから美濃市もということではなく、もっと積極的に必死になってやっていただきたいと思えます。

例えば1. あかりアート展の応援、2. ツアー・オブ・ジャパンに対する応援、3. 国指定文化財美濃橋の補修に対する応援、4. 小さな市でも立派にやっていけるように人口増対策、美濃市への企業立地に対する応援、5. 火葬場の建設に対する応援等、具体的にふるさと寄附を募ったらいかがかと思えます。ホームページに掲載したり、美濃市出身の人たちだけにパンフレットを送るだけではなくて、全国民を対象に、芸能人や有名人・スポーツ選手や財界人にまで工夫を凝らしたパンフレットをつくり、小さくても頑張る美濃市、財政が貧弱で高齢化率が毎年高くなるまちを全国の皆さんに応援していただけるよう、最大限の工夫をしていただくようお願いをしたいと思えます。

もう1点は、今度の条例の改正で「ふるさと美濃応援団うだつ基金」を設けられて、補正予算を組んで「ふるさと美濃応援団うだつ基金」へ1,000万円の積立金が計上されておりますが、これはまた変な話で、全国民にふるさと寄附をお願いするのに、なぜ一般財源で1,000万円も積み立てるのか、わけがわかりません。銀行に口座を設けるのに1,000万円もかかるわけがないし、これから寄附が集まってくる口座に1,000万円も入れる必要性は何なのか、全くわかりません。そのような余裕があるなら、寄附金を呼びかける必要はないと言えなくもない。そして、そんな余裕があるなら、私たちの生活道路にもっと予算をつけていただきたい。

「ふるさと美濃応援団うだつ基金」のメニューでは、どのような事業にも充てることのできる。翻って考えた場合、一般財源で基金を設けることはないはずである。全く何を考えて

おられるのやらわかりません。答弁をお願いいたします。

質問の2点目は、国指定重要文化財美濃橋の修復計画について、建設部長に質問したいと思えます。

国指定重要文化財美濃橋については、大正5年に竣工し、既に92年を経ており、国の重要文化財に指定されている、美濃市にとってかけがえのない財産であり、観光資源であります。しかし、現状は色もはげ落ち、相当傷んでおり、補強工事が必要と聞いております。学識経験者を含めて修復計画を立てられたと聞いておりますが、どのような修復計画なのか、工事の実施時期、費用についてお尋ねいたします。

せっかくの重要文化財が見すぼらしい形でいつまでも放置されていることは、文化財を守る市の姿勢を問われることになりかねません。ぜひ早急に修復工事をしていただきたいと思えます。計画の詳細と実施のめどについてお答えください。

次に3点目の質問は、火葬場について民生部長に質問をいたします。

現在の火葬場は昭和45年5月に不慮の火災で焼失した跡に、原型復旧の形で建設されたものであります。原型復旧ですから、それまでにあったものをそのまま建てられたものであります。既に38年たっておりまして、施設の老朽化が進み、維持管理費もかさんでいると聞いております。煙突から煙の出るような火葬場は珍しいので、映画のロケに来るぐらいの古いものになってしまいました。

私は、多くの市民の皆さんから、火葬場を早く新築してほしいという要望を聞いております。市民は、人生を一生懸命に生き、つらいことや悲しいこと、また楽しいことも経験しながら必死に人生を全うし、最後は火葬場のお世話になるわけですが、せめて最期くらいはきれいな明るいところで最期を迎え、自分の人生を全うしたいと思うのは決してぜいたくなことではないと思えます。ぜひ早く新しい建物と設備にさせていただいて、人それぞれの人生を尊重し、感謝し、お見送りできる施設にさせていただきたいものです。第4次総合計画後期基本計画では、「施設整備を推進するため環境アセスメントの調査に着手します。早期の稼働を目指して建設を推進します」とありますが、環境アセスメントの調査はされたのか。火葬場の建設はいつ行われるのか。第4次総合計画後期基本計画は平成18年度から平成22年度までの計画であります。平成22年度までに建設されるのか、民生部長にお伺いしたいと思えます。

1点目の質問で取り上げました「ふるさと寄附で火葬場を」と申し上げましたが、火葬場にふるさと寄附をなんて思われるかもしれませんが、多治見市では火葬場新築にふるさと寄附を呼びかけていらっしゃいます。市民のだれもがひとしく利用する火葬場ほど市民に公平な施設はありません。施設の老朽化、市民の願望などを総合的に判断すれば、最も緊急度の高い施設であると思えます。民生部長の積極的な答弁を期待して、私の質問を終わります。

○議長（日比野 豊君） 総務部長 加納和喜君。

○総務部長（加納和喜君） それでは、古田議員の一般質問の1点目、ふるさと納税制度に伴

うメニューの提案についてお答えいたします。

ふるさと納税制度の概要やこの制度に対する美濃市の取り組みにつきましては、先ほど市原議員の御質問でもお答えしたところでございます。また、ただいま古田議員からもこの制度に関するお話や御提案があったところでございますが、寄附金税制拡充によるこの制度につきましては、さまざまな議論はあるものの、将来的にも維持されていくものとの認識のもと、全国の都道府県、市区町村が今年度一斉に取り組み、寄附金の獲得競争としての様相を呈するものとなっております。

こうした中、市といたしましては、この制度の実を上げるためには、待ちの姿勢ではなく、まず第一義的には、美濃市の出身、あるいは美濃市に縁のある市外在住の皆様方個々に直接アプローチして、美濃市のまちづくりに対する応援のお願いを行っていくことが最も効果的であると考えているところでございまして、この点に関しましては、先ほど市原議員の御質問に対する答弁におきましてもお願い申し上げましたとおり、議員各位の格別のお力添えを改めてお願い申し上げる次第であります。

さて、ただいま議員から、もっとインパクトのある具体的な事業をメニューとした方が寄附が集まるのではと、事業を例示されての御提案をいただきましたが、この点につきましては、市といたしましてはまちづくり部門に加え福祉や教育・文化、環境問題などの分野も含め、できるだけ幅広く寄附金の使途を選択していただけるようにと考え、今回のメニュー項目としたところでございます。

しかしながら、ふるさと納税制度は将来的にも継続されていくものと考えておりますので、美濃和紙、うだつの町並み、美濃和紙あかりアートやツアー・オブ・ジャパン、自然など、美濃市が全国的にも誇れる歴史や文化、イベント、景観を生かした特色あるまちづくり事業を項目の中に加えていくなど、今後におきましてもさらに検討を重ね、工夫を凝らしたメニューづくりに努めてまいります。

また、PR用のチラシ等は、全国の多くの方々から共感を得て頑張る美濃市を応援いただけるよう、美濃市ならではのまちづくりの特徴を十分アピールした内容のものとなるよう努めてまいりたいと思っております。

次にお尋ねの点、新たに設置の「ふるさと美濃応援団うだつ基金」へ一般財源で1,000万円積み立てる理由は何かについてであります。この基金は、美濃市をふるさとと思い、美濃市の今と将来のまちづくりを応援していただける方々からの寄附金の受け入れや使い道を明確にするための受け皿として設置することといたしたものであり、厳しい財政事情の中ではありますが、応援いただける寄附者の方々とともに美濃市も資金を投入し、一体となって事業を進めるために、基金へ1,000万円を積み立てることといたしたものでございます。御理解を賜りますようお願い申し上げまして、答弁とさせていただきます。

○議長（日比野 豊君） 建設部長 平林泉君。

○建設部長（平林 泉君） それでは、古田議員の一般質問の2点目、国指定重要文化財美濃橋の修復計画についてお答えをいたします。

美濃橋は、大正5年に竣工したつり橋であり、平成15年には現存する国内最古の近代つり橋としてその価値が評価され、国指定重要文化財として指定されました。橋の長さは113メートル、幅員は3.1メートルであり、コンクリート製の主塔やケーブルは完成当時の部材であり、構造形式や外観は92年たった現在もほぼ変わっておりません。しかし、これまでの維持管理は十分な状況とは言えず、木製の床版の取りかえや、けたの塗装等の修復を行ってまいりました。今後は、美濃橋を文化財として安全に活用していくためには全面修復が必要と考えられ、平成16年から美濃橋修復・活用検討委員会においてその計画の検討がなされ、平成18年3月に計画書を策定いたしております。この修復計画に当たっては、美濃橋の景観を保持するとともに、文化財としての価値を守るため、可能な限り竣工当時の構造を保存し、力学的安全性の確認をすることで計画が検討されました。

その主な内容を申しますと、橋を支える主索ケーブルの腐食が進行し、引っ張りの強度が約3割程度低下しているため、既存のケーブルに防錆加工し、さらにケーブルを2本追加しまして、現在の7本から9本にして強度不足を補い、安全率を確保いたします。次に、ケーブルと橋を結ぶつり索はクリップどめでありますが、これも腐食が進み、すべてのつり索を取りかえる必要があり、竣工当時のシーリングと呼ばれるつり索形状に戻すことになりました。これは昭和49年に撮影された記録にも残っておりまして、試作も行い、十分な強度があることも確認されております。主塔部につきましては、すき間やひび割れに対してはコンクリートペーストを注入したり、炭素繊維シートで補強し、経年劣化した表面被覆材は現況と同じ白色で塗装をいたします。また、アンカー部分につきましては、金具類の防錆対策やコンクリート部の補強も行う計画であります。そのほか、補鋼げたについては防錆処理を行い、重要な部分は新規の材料で製作・交換することで耐久性の高いものにし、塗装は現在と同じ赤色仕上げとする計画であります。

以上のような修復を計画しておりまして、予算は2億円程度と見込まれますが、文化庁や県の補助を受けながら修復を進める計画であります。

財政的には大変厳しいときではありますが、美濃橋は市街地と前野地区を結ぶ重要な橋で、小・中学生の通学路でもあり、また長良川を訪れる観光客の利用も多く、事業の優先順位、国・県補助の採択、財源確保などを勘案し、できるだけ早い時期に修復したいと考えておりますので、御理解賜りたくお願い申し上げまして、答弁とさせていただきます。

○議長（日比野 豊君） 民生部長 川野純君。

○民生部長（川野 純君） 古田議員御質問の3点目、火葬場の建築計画についてお答えいたします。

火葬場は竣工後38年が経過し、炉構造も現在では旧式のものとなっておりますので、平成19年度に火葬場現況調査及び改築基本計画を策定いたしました。計画の内容は、火葬場及びその付近の現況把握、既存の設備の機能調査、改修計画、現在の環境影響調査及び改修計画に伴う環境影響予測でございます。

既存の設備の機能調査では、これまで適時修理・修繕を行っております関係で、速やかに

大規模な改修が必要とはなっていない状況でございます。改修計画といたしましては、現在の敷地内で現在の火葬炉を稼働しながら、北側に火葬炉3基と動物炉1基を予定しております。概算事業費は約5億円で、国・県の補助金はありませんので、すべて一般財源となり、交付税措置のない充当率75%の起債が財源となります。

議員御質問の、環境アセスメントをしたかについては、基本計画において実施しております。環境アセスメント、すなわち環境影響調査及び環境影響予測では、火葬場は大気汚染防止法による規制対象施設ではありませんが、排ガス、悪臭、騒音、振動等による周辺への環境影響を予測して十分な環境保全対策に努めるため、排出目標値を定め、それに対応した設備装置を検討しております。

なお、火葬の取り扱いは、平成10年から18年の平均として1年間に267件となっており、友引及び元旦を休止としております関係で、年間の稼働可能日数は約310日となっております。

議員御質問の、火葬場は22年度までに建設されるのかについてお答えします。

財政面も含めて、市として総合的に判断し、計画的に進めるということで御理解をお願い申し上げ、答弁とさせていただきます。

〔2番議員挙手〕

○議長（日比野 豊君） 2番 古田豊君。

○2番（古田 豊君） 答弁ありがとうございました。

ここでは、要望をしておきたいと思います。

1番目の「ふるさと美濃応援団うだつ基金」への1,000万円の積立金は、全く無意味で必要ないと思います。そんな余裕があるのなら、私の地元では市道松森・広岡線が開通し、通行量もふえ、大変危険な箇所が生じてまいりましたので、1,234名の署名を添えて信号機の設置を公安委員会へお願いしたところ、交差する一方の道路が狭いために信号機の設置は難しいということでありました。まだ人身事故は起こっておりませんが、車両事故が何度も起こっております。大事故が起こる前に、一日も早く信号機が設置できるように、「ふるさと美濃応援団うだつ基金」への1,000万円の積立金をこの道路拡幅のための予算に回していただくよう強く要望しておきたいと思います。

次に、2番目、3番目の国指定重要文化財美濃橋と火葬場につきましては、先送りをするのではなくて、ふるさと寄附等を活用して早急に修復、あるいは建設をしていただきたいと思います。もし先送りになるのなら、なぜそんなに財政が逼迫してきたのか。県が言われるように、国の経済対策に呼応して過剰な投資を進めた結果、公債費、いわゆる借金がふえ、財政が悪化したのではないかと。市民の皆さんにきちんと説明をしていただく必要があると思います。何とぞ早く修復、あるいは建設をしていただくよう要望しておきたいと思います。

○議長（日比野 豊君） これより昼食のため休憩いたします。

午後1時から会議を開きます。

休憩 午後0時06分

○議長（日比野 豊君） ただいまから休憩前に引き続き会議を開きます。

9番 鈴木隆君。

○9番（鈴木 隆君） こんにちは。

私は、一般質問1点、指定管理者制度についてを行います。

この制度は、公の施設管理については公共団体などに限られていたのを、平成15年に地方自治法が改正され、議会の議決を経て民間業者などの団体に委託されるようになりました。その目的は、多様化する住民ニーズにより、効果的、効率的に対応するため、公の施設の管理に民間の力を活用し、住民サービスの向上を図るとともに、経費の節減をすることなどがあると思います。

そこで、我が美濃市において、指定管理者制度を導入している施設は幾つあるのか。その内容はどうか。そして、今後この制度を広めていく予定はあるか。あれば、いつごろまでにやっていきたいか。そのときの施設ごとの試算はどうなるか。また、指定管理者になる要件は何かあるか、質問したいと思います。お願いします。

○議長（日比野 豊君） 総務部長 加納和喜君。

○総務部長（加納和喜君） それでは、鈴木議員の一般質問、指定管理者制度についてお答えします。

指定管理者制度につきましては、平成15年9月の地方自治法の一部改正により、これまで地方公共団体や公共的団体に限定していた公の施設の管理運営を、株式会社を初めとした営利企業・団体、NPO法人、市民グループなどの法人、その他の団体に包括的に代行させることができるようになった制度でございます。

地方公共団体は、条例により指定管理者候補を選定し、議会の議決を経ることで、最終的に選ばれた管理者に対し管理運営の委任をすることができ、管理者は民間の手法を用いて、弾力的で柔軟性のある施設運営を行うことが可能となり、その施設の利用に際して料金を徴収している場合は、得られた収入を地方公共団体との協定の範囲で管理者の収入とすることができることとなっております。

一つ目の、現在指定管理者制度を導入している施設は幾つで、その内容はでございますが、市では平成18年4月に指定管理者制度を導入いたしました。美濃市女性商工会館は美濃商工会議所、美濃市観光案内所と旧名鉄美濃駅の2施設は観光協会、みのりの家作業所や美濃北デイサービスセンターなど4福祉施設は社会福祉協議会、みちくさ館は美濃特産物管理組合、コウゾ加工施設とコウゾ乾燥調整施設の2件はそれぞれのコウゾ生産組合、市所有の集会施設など27件は地域の自治会を指定管理者として選定し、合計37施設の運営管理を委託しております。また、昨年6月には美濃にわか茶屋について、株式会社美濃にわか茶屋を指定管理者として選定しており、いずれの公の施設もその設置目的に合った効果が出ているものと考えております。

二つ目の、指定管理者制度を導入していない施設に今後導入していく予定はあるのかについてでございますが、平成まちづくり改革を推進していく中で、今後、文化会館、美濃和紙の里会館、旧今井家住宅、美濃和紙あかりアート館等について指定管理者制度が導入できないか検討してまいりたいと考えております。

三つ目の、導入する場合に満たす要件とは、また施設ごとの試算はどのようなのかについてでございますが、指定管理者選定におきまして、その施設の設置目的が十分に達成されること、利用対象者の平等な利用が確保されること、施設の適切な維持及び管理を図ることができるとともに管理経費の縮減が図られるものであること、事業計画書に沿った管理を的確に遂行するに足りる人的構成及び財産的基礎を有していることなどが上げられます。

また、現在検討しております施設についての経費等の試算は、まだ取りまとめておりません。

今後、検討していく中で、効果が期待でき、委託ができそうであれば、できるだけ早い時期に指定管理者の選定の検討を進めていきたいと考えておりますので、御理解賜りますようお願い申し上げます、答弁とさせていただきます。

○議長（日比野 豊君） 次に、3番 太田照彦君。

○3番（太田照彦君） 私は、発言通告に従いまして、市政に対する一般質問をさせていただきます。

現在、美濃市笠神、大矢田、関市池尻にまたぐ両地区で進められています（仮称）池尻・笠神工業団地開発計画の進捗状況と今後の見通しについてお尋ねいたします。

本市の工業振興につきましては、美濃テクノパークの工業団地は完売し、新たに大手企業が進出しました。本年7月の東海北陸自動車道の全線開通及び東海北陸自動車道、東海環状自動車道の結節点に近く位置するこの地域は、交通アクセスの利便性、優位性などから、さらなる飛躍が期待されております。

市長が平成20年度施政方針に掲げてみえますように、池尻・笠神工業団地開発計画の建設促進は、本市の産業振興におきまして、優良企業を誘致することにより、いわゆる市税収入や雇用拡大が図られ、市の人口対策など、将来の美濃市の発展を考える上でも極めて重要な事業と信じております。

計画されています美濃市の笠神、大矢田、関市の池尻地域は美濃インターチェンジから車で10分程度の位置にあり、また来年3月に完成予定の東海環状自動車道、西関インターからは5分程度とアクセスにも恵まれ、工場用地としてまさに好立地であります。当地域はもちろんのこと、美濃市、関市のみならず、岐阜県にとっても県の中央地域の発展に欠かせないものであり、私は美濃インター、西関インターに近い池尻・笠神工業団地開発計画を進める絶好の機会ととらえ、早期実現に向け積極的に促進しなければならないと考えます。

そこで、現在、可能性調査が進められています池尻・笠神工業団地開発計画の進捗状況と今後の見通しにつきまして、産業振興部長にお尋ねいたします。

○議長（日比野 豊君） 産業振興部長 宮西泰博君。

○産業振興部長（宮西泰博君） 太田議員の一般質問、（仮称）池尻・笠神工業団地開発計画の進捗状況と今後の見通しについてお答えいたします。

（仮称）池尻・笠神工業団地開発計画につきましては、岐阜県が平成12年度に中濃地域における中核工業団地開発予備調査業務を実施いたしました。美濃テクノパークの第2期分譲及び関テクノハイランドの分譲の進捗状況や景気の低迷等により中断しておりました。しかし、東海環状自動車道東回りルートが平成17年3月に開通したことや、社会情勢の変化等により、美濃テクノパーク及び関テクノハイランドは平成17年に完売となりました。また、今年度中には東海環状自動車道（仮称）西関インターチェンジの供用開始予定や、東海北陸自動車道と東海環状自動車道の結節点であるメリットを最大限に生かした地域振興を図る上でも、産業の活性化を促す優良企業の誘致は必要であり、新たな工業団地の開発は戦略的に考えなければならない状況となっております。

こうした状況を踏まえ、この工業団地開発計画につきましては、岐阜県、岐阜県土地開発公社、関市、そして美濃市との間で平成18年度、19年度に工業団地開発調整連絡会議を5回にわたり開催し、工業団地開発に向けた調整・協議を進めてまいりました。その結果、今年度に関市池尻地区と美濃市笠神、大矢田地区にまたぐ区域での（仮称）池尻・笠神地区工業団地基本構想策定業務、いわゆる工業団地開発可能性調査を美濃市、関市の両市で実施することになりまして、本年7月に業務委託契約を締結しました。業務委託内容につきましては、工業団地への誘致可能企業に対するニーズの把握・検討、土地利用基本方針の検討、工業団地開発に係る概算工事費、事業化計画などを立案した報告書・概要書の作成業務となっております。

また、本定例会に遺跡発掘調査費の補正予算をお願いしているところでございます。

現在、岐阜県、岐阜県土地開発公社、関市、美濃市で工業団地開発可能性調査をもとに工程会議並びに調整会議を随時開催し、工業団地開発に向けて協議を行っているところでございます。この工業団地開発計画は岐阜県議会の6月定例議会の一般質問でも取り上げられ、知事は、県営工業団地の候補地の一つであることを答弁されております。今後は、岐阜県、岐阜県土地開発公社、関市とさらに協議・調整を進め、県営工業団地としての開発に取り組んでいただけるよう努力してまいりたいと考えております。

最後に、美濃市といたしましては、新たな優良企業の誘致を図り、就業の場を確保することにより雇用機会の拡大、少子・高齢化対策、人口確保対策、安定財源の確保など、多くの期待があるこの工業団地開発計画を積極的に推進してまいりたいと思いますので、御理解、御協力賜りますようお願い申し上げます。答弁とさせていただきます。

○議長（日比野 豊君） 次に、15番 塚田歳春君。

○15番（塚田歳春君） 私は、一般質問4点を行います。

1点目は、第1次産業としての林業・農業は荒廃の一途をたどっている。今手を打たなければ、将来、手がつけられなくなると思う。市の農林業の振興策はどうかという問題でございます。

国土の保全や安全・安心の農産物の供給など、日本は昔から米づくりが盛んに行われてきました。現在では、外国からミニマム・アクセス米の輸入を初め、小麦、乳製品、砂糖、でん粉などの基幹作物やコンニャクなどの地域基幹作物が大量に入ってきています。さきのWTOの協議では、関税を大幅に引き下げてミニマム・アクセス米を最大50万トン拡大するなどの要望が出ておりましたが、これが決裂をいたしました。WTOは、1995年の成立以来、決裂と破綻の歴史を繰り返してきました。これは、WTOのもとで世界じゅうの食料供給基盤が壊され、飢餓と貧困が拡大してきたことからいっても当然の結果であると思います。

国はこの間、米の輸入を行いながら、農家には減反を強要し、目標面積を達成できない市町村にはペナルティーまで科してきました。また、昨年是一部の大規模農家を応援する品目横断対策を導入しましたが、多くの農家の反対で、今年度からは水田経営所得安定対策をスタートさせましたが、この方針でも経営規模は1ヘクタール以上になっており、美濃市の約半数の農家は除外されております。このように、くるくると農業政策が変わり、全くの「ノー一政」です。小規模な家族経営をも応援する農政に政策転換しなければ、将来の見通しもないと私は思います。

さて、美濃市の第4次総合計画の後期計画の資料には、農家戸数は昭和55年約1,600戸で、そのうち専業農家が100戸、兼業農家が1,500戸、平成12年では農家戸数は700戸、そのうち専業農家は51戸、兼業農家は300戸、自給的農家が340戸となっており、昭和55年と比較すると約半数になっております。そして、現在の経営規模は、0.3ヘクタール未満が314戸、0.3ヘクタールから0.5ヘクタールが195戸、0.5ヘクタールから1ヘクタールが168戸、1ヘクタールから1.5ヘクタールが22戸、それ以上が2戸となっております。約半数が0.3ヘクタール未満です。いわゆる家族経営が中心の農業が、美濃市は多いわけでございます。

私は、3月議会でもこの農業問題を取り上げましたが、農業の荒廃に胸を痛めているからであります。基本的には、国の政策が変わらなければ難しい面もあるかも知れませんが、美濃市も第4次総合計画の後期計画では農業の振興策を掲げており、8項目の推進を目指しておりますが、特にその中で、1、2について質問いたします。

1の、新たな米政策に向けて、担い手や集団営農組織の育成を進めるとありますが、具体的にどう取り組まれているのか、質問いたします。

2番目の、耕作放棄対策として、経営規模、作業受委託の拡大を図る意欲的な中核農家を育成し、農業の近代化を図るとありますが、中核農家もこれまでも一定規模の拡大され、稲作中心の農家は田植えや、あるいは稲刈りはほとんど引き受けられており、これ以上の規模の拡大は難しいのではないかと思います。耕作を放棄されるのは、担い手がいないのと農業に魅力がないからであります。それは、農業でもやっていけるような価格保障や所得保障がないからだと思います。中核農家の育成をどう図っていくのかお尋ねします。

次に、林業についてであります。

美濃市は、総面積の約8割が山林です。総合計画では、私有地が全体の92%、公有地3%、国有地が5%となっております。外材の輸入で、林業も農業と同じく林業だけでは生活でき

なく、林業離れが続いています。下刈り、間伐、枝打ちなど全く手がつけられていない山林が周辺には多く見られます。森林の持つ多面的な機能は地球温暖化にも寄与し、国土の保全、自然環境、生活環境など地域社会を守っています。しかし、残念ながら荒廃の一途をたどっているのが現状です。

市の振興策では、優良林の生産のため、下刈り、間伐、枝打ちなどの施策、広葉樹林の管理を進めるとあり、森林整備計画では目標値が定められており、造林、保育、間伐は平成23年には150ヘクタールの整備計画で90%の達成とありますが、この目標が達成できる見通しはあるのか、お尋ねをいたします。

また、美濃市は県の森林文化アカデミーが開校されておりますが、そうした学校との連携を深め、協働し合いながら森林の整備に当たることもできると思いますので、ぜひ協働を強めてほしいと思いますが、いかがでしょうか。この点、よろしく御答弁のほどお願いいたします。

質問2点目、家庭から出されるごみは、分別・堆肥化することで焼却ごみを大きく減らすことができると思うが、市はどう考えているのか、お尋ねをいたします。

毎日毎日、私たちは何らかの形でごみを出しております。一人ひとりが日々かかわっているのですから、ごみ問題に関心が高まれば、それは住民共通の関心にもなりますし、ごみを減らす運動も大きく広がっていく可能性があります。実際、内閣府が行った世論調査でも、ごみ問題に「関心がある」と90%の人が答え、ごみ問題の原因についても、「大量生産、大量消費、大量廃棄となった私たちの生活様式」、これが70.5%、「使い捨て製品が身の回りに多過ぎる」、これが65.1%と回答されております。また、朝日新聞が行った地球温暖化問題について、温暖化ガスを減らすためにエネルギーの使用を節約する生活を「してもよい」と86%の人が答えていらっしゃいます。このように、ごみ・環境問題は関心が高く、ごみの分別や資源回収などにみずから行動することを含め、多くの人がある解決を願っております。

日本は大量生産、大量消費・大量廃棄の社会と言われて久しくなります。環境省の「循環型社会白書」によると、年間で7億6,000万トンの輸入資源と国内資源8億3,000万トンなど18億7,000万トンの物質を投入し、5億8,000万トンの廃棄物を生んでいるとされております。循環利用量はわずか2億2,800万トンです。この膨大な廃棄物が各地で大きな問題を起こしています。最終処分場が足りなくなるとごみ非常事態を宣言し、住民に分別の徹底を呼びかけたり、ごみの有料化を行う自治体も少なくありません。ところが、一般ごみの総排出量はここ数年減少するどころか、微増の状態が続いております。焼却中心の国のごみ行政のもとで、過大なごみ処理施設の建設、維持管理費に膨大な費用が付き込まれ、自治体の財政を圧迫していることも問題であります。これは福祉・教育予算へのしわ寄せにもつながっております。1991年度に1兆6,000億円だったごみ処理事業経費は、2002年度には3,000万トンふえ1兆9,000億円になりました。また、1人当たりのごみ事業経費も1万2,800円から2万500円と、約2倍になろうとしております。

廃棄物による環境汚染も深刻です。処理施設の悪臭から始まって、ダイオキシンや有害物

質による深刻な環境汚染や健康被害の問題、焼却施設での爆発や火災など人命にかかわる問題もあります。

ごみ問題は、また有害廃棄物の越境移動や、温暖化を初めとした地球環境問題でもあります。この間、これらのごみ問題に対し、幾つかの対症療法的な施策は行われてきましたが、解決の方向に進むどころか、むしろ悪化しているのが現状です。こうした状況にあるごみ問題の根本的な解決に進むためには、製品の生産・流通・廃棄の段階まで生産者が責任を負うという、ヨーロッパでは当たり前の拡大生産者責任の根本原則が欠かせません。ところが、日本ではその制度化が産業界の反対で先送りになっていることが最大の問題です。ちなみにドイツでは、分別は消費者が行うものの、回収・再資源化・製品化はすべて排出者である事業者の責任として行われ、大きな成果を上げているようであります。

さて、ごみの処理方法は、これまで行政は発生源で減らしたりなくしたりするのではなく、出たごみをいかに処理するのか、燃やしていかにごみの量を減らすかという焼却中心でやってきました。一般廃棄物の場合、年々焼却する割合がふえ、現在約8割近くになっております。一般廃棄物の焼却施設は全国に1,680以上あり、イギリスの焼却施設がわずか15であることと比較しても、日本がけた外れに多いことがわかります。焼却をすればするほど焼却に伴う灰は必ず出ます。ごみをもとで減らさない限り、根本解決にはならないと思うわけであります。

そこで1として、ここ数年間の可燃ごみの排出量の推移と、その中で生ごみはどのくらいを占めているのか。2として、中濃広域の処分場への市全体の負担額、3として、現在、生ごみの処理方法としてボカシ、電動式生ごみ処理機、コンポストなど奨励されておりますが、ごみ収集箇所には生ごみが多く出されているのが現状であります。そこで、生のごみを分別堆肥化するため、例えば100世帯ぐらいを単位に小型の堆肥施設を設置し、ごみとして燃やさないようにできないのか。当然、それには住民、行政、農業者など十分な話し合いと協力が前提となりますが、ごみ問題の将来を見据え、そうした方向に持っていけないかと思う次第であります。

堆肥化することのメリットを私はこう考えます。1. 焼却ごみを大きく減らすことができる。したがって、中濃広域のごみ処理の負担が美濃市としても減るわけであります。2番目に、有機物を発酵させた堆肥は土づくりのために有効と考えられると思いますが、市はその点をどう考えているのか質問をいたしまして、ごみ問題については終わります。

次に、旧美濃病院の跡地は、当面、観光ふれあい広場として整備されたが、将来的な構想をどう考えているのか、質問いたします。

美濃市の第4次総合計画や後期基本計画では、平成22年を目標にわくわくコミュニティー広場やまつり会館の検討としております。しかし、市の事業評価では、進め方に改善の検討と、Bランクであります。将来的には、市街地の核になるよう位置づけなければならないと思います。市長は、事あるごとに「住みたいまち、訪れたいまち」と言われるが、基本には住んでいる市民がこのまちに住んでよかったと思えるかどうかということではなかろうかと

思います。まつり会館などにこだわらず、市民の皆さんの意見を十分聞く、そのことが大事であります。

小倉公園にある老人福祉センターは老朽化し、早く新しい建物をつくってほしいという要望は切実であります。後期基本計画はあと2年ですが、それまでに検討結果を出されると思いますが、どんな手法でやられるのか、質問をいたします。

質問の最後に、美濃病院について行います。

全国の公立病院973のうち721の病院が赤字で、その赤字は2005年決算で合計1,476億円で、5年前と比べ急速に悪化しております。その主な原因は、近年連続して実施された社会保障制度の改悪にあります。診療報酬の引き下げ、患者負担増による受診抑制などが影響し、医業収入が減っております。また、1980年の閣議決定から始まった政府による医師数の抑制策により、日本じゅうで医師の絶対数が不足していることも大きく影響しております。自治体病院の現状を打開するためには、公立病院の果たす役割を重視して、これまでの医療制度改革を根本的に見直し、診療報酬の総額の引き上げ、不採算医療に対する診療報酬上の評価などの改善を行うことが必要だと思います。

また、テレビでも公立病院が赤字に陥っていく現状が放映されました。原因の一つには、医師の不足ということです。これは、2004年に始まった臨床研修制度に問題があったと伝えられております。この制度のもとで、各地方の大学病院から研修生が都会に流れたため、大学病院も地方に派遣していた医師を引き揚げ、地方の病院の医師不足を招いたとされております。千葉県銚子市立病院は180億円の赤字で、今年9月に閉められるようです。こうした中で、青森県八戸の病院では、医師の確保のために研修生や麻酔科の給料を大幅に引き上げたと報じておりました。

さて、こうした状況の中、2年に1回の診療報酬の引き下げにより美濃病院も厳しい経営が続いております。平成19年度決算では、本会議で説明がありましたように、病院事業収益は約23億8,000万円で、前年度対比約2億9,000万円の減収となり、病院事業費用も約25億円と前年度に対し約3億円減少し、差し引き約1億2,000万円の赤字となっております。

医業収益は、院外処方移行により約23億円で、前年度に比べ約7,800万円の減、医業費用は約23億6,000万円で、前年度に比べ約3億円の減少となっております。赤字幅を前年度に比べ2,000万円改善したというものの、厳しい状況には変わりありません。

そこで、次の3点について質問をいたします。

まず1点目は、今後の経営の見通しであります。2点目は医師確保の見通し。現在は内科医4人、外科医3人、整形外科医3人、眼科医1人、小児科医1人の合計12人の常勤体制をとられております。今後の医師確保のための岐阜大学との連携は将来的にも大丈夫なのか、質問をいたします。3点目は、入院3カ月の対応です。民間の病院では、入院が3カ月になると退院を迫られると聞きますが、今後も治療が必要な患者まで退院を迫るのか、美濃病院の対応はどうか、質問をし、私の最初の質問を終わります。

○議長（日比野 豊君） 市長 石川道政君。

○市長（石川道政君） 塚田議員の一般質問の1点目、第1次産業としての農業・林業は荒廃の一途である。今、手を打たなければ将来的に手がつけられなくなるが、市の農林業の振興策はどうかについてお答えをいたします。

農業振興につきましては、国では日本の食料自給率が39%まで低下している現状から、平成17年に閣議決定された食料・農業・農村基本計画の方針に沿って、消費者、生産者、事業者、行政機関が連携して諸課題に取り組み、食料自給率の向上を図るというものでございます。

美濃市につきましては、農家戸数が平成17年農林業センサスよりますと、昭和55年当時1,599戸あった農家が、社会情勢の変化等によりまして平成17年には701戸になっております。

経営規模面積から見ますと、1ヘクタール以上の農家は35戸で全体の5%、0.5ヘクタールから1ヘクタール未満の農家が111戸で15.8%、0.5ヘクタール未満の農家が555戸で79.2%であり、小規模経営の農家が大半でございます。

地域別の耕作状況では、美濃市中央地区では米の種子栽培が盛んに行われ、県内有数の種子の圃場となっています。今後も優良種子の生産に努める必要があります。生櫛・志摩地区は、市の中心的畑作地帯として、大根、里芋、夏秋ナスなど多品種の野菜と菊が栽培されております。曾代地区では富有柿が栽培され、大矢田・藍見地区では水田として利用されているほか、採草地、ハウス野菜などが栽培されていますが、耕作放棄地も点在しています。北部地域につきましては、水田として利用されているほか、畑や採草地としての利用もありますが、耕作放棄地も多く点在しています。また、穴洞・蕨生地区では、高齢者による和紙原料となるコウゾの栽培が行われているところであります。

このような状況を踏まえ、市といたしましては、今後の農業の振興を図るべき地域を明らかにし、土地の有効利用と農業の近代化を計画的に推進していくため、農業振興地域整備計画を見直しすることといたしまして、今年度はその基礎調査を実施しております。調査内容といたしましては、農地利用の実態調査、農業従事者のアンケートを通じた農家の意向調査等を行い、農地や農家の実態を把握し、平成21年度には農振農用地区域の見直しも含めた農業振興地域整備計画を策定したいと考えております。

また、農業者の育成につきましては、国では意欲と能力にあふれた農業の担い手づくりのため、平成19年度から品目横断的経営安定対策を実施し、大規模農家にシフトした政策をスタートさせましたが、御指摘のとおりこの政策は大規模農家に特化し過ぎているとの批判もあり、平成20年度からは、市町村が認めれば支援の対象となる水田経営所得安定対策がスタートすることとなりました。この政策により、美濃市では市の特認により経営規模要件が0.6ヘクタール以上までに下げることができました。これにより、対象者も26名から71名とふえてまいりましたので、現在、対象者に説明会を開催し、制度の普及に努めているところであります。

ただ、将来に向かって、農業経営の安定化や遊休農地の解消を図るには、大規模に経営できる担い手の育成や集落営農組織の立ち上げが必要であると考え、県及び県農業改良普及セ

ンターと連携して集落営農座談会を計画しております。

当市としましては、農業振興地域整備計画により将来に向かって必要な農地の確保を図るとともに、安全・安心のため、農薬の管理や地産地消、地域ブランドづくりなど、米づくりだけでなく、農産品の多品種、そして高品質化と安全化を進めて、その農地を経営する担い手及び集落営農組織の育成を進めるとともに、兼業農家や自給的農家などの小規模の農家に対しては、道の駅美濃にわか茶屋、みちくさ館、和紙の里わくわくハウスなど市内における農産物直売所の利用推進を図り、農業が魅力ある産業となるように、活性化と、新たな生産者の発掘と遊休農地の有効活用を推進していきたいと考えておりますので、御理解を賜りたいと思います。

林業振興につきましては、森林面積が9,310ヘクタールと市域の約80%を占めておりまして、人工林が4,780ヘクタール、天然林が4,425ヘクタールと、ほぼ半々の状況であります。林道の状況は33路線、3万9,647メートルが整備されているところであります。

今日、森林の持つ多面的機能を考えますと、市の森林資源は将来にわたり極めて有望な資源であり、これを活用したまちづくりが重要であります。

美濃市にとりまして、この豊かな森林資源を将来にわたって維持・育成し、地域林業の安定的な発展と林業の生産性を高めるため、林道・作業道を初めとする道路網整備や、林業従事者の高齢化、後継者不足などに対する人材育成と確保、造林、保育、間伐の実施等、中濃森林組合等と連携し、計画的な施業を進めてまいります。

また、市民ぐるみで協働したまちづくりとして、美濃市の森づくりにつきましては、「日本まん真ん中美濃市まるごと川の駅構想」を進め、第1番目に川づくりとともに森の環境づくりに取り組むとしております。すなわち、一つには、森と川の自然の仕組みを尊重し、川の源となる森林の環境を一体的に維持・改善し、守ります。二つには、広葉樹を植えて保水力の高い森林づくりをして、積極的な管理体制を築いていきます。三つには、市民と県立森林文化アカデミーとの交流を通じて、市民参加による森林管理（間伐、複層林化、広葉樹林育成）を行いますというふうにしております。

この施策によりまして、平成17年度から3年間にわたり、一般市民を対象にした「みの森林塾」を開設いたしました。この受講生を中心に、「森林の環境・人の心を豊かにする活動の実施」を目的とした美濃市森林ボランティアクラブが本年3月に発足し、毎月間伐等のボランティア活動をしておられるところであります。また、美濃市の景観である森林を健全に育成し、森林の持つ多目的な機能を十分に発揮させるための放置人工林対策や、里山景観整備に関する取り組みを地域全体が一体となって森林管理を推進する組織として、美濃市森の環境づくり推進委員会が本年7月に発足いたしました。今後、この二つの団体の活動に大きな期待を寄せているところであります。

間伐の推進につきましても、現在、国・県・市の補助で森林所有者の負担はほとんどない間伐実施確保対策事業を実施しておりまして、平成17年度には107ヘクタール、平成18年度には148ヘクタール、平成19年度には138ヘクタール、平成20年度予算においては150ヘクタ

ールと毎年事業を拡大しまして、森林整備計画に基づいて整備を進め、年度別の目標数値150ヘクタールに対する目標値は達成しているところでございます。

いずれにいたしましても、農林業ともに将来に向けて戦略的に取り組むべき大事な産業でありますので、非常に厳しい財政事情ではありますが、重要施策の一つとして取り組んでまいりたいと思っておりますので、御理解を賜りますようよろしくお願いいたします。

次に、一般質問の3点目、旧美濃病院跡地は当面観光ふれあい広場として整備されたが、将来的な構想をどう考えているのかについてお答えをいたします。

旧美濃病院跡地につきましては、現在、国のまちづくり交付金制度を活用して観光ふれあい広場の整備を行っているところであります。

昨年度は、旧美濃病院の取り壊しを行い、本年度は多目的に利用できるオープンスペースとしての広さ約1,700メートルほどの広場と野外ステージ、公衆便所、駐車場、広場を外周する道路等の整備を行っているところでございます。また、これまで臨時観光駐車場として活用してまいりました旧マルヤマ跡地につきましても一体的に再整備することとし、大型バス11台分が駐車できる駐車場とするほか、関連事業といたしまして、震災等の緊急時に備え、この場所に100トン級の耐震性貯水槽を設置いたしております。いずれも年度内の完成に向け、整備を進めているところでございます。

さて、議員お尋ねの、将来的な構想をどう考えているのかについてでございますが、旧美濃病院跡地利用につきましては、平成10年にまつり会館基本構想・わくわくコミュニティー広場基本構想なる将来構想を策定したところでございますが、この構想は、美濃市の将来のまちづくりの方策として、市民の憩いと触れ合いの場となる新たな拠点づくりや、広域交流を促す新たな美濃市の顔づくりが今後の重要な施策の一つでもあるという考え方から、旧美濃病院の跡地を、市民の健康・福祉及び生涯学習の拠点施設のほか、観光交流拠点としての活用などを想定した構想でございます。

しかしながら、この構想の具現化には、財政的な問題や市民のニーズ、あるいは吉川町付近の区画整理事業についての計画等、解決すべき今日的な課題もあります。こうした課題も十分検討しながら、総合的な土地利用を今後検討していかなければならないと考えております。

市の第4次総合計画後期基本計画におきましても、（仮称）まつり会館の建設と（仮称）わくわくふれあい広場の建設を検討していますが、当面は観光駐車場として整備するものとしておりまして、これは議員御提案のとおり、将来構想について市民の皆さんの御意見が十分に反映されたものとなるように、当面は柔軟に対応するため、建物の取り壊しと観光客が駐車できる駐車場やイベント開催、災害時等の避難所の確保など、多目的に活用できる広場の整備に限定したところでございます。

今日を見ますと、ようやく市街地に観光客が訪れるようになったものの、旧美濃病院時代には10万を越す利用者がこの場所を訪れていたわけでありまして。今後、（仮称）吉川町区画整理事業を立ち上げ、新市街地と旧美濃病院跡地を活用していくことは、インター前や西南

部と同様に市の重要な施策と考えており、多くの市民が集い、触れ合える場所として、将来活用していくことが大切であると思っております。

したがって、今後の将来計画につきましては、財政的なこともありますので、長期的な視野に立ち、市政懇談会を初めとしたさまざまな機会をとらえ、幅広く市民の皆さんや議員の皆様の御意見をお伺いしながら検討を進めてまいりたいと考えております。御理解を賜りますようお願い申し上げます、答弁とさせていただきます。

○議長（日比野 豊君） 民生部長 川野純君。

○民生部長（川野 純君） 塚田議員御質問の2点目、家庭から出される生ごみは、分別、堆肥化することで焼却ごみを大きく減らすことができるかどうかとの御質問についてお答えいたします。

まず初めに、ここ数年間の可燃ごみの排出量の推移と、その中で生ごみはどのくらい占めているかについてでございますが、本市の可燃ごみの排出量は、平成15年度4,220トン、平成16年度4,133トン、平成17年度4,179トン、平成18年度4,227トン、平成19年度4,240トンで、近年は微増の状況にあります。生ごみの占める割合は、平成19年5月調査では41.2%となっております。

また、中濃広域の処分場への市全体の負担金につきましては、通常分といたしまして平成19年度は1億5,827万9,000円で、前年度に比べ約300万円少なくなっております。

次に、生ごみを分別堆肥化するため、100世帯ぐらいを単位に小型堆肥施設を設置してはとのことですが、小型堆肥化施設としては、業務用の電動生ごみ処理施設かプラント処理が考えられます。業務用の電動生ごみ処理機につきましては、美濃病院建設に伴い、性能的にもすぐれ、肥料としても利用できるものを試験的に導入いたしました。1日当たりの最大処理量は90キログラムで、処理機の購入費用は513万8,000円となっており、処理量によって処理機の購入費用は異なってまいります。各地域で設置するとなると、機械購入費以外に設置場所の土地購入費、または賃貸料、施設設置費、水道設置費とともに、生ごみは水分を大量に含んでおり、これを堆肥化するための電気使用料と、においを除去するための活性炭取りかえ費、メンテナンス費等が必要となってきます。また、生ごみ処理機は一度生ごみを投入し、機械を駆動させますと、終了するまで新たな生ごみを投入することができませんので、それを管理する人が必要となってきます。試験的に導入しました美濃病院の業務用生ごみ処理機につきましては、当初数ヶ月はにおいの問題もありませんでしたが、それ以降、においが強くなっており、堆肥化された生ごみも肥料としては酸性が強く、すぐに使用できないものとなっております。

いずれにいたしましても、費用対効果や維持管理の方法などについて研究していきたいと考えますので、御理解と御協力をお願い申し上げます、答弁とさせていただきます。

○議長（日比野 豊君） 美濃病院事務局長 岩原泰君。

○美濃病院事務局長（岩原 泰君） それでは、塚田議員の一般質問の4点目、美濃病院についての1点目、今後の経営見通しはどのようなかについてお答えいたします。

まず、医療制度における外的な要因ではありますが、平成18年度の診療報酬の改定にあつては、本体部分でマイナス1.36%、薬価部分でマイナス1.8%、全体ではマイナス3.16%と、過去最大の引き下げ幅と言われ、また今年度の改定では、本体部分は0.38%のアップはあったものの、薬価部分ではマイナス1.2%となり、全体では0.82%の引き下げとなりました。この2年に1度の診療報酬改定の内容を早期に把握し、適切に対応することは、患者様への医療サービスはもとより、経営の安定化においても必要不可欠な要件であります。

こうした診療報酬改定への対応策として、美濃病院の主な取り組みといたしましては、一つ目として、医療費の算定に用いるDPC、すなわち診断群分類別総括評価方式の指定病院としての認定を平成21年4月に目指す。二つ目として、後期高齢者の方々を初め患者様への退院時の指導體制の充実、診療所との情報交換など、医院等との病診連携の一層の推進、三つ目として院外処方への移行、四つ目として看護基準10対1の取得など、診療報酬に即した体制づくりに努めてきたところでございます。

また、地域医療圏における美濃病院としての特徴のある医療展開が重要であります。その取り組みといたしましては、昨年7月から糖尿病センターの開設、同じく4月から肝臓外来の新設、9月にはリウマチ・関節外来の新設など専門医療の充実に努めるとともに、今年度から実施されました特定健診・特定保健指導や人間ドック等の健診業務の拡充に向けた施設整備など、医療機関としての受け皿づくりを行ってまいりました。

議員御指摘のとおり、平成19年度決算における収益的収支では約1億2,147万円の純損失を計上いたしました。平成18年度と比較いたしますと約2,100万円の改善となったところでございます。

また、前にも述べました取り組みの成果もありまして、診療報酬の改定によるマイナスがあったものの、患者数等につきましては、入院では122の病床においてその稼働率は90.2%で、率にして平成18年度と比較し0.2ポイントの増加や、外来では約2,000人、率にして2.4%の増加となっております。その結果、年度末の損益勘定留保資金につきましては、平成15年度では約5億3,000万円であったものが、平成18年度末では約8億4,000万円に、平成19年度末では約8億4,200万円と、それぞれ改善を見たところでございます。本年度におきましても、4月から7月末までの4ヵ月間ではありますが、平成19年度の同期と比較いたしますと、外来患者数では延べ188人の増加、入院では延べ579人の増加であり、医業損益では約3,060万円の増加となっております。

わずかな期間ではございますが、今年度におきましても、さきに申し上げました診療報酬改定への対応策や近隣の医院等との病診連携、糖尿病を中心とする生活習慣病、消化器疾患を中心とする一般外科手術、整形外科疾患の手術を中心とした治療の三つを柱とした専門医療等に特化した地域の中核医療機関として患者様のニーズにおこたえできる病院づくりの成果があらわれてきているものと考えております。

また、長期的展望では、現行の医療制度の中で、引き続き診療報酬等の医療財源が低く抑えられていくと想定いたしました場合は、長期的にも黒字化は相当に困難と言わざるを得ま

せん。ただし、10年後の試算におきましても、損益勘定留保資金は現在の額を維持しておりますので、病院の経営につきましては将来的に継続できるものと考えております。

今後とも一層満足度の高い医療サービスの提供と経営の合理化を図り、経営の安定化に努めてまいりますので、御理解くださるようお願いいたします。

二つ目の、今後の医師の確保をどのように考えているのかについてであります。

現在、常勤の医師は、内科4名、外科3名、整形外科3名、小児科1名、眼科1名の計12名でありまして、昨年度当初と比較いたしますと1名の増員となっております。当院の地域に根差した医療体制等につきまして、大学から御理解をいただいていると認識をするところでございます。

また、非常勤診療科では、脳神経外科、泌尿器科、皮膚科、耳鼻咽喉科、放射線科及び産婦人科となっております。

議員も御指摘のように、医師不足の原因の一つとして、平成16年度からの新たな臨床研修制度が上げられますが、これは医師が医療機関において診療を開始する前に、幅広い分野において基本的臨床能力を習得することを目的として、内科・外科・救急部門などのさまざまな臨床分野での研修を実施することを必修化したものであり、同時に研修医を受け入れる側の施設基準、研修医の定数や指導医の条件などではありますが、これらを明確にし、研修医が研修に専念できるよう定めたものであります。

この制度は、患者様に安心・安全な医療を提供するためには高く評価されるものと思いますが、一方では、この制度により都会の大病院を中心に医師が集中し、さらに医療の高度化、専門化による絶対的な医師不足が重なり、大学からの医師派遣に依存してきた地方病院では、医療崩壊がまさに現実のものとなっております。

こうした中で、国の中央教育審議会大学分科会（第57回）では、地域医療を担う医師の養成及び確保についての検討に当たっての考え方として、1．地域医療を担う医師の不足と医学教育・大学病院の果たす役割について、2として学部の今後の入学定員のあり方について、3として学部教育における地域医療を担う医師養成のあり方について、4として卒後の教育における地域医療を担う医師養成のあり方について、5番目として地域医療を担う医師確保に関する大学病院の役割について、それぞれ地域医療に対する医師確保の対策を講ずる旨、審議がなされ、医学部の定員についても拡大されることになりましたが、ただこの全体的な効果があるまでには10年以上先になりますので、今後とも一層大学との緊密な連携のもと、優秀な医師の確保に努力いたしまして、中濃はもとより、広域的な医療を展開してまいりたいと存じます。

三つ目の、3ヵ月入院していると退院を迫られるが、どう対応しているのかについてお答えいたします。

当院では、基本的な考え方として、主治医が専門的な知識により、急性期医療の必要性を判断するとともに、患者様や御家族と話し合いの場を持ち、病状を踏まえて退院等の判断をしているところでございます。

また、急性期の治療が終了すると見込まれるできるだけ早い段階から、医師を初めメディカルソーシャルワーカーなどによる退院相談などを実施いたしまして、退院の際には療養型医療機関への転院等や介護施設の紹介、居宅介護支援事業所、高齢者支援センター等への連絡・調整などをさせていただいているところでございます。したがって、単に3ヵ月を経過する入院患者様への一方的な退院を迫るといようなことは行っておりませんので、御理解くださるようお願いいたします。

以上で、美濃病院の答弁とさせていただきます。よろしく願いをいたします。

[15番議員挙手]

○議長（日比野 豊君） 15番 塚田歳春君。

○15番（塚田歳春君） 再質問やら要望を若干行います。

まず第1点の農業・林業の問題でございますが、この問題は、市は市なりに一定の努力はされていると思います。

今日のように農林業が立ち行かなくなった、こういう一番の原因は、基本的には私は国の農業や林業に対する政治があると思います。それは、御承知のように工業製品を輸出する見返りに農産物は輸入し続ける、こういうことにあります。農業や林業を再生するためには、国がしっかりと基幹産業として位置づけ、外国からの輸入を抑制して、そして農産物の価格保障や、あるいは農家の方々の所得保障をしっかりと行い、農業で生活をできるようにすることだと思います。

また、減反政策のもとで圃場をせっかく整備したところでも転作を余儀なくされている、こういうようなことも美濃市でも続いております。こうしたことに、市長はどう自分の思いを持っておられるのか、聞きたいと思いますので、よろしく申し上げます。

それから2点目の、生ごみの堆肥化についてであります。

まず、ごみは焼却から再利用するという基本的な立場に立ってほしいというふうに私は思います。答弁でもありましたように、可燃ごみ全体で占める生ごみの割合は41%と、約半分が生ごみであります。この生ごみを減らせば、中濃広域への美濃市の負担分も当然減ってくるわけでございますので、燃やすという考えを捨てて、いかに再利用するか、この考えに行政は立ってほしいと思います。

先ほど答弁の中でもありましたように、美濃病院で試験的に生ごみの堆肥化をやっているということでございますが、これについて非常に否定的な話をされました。私も実は病院へ行きまして、この処理機の前に立って10分ほどおりました。しかし、においはそんなにしませんでした。ですから、やはりこういう施設は日進月歩で日々変わっていくわけです。新しいものができます。ですから、そういうような新しい情報も取り入れながら、一番ベターな機械を選定するというような考えにも立ちながら、導入するという前提でぜひ進めていただきたいと思います。

私は、実はホームページで、神奈川県の上野原町というところがありまして、そこの大型の生ごみの処理機を見て、問い合わせをしました。今のところ、この処理機は平成16年、17年

と2台を試験的に稼働させておられます。よければ、各地域も普及したいと言っておりました。費用は1台300万円で、1日の最大処理量は50キロで、100世帯ぐらいが対象になるというふうで、現在はそこの二宮町の役場に置かれ、そして周辺の地域の皆さんが利用してみえるということと、団地の皆さんも利用してみえるということでありました。そして、においては本当にひどくないという話も聞きますので、美濃病院にあるやつがだめだからというようなことではなしに、もっともっと積極的にこういう方向で機種を選定もやっていただきまして、住民の皆さんの協力も得ながら進めていくという体制をぜひとってほしいと強く要望しておきます。

次に3点目の、美濃病院の跡地利用につきましては、答弁では当面は観光駐車場として活用したいと。基本構想については、将来計画として長期的な展望に立ち、市民の声を聞きながら進めていくというような内容であったかと思えます。

基本計画では、将来構想はありますが、これはまだ固まったわけではないと思えます。将来、どんな施設をあの美濃病院の跡地につくるかということは、当然市民の皆さんの声を十分聞いていかなければいけないと思えます。そして、市民の皆さんの中で十分な議論ができるように、早くこの市民の意見集約に取り組んでほしい、このように要望しておきます。

4番目の美濃病院について、これも要望しておきます。

美濃病院の経営については、診療報酬の引き下げというような外的な要素が多くあるわけでございます。営業利益を黒字にするのは非常に厳しい面がありますが、今後とも経営の安定にぜひ努めてほしいと思っております。

また、医師の確保につきましては、答弁でありましたように、将来的には医学部の定数が増員されるということですが、しかし10年先ということですので、やはり大学病院との連携を密にし、医師の確保のために全力で頑張りたいと、このように要望しておきますので、よろしく願いいたします。

以上、終わります。

○議長（日比野 豊君） 市長 石川道政君。

○市長（石川道政君） 塚田議員の再質問、農林業の衰退は基本的には国の政治にあると。それは、工業製品を輸出する見返りに外国から農産物を輸入し続けていることにあると。まず外国からの輸入を規制することだと思う。そして、価格保障や所得保障をしっかりと行い、農業で生活できるようにすると。そういうことについてどう考えるか。また、減反政策のもとでせっかく圃場整備したところでも転作を余儀なくされていると。こうした農業政策について市長はどう思うかと、このことについてであります。

私見ではございますが、市長という見解ではなくて、私の個人的な経済人としての答えをしたいと思えます。

各国が国益を考えますと、国の得意とする分野、こういったものを輸出して、あるいは最も弱い部分については守ろうと、保護しようというのは、世界的にどこも同じことでもあります。しかし、それでは世界が発展しないわけでありまして、今のWTOというのは世界のそ

うした国々の関税障壁を取り外して、包括的に自由化を図っていこうと、こういう目標で進められているところでもあります。私は、同じ考え方でありまして、世界がともに豊かになるということは、そうしたWTOの目指すように、関税障壁をなくして、保護政策をなくして、共存共栄を図っていくということだというふうに思っています。

そういう意味でいきますと、輸出に依存しております日本が今後も世界の中で共存共栄を図っていくためには、互譲の精神で、よそに対してはとにかく自由化を求めていく、自分の分は全部守るということでは、よそは物は買ってくれないわけでありますので、互譲の精神のための自由化ということは最も必要なことだというふうに思っている立場であります。したがって、農産物につきましては、規制や高関税とか、あるいは所得保障といった施策も必要ではありますけれども、強い農業にしていくこと、要するに工業製品のように外国からも高く買ってもらえるような、あるいは国内においても外国から物を買わなくても済むように、輸出も視野に入れた高価格・高品質、あるいは安全で魅力のある農産物をつくっていくような、そうした農業に転換をしていくと。米作だけではなくて、そういったものに転換をしていくという農業施策は必要である。ただし、世界に強いそういった農業に、保護ではなくて進めていくということが私は大事だと、このように個人的に思う次第であります。

また、減反につきましては、これは国全体で考えたときの食料を確保するという食の安全保障という立場もありますので、これを維持、あるいはそういった個々の食料の安定的な供給を確保するという意味からも、やむを得ない部分もあります。私どもの市町村という立場から考えれば、私は個人的にはこうした大豆とか小麦といったような一方的な転作ではなくて、美濃市では今進めているような多品種・高品質、そして安全な農産物をできるだけ直結して、消費者に直接販売していくと。美濃市では今いろんな施設でそれをやっているわけですが、こういう魅力のある農産物に転換していくと。そして、結果としては農業が非常に魅力のある産業であると、こういうようなふうにしていく立場にあると、このように思っています。

それから国の減反政策についてどうこうという立場についての答弁は、市長としては控えさせていただきたいと、このように思っております。以上であります。

[15番議員挙手]

○議長（日比野 豊君） 15番 塚田歳春君。

○15番（塚田歳春君） ただいまの市長の発言といいますか、私の質問に対する答弁に対して、一言意見を言っておきたいと思えます。

やはりどこの国でも農業や林業、それぞれ守っていくということは当然やられていくわけですが、日本のように米ができる土地があるにもかかわらず、外国からミニマム・アクセスという米を輸入して、そういうふうで農業を衰退させてしまったということは、日本では米ができるんだ、農作物ができるんだと。自国の農業は自国で守っていくというようなことで、一定そういう輸入の規制も必要であると私は思うわけであります。ですから、今のような後継者もない、また農地は荒れ果てている、こういう状態は、今までずっと来

た政治の中でつくられてきた問題であるというふうに思うわけでありますので、今こそ本当に農業が魅力がある、先ほど市長は高品質とかいろいろ言いましたが、本当に魅力がある農業にしていく。そして、特に若い人が農業に魅力を持ってもらうということの農業政策に転換するためには、一定の価格の保障とか所得の保障とか、そういうものがないと、なかなか難しい。

今までは食管制度が米の場合ありましたが、それが取り外されて、今はもう市場自由化になっておりますね。例えば米の1俵の値段でも、毎年毎年下がってくるというような状態では、本当に米づくりに展望が持てるという状態ではないと思います。

特に先ほど言いました圃場整備をしながら転作をすると。圃場整備するということは、米づくりのために圃場を整備するんです。それを米をつくるな、ほかのものに移行せよと、そんなことは本当に本末転倒だと私は思っております。

ですから、きょうの新聞に熊本県の知事ですか、ダム建設に反対、いわゆる白紙撤回ということをされました。だから、やっぱり市長も、言いたいことははっきりと国だとか県に対しても、それは今までも言われていると思いますが、やっぱりこういうふうで農家が困っておるということもぜひ伝えていただきたいと、このように思っております。

以上で終わります。

○議長（日比野 豊君） これより10分間休憩いたします。

休憩 午後2時18分

再開 午後2時28分

○議長（日比野 豊君） ただいまから休憩前に引き続き会議を開きます。

1番 並信行君。

○1番（並 信行君） 皆さん、こんにちは。

発言通告に基づきまして、4点の質問をさせていただきます。

質問の1点目、配偶者とその生計を一にする家族・親族が事業に従事したとき、対価の支払いは必要経費に算入しないとする所得税法56条の見直しについてであります。

憲法27条では、勤労の権利・義務が明記され、それに基づき労働基準法などで勤労条件の基準が明らかになっております。ところが、自営業者や農林漁業者とともに働く家族従業者の労働に対しては、どんなに働いても税制上、その労働に見合った働き分が報酬（給料）として認められてはいません。すべて事業主の収入に合算され、世帯主課税となっています。

「配偶者とその親族が事業に従事したとき、対価の支払いは必要経費に算入しない」という所得税法56条のためであります。

56条の不備を補完するために、57条では青色申告を条件に青色専従者給与を経費とすることを特典として認めていますが、税務署の判断で給与を否認され、事業主の所得に戻される場合もあり、権利として確立されたものではありません。同じ労働に対する報酬を白色、青色という申告制度で差別すること自体が誤りであります。

国税庁は、家族従業者の給与の経費算入を認めない理由として、イ、事業所得を支配しているのは通常世帯主であり、家族間で給与等の対価を支払う慣行がない。ロ、家族間における恣意的な所得分割（税逃れ）を防止する必要がある。ハ、記帳の実際に照らし、給与などの支払いの事実を確認することが困難であるからとしております。しかし、イについては、さきに述べた青色事業専従者給与制度では家族間の給与支払いを確認しているのであり、ロ、ハについても平成13年度中小企業庁の調査では、家計と営業収支の分離を自営業者の約85%が実行していて、会計知識の向上とパソコン会計の普及により、給与支払いを確認できる環境は整っているとと言えます。

個人事業において、家族の給料が認められないと、どのような不利益があるか、幾つか例を挙げてみますと、一つには課税の公平を欠く問題です。仮に個人事業で600万円の所得がある白色申告の場合、事業主と家族従業者の2名で従事していて、各種控除を100万円であると仮定して所得税・住民税・事業税・国保税の所得割の合計は幾らになるか。専従者が半分の300万円を給与として計算ができるとすれば幾らになるか、教えていただきたい。

一つに保障の問題です。交通事故に遭った配偶者である家族従業者は、専従者控除86万円を365で割った2,300円が損害保険会社の認める補償日額となります。専業主婦が認められている日額が5,700円なのに対して、明らかにそれ以上働いている家族従業者（配偶者）が半額以下では不当と言えます。

一つに、息子や娘が家族従業者である場合、住宅ローンを組もうとしても、所得の裏づけがないために自分の名前では借りることもできません。

一つに、家族従業者である配偶者は統計的には8割が女性であり、女性の自立を抑止する男女差別の根拠ともなっています。男女共同参画社会基本法は、男女が互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができることを21世紀の最重要課題と位置づけ、社会のあらゆる分野において、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の推進を図ることが重要であるとしており、この実現のためにも所得税法56条を廃止することが求められます。

一つに、自営業者の高齢化が進み事業継承ができないのは、業者を取り巻く景気など経営環境がもちろん大きいのですが、この法律によるところもあるのではないかと。自営業や農林漁業が魅力ある事業として、所得も高く、安定した生活が見込めるなら、起業を図る人も後継者として働く子供もふえ、地域経済の振興に寄与すると考えます。国際的にも、世界の流れは家族従業者の給与は経費として、アメリカ、イギリス、ドイツ、フランス、韓国でも認められています。国内では、昨年10月に高知県議会が「所得税法56条の廃止を求める意見書」を採択し、続いてことし6月までに8市12町1村で同様の意見書が上げられています。税務のプロ集団である税理士会でも、これまでに全国15の地方税理士会の過半数の8税理士会と、女性税理士連盟、近畿青年税理士会が「所得税法56条廃止」の意見表明をしております。

政府の機関である中小企業庁との交渉では、「所得税法56条は古い法律であり、第57条の

ように86万、50万と定額になっているのがむしろ正当ではなく、勤労報酬を正當に認めるべきではないか」という回答を得ています。憲法13条（個人の尊重）、14条（法のもとの平等）、24条（両性の平等）、25条（生存権）、27条（労働の権利）、29条（財産権）のすべてに違反している所得税法56条は一刻も早く廃止しなければなりません。

白色申告者への課税では、所得38万円と各種控除を超えればすぐに課税されるのであり、家族に給与が認められないことから、生活保護基準もはるかに下回る所得金額で課税されます。課税する側として、この金額の低さを問題ととらえることはないか、市長にお尋ねをします。

質問の2点目、雇用促進住宅廃止問題への市の対応について質問をいたします。

雇用促進住宅入居者の方へ、ことし5月付で「入居者の皆様へ」と「退去の御案内」が通知されました。内容は、「平成19年3月には15年間をかけて雇用促進住宅を譲渡・廃止することが決まったが、同年12月の独立行政法人整理合理化計画において、全住宅の半分程度は平成23年度までに前倒しして廃止することを閣議決定したので廃止を進める。公営住宅への入居希望者は公営住宅窓口へ問い合わせをしてください」と、このように書いてありました。

規制改革・民間開放推進会議は、廃止の理由として、老朽化し、または陳腐化しているものもある、建築時期が新耐震基準施行以前であり、基準を満たさない、公共住宅等の整備が進んできたからとしています。私はこの背景に、国が住宅政策を放棄し、民間にゆだねることで資本の利益の対象とすることがあると思います。

今回、当市では松森・笠神両住宅とも前倒しの廃止対象となっていますが、昭和49年建築の笠神住宅では、二、三年前に全面的に改修し、内壁からフェンス、外壁も塗装し直し、浴槽に至るまで取りかえたばかりといます。空き部屋を窓の外から見ても清潔感のある住みたくなるような部屋であり、廃止しなければならないような建物とは思えません。入居者の方は、3年で廃止にするものをなぜあんなに金をかけたのかわからないと言ってみえます。この間、私と塚田議員は留守宅を除いて全入居者の方を訪問し、今回の通知にどう対応されるかを尋ねました。平成15年以後の入居の方は比較的若い方が多く、定期借家契約であり、2年を契約期間として更新されない可能性も承知してみえますが、それ以前の普通借家契約の方は多くが高齢であり、ひとり住まいの方も多く、どこへも行く当てがないので本当に困っている。住みなれたこの住宅で暮らし続けたいと言われる方がほとんどでした。

借地借家法第28条には、建物賃貸借契約の更新拒絶等の要件として建物の使用を必要とする事情など正当の事由があると認められなければ更新拒絶はできないとされていて、国の一方的立ち退き要求には道理がありません。通知があつてから3ヵ月が経過しましたが、その後、雇用・能力開発機構と雇用振興協会からは説明会を開くらしいということの一部の方が聞いてみえる以外、何も音さたがなく、どうなるのか不安だと言われた方が多数ありました。

所得の少ない勤労者向けの公営住宅として、松森住宅、笠神住宅がこれまで果たしてきた役割を評価し、年間給与200万円以下のワーキングプアと言われる人が1,000万人を超えた現在、住むところに困ると言われる人たちを対象にした住宅が今こそ求められているのではな

いかと考えると、全国一律廃止の方針は見直すべきと考えます。

そこで市にお尋ねしますが、雇用・能力開発機構から譲渡の話はあったのか、譲渡を受ける可能性はあるのか、どのように対応されているかお尋ねします。

以上、産業振興部長にお尋ねします。

質問の3点目、妊婦健診への助成回数の来年度見通しはどうかについてであります。

私は、昨年9月議会でも妊婦健診について質問をしました。厚生労働省が昨年1月に出した出産までに5回以上健診を受けられるようにという指導に、全国的にも妊婦健診の助成回数はふやさされ、岐阜県でも平均が5回以上となりました。当市でも、この4月からこれまでの2から3回が助成回数6回へとふえ、お母さん方に歓迎されています。

厚生労働省によれば、妊婦は少なくとも毎月1回以上、妊娠24週（第7ヵ月）以降には2回以上、さらに妊娠36週（10ヵ月目）以降は毎週1回、医療機関などで健康診査を受けることが望ましいと言っております。定期的な妊婦健診は、ハイリスク出産と言われる高額な高度医療が必要なケースを未然に予防する手段として有効であるとしています。このように、妊婦健診への投資は財源の有効利用につながる面も指摘されていて、平均的な回数である十四、五回まで健診助成回数をふやすことが求められています。

ことし3月から4月にかけて、新日本婦人の会が全国2,280人から回答を集めた「妊婦健診に関するアンケート」によれば、1人目の妊娠での妊婦健診平均受診回数は12.3回であり、最も多かったのは11回から15回、多い人では21回以上が6.9%、11回以上が全体の87%を超え、少ない方では5回以下2.4%でした。2人目の妊娠では1人目より受診回数は比較的減少していますが、それでも11回以上が全体の81%、5回以下は3.7%となっています。

妊婦健診の費用は、初回を除けば1回が約5,000円であり、このアンケート結果でも1回の妊娠での合計額は平均14万7,000円と大きな負担になっています。受診を抑制する一番の理由が経済的に負担が大き過ぎるという理由であり、お金をためてからしか妊娠できないという例も報告されています。また、受診を受けて異常が発見されたのは3割にも上り、事前にわかることでハイリスク出産が回避できていることが示されています。

妊婦健診料は、どこで何回受診しても全額公費負担されることが理想ですが、現在の制度について、里帰り先（他県、他市町村）での出産ではどうか。利用場所、回数、金額上限、利用手続方法についてお尋ねをします。また、来年度の助成回数、金額等、内容について改善の見込みはあるのか、民生部長に質問をします。

4点目です。学校図書の現状について質問します。

昨年12月議会でも学校図書について質問しましたが、今回はもう少し突っ込んだ質問をさせていただきます。前回の答弁では、学校図書館図書標準による蔵書数は市のすべての学校が満たしており、これを評価をしましたところ、市民の方からそれはちょっと違うのではないかとおしかりを受けました。理由は、学校の統合によって蔵書数も統合されたために、結果的に基準を満たしただけで、すぐに予算を減らすのはもってのほかだとのことでした。

今回、質問に先立ってこの5年間の図書購入冊数、寄贈冊数、廃棄冊数及び図書分類別の

蔵書比率と小・中学校図書室での新聞・雑誌定期購読数、オーディオ・ビデオ、コンピューターソフトの数量を確認したところ、やはり統合の年には美濃小では前年比1割、下牧小では5割がどんとふえておりまして、廃棄図書はためらいながら出しているさまが読み取れます。

学校図書室がどうあるべきかを研究している全国学校図書館協議会は、新学習指導要領の特徴を、至るところに、地図、年表、統計などの基礎的資料を効果的に活用できること、ソフトウェアを用いて情報を活用することができること、課題を設定し、その課題の解決を図る学習を通して問題解決の能力や自発的、創造的な学習態度を育てるなど、具体的に主体的な学習をすることとしています。小・中・高を問わず、すべての教科で学校図書館を利用せずに授業はできないとしております。これまでの教養や娯楽の読書センターとしての役割に加えて、直接教科学習に必要な施設となることが求められているとしています。残念ながら新聞・雑誌、オーディオ・ビデオ、コンピューターソフトについては評価する以前の状態です。ここで、国語の読書活動の一環として図書室を利用するだけでなく、その他の教科での利用はされているのか、お尋ねをしたいと思います。

学校図書館の位置づけがこのように変わってきていることを行政も知らないと、求められる図書館像には到底近づけないであろうという考え方から、SCP方式による学校図書館資料費計上方式が提案されました。Sはスクール、Cはクラス、Pはピープル（児童・生徒数）を示すこの方式に当てはめてみますと、小学校では30万円掛ける1Sプラス4万円掛けるCプラス小学校の図書の平均単価、ことしについては1,592円ですが、掛ける0.5P（児童・生徒数）で示され、美濃小学校の場合130万3,000円、下牧小で63万2,000円、上牧小で60万2,000円、大矢田小68万円、藍見小70万8,000円、中有知小99万2,000円であり、小学校の合計では429万6,000円、中学校ではSCP方式が40万円掛ける1Sプラス4万円掛けるCプラス中学校の図書の平均単価、ことしは1,861円ですが、掛ける0.5Pで示され、美濃中で130万3,000円、美濃北中で66万6,000円、昭和中で71万円、合計で267万9,000円となります。小・中合わせて合計額は約700万円です。

これに対して、図書購入費がどのようになっているかといえば、小学校では平成15年から17年の年平均301万円に対して18年・19年平均では171万円であり、中学校では15年からの3年平均272万円に対し、18年・19年平均161万円と、目を覆いたくなるほどの減額ぶりです。多かった3年間でもSCP方式の7割にすぎず、この2年では5割にも満たない。昨年も訴えたように、学校図書には平成19年から23年度までの学校図書館図書整備5ヵ年計画により、毎年約200億円、増加冊数80億円、更新冊数分120億円があり、総額約1,000億円の地方財政措置が講じられています。この措置は、学校当たりになると小学校で68万8,000円、1クラス当たり3万8,000円とされ、中学校では1校116万2,000円、1クラス当たり7万7,000円とされます。平成19年の小・中すべての学校でこの額を下回っているのはどういう理由によるものかお尋ねしたい。

この措置がなくとも、図書と資料などの補充は毎年必要不可欠なものであり、市の普通購

入費に上積みするための措置であり、財政措置分さえ購入されないのは、子供たちが蔵書・資料として享受すべき図書費をどこかに流用していることの証明にほかならない。5月の岐阜新聞には、全国の自治体で78%しか図書購入に使われなかったと報道しています。当県は98%を予算化したとしていますが、当市では何%になるのか。例えば市では土幌町との交流事業として年1,200万を上回る費用が支出されていますが、法律で求められてもいない事業に流用しているとすれば、すぐにも改めなければならないと思います。優先順位をどのように考えているのか、質問をいたします。

この秋になっても、荒れる中学校が話題になっていますが、交流事業での1週間足らずの体験と、通年での読書や研究で培われる人格形成では、費用対効果を考えてもはるかに後者がまさるものと私は思います。

質も問われます。図書分類別の配分比率はどうか見てみますと、まずバランスを考えるなら、すべての分野でゼロがあってはならないと考えますが、やはり古い図書館の体質がそのまままで来ている感じがします。図書館イコール読書、文学に傾倒する面から抜け出ていない。標準配分率でいくと、9分類の文学は小・中を通じて二十五、六%ですが、一番少ない美濃小でも35%であり、大矢田小では53%と、分類標準の2倍以上を文学で占めるというように偏っています。その反動で、1分類の哲学は美濃小、大矢田小、中有知小でゼロ%となっていて、哲学がない。標準配分比率でも最も少ないところが忘れられた扱いとなっています。9分類への偏在が配分の少ないところへ影響し、0総記、2歴史、6産業、8言語では求められる数値の10%台から50%以下のところが多く見られます。社会や理科等調べ学習の資料、国語以外の利用を高めようとするれば、自然科学、社会科学の進歩や変化は一層速まっており、図書・資料は当然更新を早めなければ利用できません。

学校図書館協議会は、学校で購入すべき本のリストを毎年作成し、学校図書館用図書平均単価を示しています。それによれば、先ほど申した小学校で1,592円であり、中学校は1,861円です。年度に1年ずれがありますが、19年度で見ますと、1冊当たりの平均単価は、上牧小・大矢田小は800円台で望まれる額の約半分と極めて低く……。

○議長（日比野 豊君） 並信行君に申し上げます。

発言の時間を超えていますので、注意をいたします。

○1番（並 信行君） 途中ですが、教育長には既に渡してありますので、答弁をお願いします。

○議長（日比野 豊君） 市長 石川道政君。

○市長（石川道政君） 並議員の御質問の1点目、配偶者とその親族が事業に従事したとき、対価の支払いは必要経費に算入しないとする所得税法56条の見直しについてお答えをしたいと思います。

所得税は原則として所得者個人に課税され、家族ぐるみで事業に従事する場合でも、その事業の所得はすべて事業者個人に帰属するものと規定しております。所得税法第56条では、この理念に基づきまして、納税者等が恣意的に対価を決めることによって生じる同一生計内

での所得の分散の防止を規定しているところであります。

一方、この規定を補完する条項として所得税法第57条では、事業に専従する親族がある場合の必要経費の特例等として、事業等を営む居住者と生計を一にする配偶者、あるいはその他の親族が専ら事業に従事した場合、青色申告制度においては所得税の適用を受けようとするその年の3月15日までに事業専従者の氏名、給与金額等、財務省令で定める事項を記載した書類を、いわゆる記帳であります。税務署に提出し、労務の対価として認められた青色事業専従者給与額が、また青色申告制度を選択しない事業者の場合、いわゆる白色の事業者の場合は、配偶者である事業専従者に年額86万円、その他の事業専従者に年額50万円がそれぞれ給与として認められ、これを事業者の必要経費に算入するということが認められているところでございます。この白色申告と、あるいは青色の申告を選ぶかにつきましては、申告者の自由ということになっています。

また、議員御質問の事業所得600万円の事業者が配偶者を事業専従者とし、いわゆる白色申告制度で認められる事業専従者給与86万円を計上した場合と、現行法で青色申告制度を選択した事業者のみが認められる300万円を白色事業の専従者給与に仮に計上した場合の二つのケース、これを比較いたしますと、所得税、住民税、事業税及び国民健康保険税の合計税額につきまして、前者の場合、4税の合計は126万8,500円、後者の場合は90万2,100円となります。この差は記帳が問題であります。なお、この税額につきましては、必要経費や個々の税により対象に差異のある所得控除などを無視した、あくまでも試算による数字であることを御承知ください。

さて、近年、一部の地方自治体議会では、政府及び財務省、厚生労働省等に対し、所得税法第56条の廃止を求める意見書や要望書が提出されていると聞き及んでおりますけれども、現行法のもとでは自己申告を原則としておりますので、申告に当たり課税所得や必要経費について透明性確保のため、青色申告制度では経理について記帳義務がございまして、これにより正しく申告し、説明ができるものについては控除されて課税がされるという見解であります。法第57条に基づき青色申告制度を選択すれば、労務の対価に見合う家族専従者給与の支払いも認められている中、公平・平等に反しているというふうには、私は思っておりません。

根本的に、税法そのものは国会において議論されて決定されるものでありまして、今後、社会情勢や税負担のあり方等を見きわめつつ対処されていくべきものと考えております。

また、最後の課税所得と生活保護基準との関係の御質問につきましては、税制と生活保護基準とは単純に比較することはできません。私はそう思っておりますので、議員の御質問にはお答えすることはできないと考えておりますので、御理解を賜りますようお願い申し上げます。答弁とさせていただきます。

○議長（日比野 豊君） 産業振興部長 宮西泰博君。

○産業振興部長（宮西泰博君） 並議員の一般質問の2点目、雇用促進住宅廃止問題への市の対応はどうかについてお答えいたします。

雇用促進住宅は、公共職業安定所の紹介により就職する方、配置転換、または出向等による転勤で住宅の移転を余儀なくされた方など、住宅の確保を図ることで職業の安定を図ることができる勤労者の方を対象に、昭和31年から平成11年にかけて全国で1,532住宅が建設されました。美濃市においては、昭和44年度に松森住宅が2棟80戸、昭和49年度に笠神住宅が2棟80戸建設されました。

5月末の入居者は、松森住宅に43世帯84人、笠神住宅に28世帯95人の、合わせますと71世帯179人でございますが、社会の情勢の変化等により、当初の目的の勤労者以外に高齢者や単身者の方も住んでおみえになります。

なお、現在の雇用促進住宅の運営は、雇用促進事業団から独立行政法人雇用・能力開発機構に移行されております。

国では、平成13年12月の閣議決定「特殊法人等整理合理化計画」において、地方公共団体からの要請に基づき設置し、公営住宅の代替的機能を果たしている経緯があるとともに、低所得者が低賃金で入居している現状から、地方公共団体に譲渡の引き受けを願うことを決定しました。地方公共団体の購入に際しては、価格は今後10年間、公的住宅として運営する場合は時価の5割を減額する。運営については、勤労者等のためだけに限定せず、多様な形態での運営も可能なものとするとのことであります。また、地方公共団体からの譲渡希望のない場合は民間に売却する。民間においても売却が不調な場合は、住宅を廃止することになるとのことです。

さらに、国の当初の予定では、平成33年度までにすべての処理をする方針でありましたが、昨年12月24日の閣議決定により、平成23年度までに全住宅数の2分の1を前倒しして廃止決定することが決定されました。

美濃市には、本年2月1日付で独立行政法人雇用・能力開発機構より、松森・笠神両住宅ともに平成23年度までの廃止対象になった。今後協議させていただきたいとの文書が送付されてきました。その後、本年5月に来庁され、譲渡についての市の考え方を10月までに回答させていただきたいとの話が口頭でありました。

美濃市といたしましては、建設から30年以上が経過して老朽化し、耐震構造を満たしておらず、さらに間取りについても2Kで市営住宅の基準も満たしていない状況では、譲渡を受けることは困難であると伝えております。また、雇用・能力開発機構の話し合いは諸に就いたところであり、入居者がお見えになることを考えますと、市として対応に苦慮しているところでもあります。今後は、県を中心に他市と連携を図りながら、市長会などを通じて国及び独立行政法人雇用・能力開発機構に対して、運営の継続や廃止期限の延長を働きかけていきたいと存じておりますので、御理解と御協力をお願いしまして、答弁とさせていただきます。

○議長（日比野 豊君） 民生部長 川野純君。

○民生部長（川野 純君） 並議員の一般質問の3点目、妊婦健診への助成回数の来年度見通しはどうかについてお答えいたします。

当市では、子供の成長と子育てを地域全体で支援する取り組みを推進する指針として、平

成17年度に美濃市次世代育成支援対策行動計画を作成し、現在、具体的な取り組みを行っているところでございます。また、妊婦健診への助成につきましては、当市においては平成20年度から妊婦一般健診の助成を2回から5回にふやし、超音波検査についても年齢制限を撤廃し、全妊婦に1回助成をしております。

県内では、平成20年4月1日現在で13市が本市と同じ回数であり、高山市、飛騨市の2市が14回の助成をしております。

さて、議員の御質問の里帰り先での出産はどうかについてですが、里帰り先での出産も対象としており、県外・他市町村を問わず利用できます。また、御質問の回数については、さきに御説明したとおりですが、県内の産婦人科医であれば補助金の差額払い、県外では償還払いとなります。補助額は、妊婦一般健診の1回目が1万5,310円、他の4回が1回当たり2,550円、超音波検査が5,300円で、母子手帳交付の際に6枚の受診券をあわせて発行しております。来年度の見込みについては、現在、県医師会から妊婦健診に対する補助単価の見直しの申し入れがあり、県内市町村で協議中であります。

また、本年8月には舛添厚生労働大臣が、平成21年度から分娩・妊婦健診を無料化することを検討していく旨の報道がございました。財源は交付税措置との報道もあり、実施されれば実質的に市町村負担が増加することにもなります。これらの状況を見守りながら検討してまいりたいと考えておりますので、御理解を賜りますようお願い申し上げて、答弁とさせていただきます。

○議長（日比野 豊君） 教育長 森和美君。

○教育長（森 和美君） 並議員の御質問の4点目、学校図書の状態について、SCP方式では蔵書数が満たされているかにお答えいたします。

各小・中学校においては、国語の読書活動の一環としての図書室利用以外に、教科や総合的な学習の時間における課題解決学習に利用しております。授業の中で、課題解決にはどの分類の本を選択するとよいか、教師が支援する活動を仕組んでいる学校もございます。また、ふるさと、環境などのようにテーマを決めた調べ学習コーナーを設置し、図書を活用しやすくしている学校もございます。図書館事務職員研修会において、各校の実践を交流し、読書センターとしてはもちろんのこと、学習センターとしての図書館の機能がさらに充実するようにしているところでございます。

次に、平成19年度の図書購入費が国の財政措置の額を下回っていることにつきましては、平成18年度までに国の財政措置以上の予算化をし、集中して図書を整備し、学校図書館図書標準に示される各学校規模における標準冊数を市内すべての学校で満たしたため、更新冊数分程度の予算措置としました。

続いて優先順位についてですが、図書館教育の充実も、土幌町交流事業の拡充も、同様に重点として考えております。美濃市の学校教育プランにおける具体的施策において、特色ある学校づくりの中に図書館教育の充実を位置づけ、体験活動の充実の中に交流事業の拡大を位置づけて取り組んでおり、一方を優先しているということはありません。どちらも表彰

を受けるなど成果を上げており、今後も重点施策として取り組んでいく所存であります。

最後に、今後の図書購入についてですが、各学校において学習センター機能が充実されるように、図書分類を考慮し、調べ学習に必要な図書の購入計画を検討していきたいと考えております。

このように、今後とも美濃市の学校教育プランの具体的施策として、図書館教育の充実を図っていききたいと考えておりますので、御理解を賜りますようお願い申し上げて、答弁とさせていただきます。

〔1番議員挙手〕

○議長（日比野 豊君） 1番 並信行君。

○1番（並 信行君） 質問の前半3点については要望と、最後については再質問をさせていただきます。

まず1点目の所得税法56条に関して、これを補完する57条が認める青色申告は、事業に専従する親族がある場合の必要経費の特例としてあり、普遍的な権利として認められた制度ではありません。家族従業者でない従業者への支払いが給料を支払ったという事実だけで、その本人への所得として完結して認められるのに、青色申告での家族従業者への給与は、事前にいろいろな届け出・承認や制約のもとに限定的に認められているのであり、税務署の見解次第で否認され、事業主に戻されることさえあります。このような制度があるから、公平・平等を欠くことにならないとする見解は理解が足りないのではないかと思います。

また、答弁の中には青色申告の記帳義務に触れてありますが、白色申告にも記帳義務はあり、事業所得、不動産所得、山林所得の合計が300万円を超えた場合に課せられています。青色申告では、記帳の程度に応じて特別控除が受けられる、専従者への給与を経費算入できる、赤字の繰り越しが認められています。すべて義務には対応するところの権利がありますが、白色では何一つ記帳義務に対応する権利はありません。これも不平等の大きなものとして申し添えたいと思います。

事業所得600万円と仮定した課税額ですが、家族として上げた所得を事業主1人の所得とした場合と、半分を家族従業員の給与所得とした例です。夫婦2人で上げた所得を2人で普通に等分することが恣意的な所得分割に当たるとは考えられません。同じ生活を営むのに、四つの税金の合計額には36万6,000円もの差があります。家族従業員の給料を経費として認めないだけで月額にして3万円以上の負担を負わなければならない。法の下での平等は、同一労働同一賃金と同じく、同一所得同一課税も当たり前のことではありませんか。

最後の部分で、税制と生活保護基準との関係では回答がいただけませんでした。一地方自治体としては回答ができないほど大きな問題をはらんでいるから回答がなかったものと思います。

近年、法律問題で、とりわけ民法の戸籍や男女間の扱いについて、離婚後300日以内の親権をめぐる規定や、国籍をめぐる法律の不備が論争になっております。今ある法律、特に戦前から引きずっている家父長制度を肯定するようなものを絶対化することなく、常に市

民の利益を最優先に柔軟に見直すべきところは見直し、国にも物を申すという姿勢で臨んでほしいと要望します。

2点目の雇用促進住宅に関して、二転三転する国の合理化方針に市も苦慮しているという言葉がありました。入居者の皆さんが最も困って見えます。市への譲渡申し入れも口頭であったのみで、入居者へもA4用紙2枚が来ただけで3ヵ月もほったらかしです。ほかには岐阜新聞が取り上げた記事ぐらいで、全く情報が得られない。入居者にしてみれば、住居をかえなければならないような重大問題にもかかわらず、雇用・能力開発機構は真剣に取り組んでいるとは思えません。これを受けて、この3ヵ月の間にも転居された方が何軒もあり、本当に時期が来たら追い出されてしまうのだろうか、そのときに自分はどうなるのだろうかと心配して見えます。今、市に求められるのは、この入居者の不安を解消することだと思います。一つには、どこまでが決定でどこからが選択の余地があるのか、政策の変更を求めることもあわせて明らかにすること、きちんと責任ある説明を機構にさせることが急がれます。

答弁には、耐震基準も、市営住宅の基準も満たさないままでの譲渡受け入れはできないとされていますが、全国の雇用促進住宅には耐震補強をしたところもあり、条件を煮詰めることで市が受け入れることも視野に入れ考えてほしいと思います。今後は、市長会などを通じて機構に対し運営の継続や廃止期限の延長を働きかけるとありますが、くれぐれも入居者が不利益をこうむることのないよう、市としても最大限の努力をしていただきたいと思います。

3点目の妊婦健診について、他市の後追いでは魅力ある少子化対策にはならないと申し上げたい。現状の健診は6回分で3万810円になりますが、この金額は質問の中で述べたアンケートでの平均額14万7,000円の2割強にしか当たりません。1度の妊娠で15回程度、1回に約5,000円必要とされることから、回数をさらにふやすことが必要です。妊婦健診の健診料は医療機関によって異なるため、岐阜県では統一されておるかもしれませんが、他県に行けば健診料は変わります。これが公費負担助成額を上回る場合や、その他必要な検査を追加したような場合、その費用は自己負担となります。この負担を全額公費で見ることが必要ではないでしょうか。

来年度から分娩・妊婦健診を無料化することを国では検討しているようですが、大いに実現が望まれます。これが実現されたとしても、交付税措置では総額がふえるわけではないとして市の負担増を心配されているようですが、ここに予算を使わずして、子育てしやすい美濃市をアピールすることはできません。

来年度の助成回数は協議中という回答でしたが、予算化をするといっても道路や建物に比べたら微々たる金額です。思い切って高山市や飛騨市より回数をふやし、県下トップにできないか。市の人口グラフが再び増に転じることなしに市政を語れないという気持ちで、予算をここにつぎ込んでいただくことを要望します。

4点目です。9月10日の新聞は、OECDの調査によれば、日本の教育への公的支出はGDP比で加盟28カ国中最下位の3.4%であったと報道しています。食べるものも切り詰めて教育費に充てたという「米百俵」の故事は死語になっております。

市の学校図書の現状について、図書購入費は平成15年から17年度の3年間に比べてこの2年は大きく減らしています。内容を見ると、学校図書館図書標準を満たしたのが国で、国が財政措置した更新冊数分のみを図書費に充てているとの答弁でした。学校図書は、その性格から10年で一巡が望まれ、特に自然科学や社会科学の分野で3年から5年間で廃棄・更新を求められるものが多いのです。これを前提として、図書の充実と更新を補完するためにSCP方式の図書予算の考え方が生まれ、毎年これだけ図書が購入されることが求められています。

平成14年からの学校図書館図書整備5ヵ年計画では毎年130億円の措置でしたが、19年からは200億円に増額されています。国の措置は5割増しになっているのに当市では5割減と、明らかに後退です。図書分類別配分比率で見ても9分類の文学に偏っており、調べ学習が十分にできるような配分比率にはなっていません。こうした問題に目をふさいで、冊数が満たされたことのみで、SCP方式による額の半分しか予算をつけていないことは大問題です。

平成14年12月議会に塚田議員が行った学校図書に関する質問への答弁では、小・中とも地方交付税措置を上回る予算を組んでいると答えています。国の措置が1.5倍になっているのに、17年当時より半減するなどあつてはならないと思います。図書整備5ヵ年計画というものを市としてどう受けとめているか、増加分は図書標準を満たした学校には必要ないと考えているのか。また、優先順位の問題で、市の学校教育プランとして交流事業の拡大を位置づけていると答弁されましたが、財政が非常事態と言われる中で、市のプランは国の指導に優先するのか、教育長へ再質問をいたします。

○議長（日比野 豊君） 教育長 森和美君。

○教育長（森 和美君） 議員の再質問の趣旨等、いろいろかんがみる中に、要約した中に、1点目は平成14年の塚田議員の質問に対して、予算措置を上回る予算配分をしていくとありましたが、平成19年度予算では措置額の6割となって減額となっていると。標準数を満たしていないことを理由として減額してよいのかというふうに考えてよろしいですか。

この再質問に対しましては、先ほども申し上げましたけれども、18年度まで国の予算額を上回る予算措置をしてまいりました。したがって、19年度からは更新冊数分程度の予算を配置しているという現状でございますが、これも先ほど申し上げました。あわせて、図書館が読書センターとしての機能と、あるいは学習センターとしての機能、この両機能を充実していく、これも新学習指導要領の趣旨に合わせながら今後検討していきたいと、そのように考えておりますので、御理解賜ればと思います。

〔1番議員挙手〕

○議長（日比野 豊君） 1番 並信行君。

○1番（並 信行君） 最後の質問には答えていただけなかったようですので、もう一度質問を繰り返しますが、優先順位の問題として、市の学校教育プランとして交流事業の拡大を位置づけている。ここで、財政が非常事態と言われる中で、市のプランは国の指導に優先するかどうかということについても今質問をさせていただきましたので、お答えをいただきたい

と思います。

○議長（日比野 豊君） 教育長 森和美君。

○教育長（森 和美君） これも先ほど申し上げましたように、図書館の充実、あるいは土幌町との交流事業、美濃市の学校教育プランとしてももちろん重要課題というふうにとらえております。そして、国の重要課題としての図書館という御質問でございますけれども、どちらが重点云々ということではございません。体験学習等も非常に重要な意味を持っております。したがって、先ほど申し上げましたように、両方の充実を大事にしながら進めてまいりたいというふうに考えておりますので、そのように御理解賜れば幸いに存じます。

○議長（日比野 豊君） 以上をもちまして市政に対する一般質問を終わります。

ただいま議題となっております認第1号から議第70号までの6案件につきましては、お手元に配付いたしました議案付託表のとおり、それぞれ各常任委員会に審査を付託いたします。

なお、各常任委員会は、会期日程表に関係なく、総務常任委員会は9月16日午前10時から、民生教育常任委員会は9月17日午前10時から、産業建設常任委員会は9月18日午前10時からそれぞれ開催する旨、各常任委員長にかわって告知いたします。

お諮りいたします。議事の都合により、あすから9月21日までの9日間、休会いたしたいと思っております。これに御異議はありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（日比野 豊君） 御異議がないものと認めます。よって、あすから9月21日までの9日間、休会することに決定いたしました。

散会の宣告

○議長（日比野 豊君） 本日は、これをもって散会いたします。

9月22日は午前10時から会議を開きます。当日の議事日程は追って配付いたします。御苦労さまでした。

散会 午後3時26分

前記のとおり会議の次第を記載し、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

平成20年9月12日

美濃市議会議長 日比野 豊

署 名 議 員 平 田 雄 三

署 名 議 員 児 山 廣 茂

平成20年9月22日

平成20年第5回美濃市議会定例会会議録（第3号）

議 事 日 程 (第 3 号)

平成20年 9 月 22 日 (月曜日) 午前10時開議

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 認第 1 号 平成19年度美濃市病院事業会計決算の認定について
- 第 3 認第 2 号 平成19年度美濃市上水道事業会計決算の認定について
- 第 4 議第67号 平成20年度美濃市一般会計補正予算 (第 2 号)
- 第 5 議第68号 平成20年度美濃市国民健康保険特別会計補正予算 (第 1 号)
- 第 6 議第69号 美濃市積立基金条例の一部を改正する条例について
- 第 7 議第70号 市道路線の認定について
- 第 8 閉会中の継続調査申出書について

本日の会議に付した事件

第 1 から第 8 までの各事件

(追加日程)

市議第 5 号 雇用促進住宅の退去困難者への支援強化に関する意見書

出席議員 (15 名)

1 番	並 信 行 君	2 番	古 田 豊 君
3 番	太 田 照 彦 君	4 番	森 福 子 君
5 番	山 口 育 男 君	6 番	佐 藤 好 夫 君
7 番	武 井 牧 男 君	8 番	市 原 鶴 枝 君
9 番	鈴 木 隆 君	10 番	岩 原 輝 夫 君
11 番	平 田 雄 三 君	12 番	日 比 野 豊 君
13 番	児 山 廣 茂 君	14 番	野 倉 和 郎 君
15 番	塚 田 歳 春 君		

欠席議員 (なし)

説明のため出席した者

市 長	石 川 道 政 君	副 市 長	太 田 松 雄 君
教 育 長	森 和 美 君	総 務 部 長	加 納 和 喜 君
民 生 部 長	川 野 純 君	産 業 振 興 部 長	宮 西 泰 博 君
建 設 部 長	平 林 泉 君	建 設 部 参 事 兼 上 下 水 道 課 長	丸 茂 勝 君
教 育 次 長 兼 教 育 総 務 課 長	藤 田 裕 明 君	会 計 管 理 者 兼 会 計 課 長	纈 纈 壽 君

美濃病院事務局長 岩原 泰君 総務課長 梅村 健君
秘書課長 古田 則行君

職務のため出席した事務局職員

議会事務局長 平野 廣夫 議会事務局長 井上 司
議会事務局書記 太田 博康

開議の宣告

○議長（日比野 豊君） 皆さん、おはようございます。
ただいまから本日の会議を開きます。

開議 午前10時00分

○議長（日比野 豊君） 本日の日程は、お手元に配付したとおり定めました。

第1 会議録署名議員の指名

○議長（日比野 豊君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。
本日の会議録署名議員に、14番 野倉和郎君、15番 塚田歳春君の両君を指名いたします。

第2 認第1号から第7 議第70号まで（委員長報告・質疑・討論・採決）

○議長（日比野 豊君） 日程第2、認第1号から日程第7、議第70号までの6案件を一括して議題といたします。

これら6案件について、各常任委員会における審査の結果を求めます。

最初に、総務常任委員会委員長 山口育男君。

○総務常任委員会委員長（山口育男君） 皆さん、おはようございます。

今期定例会において、総務常任委員会に審査を付託されました各案件につきまして、去る9月16日午前10時から委員全員の出席を得まして委員会を開催いたしました。慎重に審査を行いました、その経過と結果につきまして、御報告を申し上げます。

最初に、議第67号 平成20年度美濃市一般会計補正予算（第2号）中、総務常任委員会の所管に関する事項を議題とし、関係職員から詳細にわたり説明を受け、質疑・応答、討論の後、採決の結果、挙手多数により原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議第69号 美濃市積立基金条例の一部を改正する条例についてを議題とし、関係職員から詳細にわたり説明を受け、質疑・応答、討論の後、採決の結果、挙手多数により原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上をもちまして報告を終わります。

○議長（日比野 豊君） 次に、民生教育常任委員会委員長 太田照彦君。

○民生教育常任委員会委員長（太田照彦君） おはようございます。

今期定例会において、民生教育常任委員会に審査を付託されました各案件につきまして、去る9月17日午前10時から委員全員の出席を得まして委員会を開催いたしました。慎重に審査を行いました、その経過と結果につきまして、御報告を申し上げます。

最初に、認第1号 平成19年度美濃市病院事業会計決算の認定についてを議題とし、関係職員から詳細にわたり説明を受け、質疑・応答の後、討論なく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり認定すべきものと決定いたしました。

次に、議第67号 平成20年度美濃市一般会計補正予算（第2号）中、民生教育常任委員会

の所管に関する事項を議題とし、関係職員から詳細にわたり説明を受け、質疑・応答の後、討論なく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議第68号 平成20年度美濃市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）を議題とし、関係職員から詳細にわたり説明を受け、質疑・応答の後、討論なく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上をもちまして報告を終わります。

○議長（日比野 豊君） 次に、産業建設常任委員会委員長 野倉和郎君。

○産業建設常任委員会委員長（野倉和郎君） おはようございます。

今期定例会において、産業建設常任委員会に審査を付託されました各案件につきまして、去る9月18日午前10時から、委員全員の出席を得まして委員会を開催しました。慎重に審査を行いました、その経過と結果につきまして、御報告を申し上げます。

最初に、認第2号 平成19年度美濃市上水道事業会計決算の認定についてを議題とし、関係職員から詳細にわたり説明を受け、質疑・応答の後、討論なく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり認定すべきものと決定いたしました。

次に、議第67号 平成20年度美濃市一般会計補正予算（第2号）中、産業建設常任委員会の所管に関する事項を議題とし、関係職員から詳細にわたり説明を受け、質疑、討論なく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議第70号 市道路線の認定についてを議題とし、関係職員から詳細にわたり説明を受け、質疑・応答の後、討論なく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上をもちまして報告を終わります。

○議長（日比野 豊君） 以上で各常任委員会委員長の報告は終わりました。

ただいまから委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（日比野 豊君） 特に質疑はないものと認めます。よって、委員長報告に対する質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論の通告がありますので、順次これを許します。

最初に、2番 古田豊君。

○2番（古田 豊君） 皆さん、おはようございます。

私は、市民クラブを代表しまして、議第67号 平成20年度美濃市一般会計補正予算（第2号）の一部に対しまして、反対討論を行います。

私は、12日の本会議におきましてふるさと納税制度を取り上げ、一般質問をさせていただきました。その中でも申し上げましたが、ふるさと美濃応援団うだつ基金に一般財源で1,000万円を積み立てることに、どうしても合点がいきません。

12日の一般質問では、私を含め9名という多くの議員が質問をされました。その質問の中には、美濃市としてぜひとも早急に取り組まなければならない施策や事業が盛りだくさんであったと思います。これらは多くの市民が望んでいることでありながら、後回しにされているのではないかと感じたところです。今まで、美濃市が借金をしてまで積極的に取り組んできた施策や事業の中には、必ずしも市民が望んでいることではないものもあったように思われます。私は、議員となり、多くの市民の皆様と接する中で、美濃市が施策や事業を選択する優先順位は、市民の目線で決められていないのではないかと感じております。

今、各地域で自治会長を中心として地域づくり支援事業について話し合いが行われておりますが、この事業に対しても、一部の地域では、自治会要望の事業はなかなかやってもらえない。このようなお金があるのなら自治会要望を一つでも多くやってほしい。美濃市にはそんなにお金が余っているのか。これこそ、今、国会で批判されているばらまきではないかと、なかなか厳しい御意見をいただいております。

私も、議員として3月議会で予算案に賛成した責任もありますが、この際この2,450万円の予算は凍結して、各地域で自分たちの住む地域を魅力あるものにするための議論を時間をかけて行い、何をすることが決まってから予算をつけた方がよいのではないかと思います。

ふるさと美濃応援団うだつ基金への1,000万円積み立てに戻ります。

平成18年度の決算書には、27の基金の現在高が載っており、いずれも明確な目的があります。今回新しくつくられるうだつ基金は、寄附する方の意思を尊重するために、どんなことにも使えるようなメニューがつくられております。それは理解できますが、さて、一般財源で積み立てる1,000万円はどのような事業に充てられるのでしょうか。何にでも使えます。何に使うのか明確ではない予算には、残念ながら反対せざるを得ません。

以上の理由で、議第67号 平成20年度美濃市一般会計補正予算（第2号）に計上されておりますふるさと美濃応援団うだつ基金積立金1,000万円については反対をし、以上で討論を終わります。

○議長（日比野 豊君） 次に、15番 塚田歳春君。

○15番（塚田歳春君） おはようございます。

私は、日本共産党美濃市議会議員団を代表し、今期定例会に上程されました議第69号 美濃市積立基金条例の一部を改正する条例についてと、その予算措置である平成20年度一般会計補正予算、歳出2款 総務費、1項 総務管理費、10目 ふるさと振興費については反対でありますので、その反対理由を申し上げます。

ふるさと納税制度は、平成20年5月の臨時会において導入され、私たち日本共産党は反対をした経緯がございます。今度は、新たに基金1,000万円を積むための基金条例の改正であります。市の説明によれば、生まれ育った地域を応援したいという寄附者の気持ちにこたえるためだと言われますが、何もそこまでしなくても、寄附者の気持ちを尊重し、寄せられた寄附金でもって事業に充てればいいことだと思います。

そもそも、ふるさと納税制度は、地方と地方を争わせる国民分断策です。今日のように地

方財政の疲弊した一番の問題点は、国が進める大型事業に乗って借金をつくったこと、小泉内閣が進めた三位一体改革により、5兆円もの地方交付税をカットしたことにあります。国はそうしたことに全く反省も責任もとることなく、今度は地方同士を競い合わせるふるさと納税制度を導入したわけであります。この制度は、国は土俵の外で傍観し、土俵の中では地方同士がお金の分捕り合戦をやらされていることです。

地方自治を充実させるためには、減らされ続けた地方交付税の総額確保や調整機能の充実、交付税そのものの税率を上げることなど、国が責任を持って地方財政の強化に取り組むことです。

市の財政状況で基金を新たにつくる理由が全く不明です。基金に1,000万円も積み立てるお金があれば、市民の皆さんの要望でもある子育て支援や図書購入費の増額、生活道の整備に充てるべきであり、よって、基金条例とその予算措置である関連の補正予算に反対をして、私の討論を終わります。

○議長（日比野 豊君） 通告による討論は終了しました。

ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（日比野 豊君） これをもって討論を終わります。

これより採決いたします。

最初に認第1号について、委員長報告は原案を認定であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（日比野 豊君） 挙手全員であります。よって、認第1号は委員長報告のとおり決定いたしました。

次に認第2号について、委員長報告は原案を認定であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（日比野 豊君） 挙手全員であります。よって、認第2号は委員長報告のとおり決定いたしました。

次に議第67号について、各委員長報告は原案を可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（日比野 豊君） 挙手多数であります。よって、議第67号は各委員長報告のとおり可決いたしました。

次に議第68号について、委員長報告は原案を可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（日比野 豊君） 挙手全員であります。よって、議第68号は委員長報告のとおり可決

いたしました。

次に議第69号について、委員長報告は原案を可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（日比野 豊君） 挙手多数であります。よって、議第69号は委員長報告のとおり可決いたしました。

次に議第70号について、委員長報告は原案を可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（日比野 豊君） 挙手全員であります。よって、議第70号は委員長報告のとおり可決いたしました。

第8 閉会中の継続調査申出書について

○議長（日比野 豊君） 日程第8、閉会中の継続調査申出書についてを議題といたします。

お手元に配付しました申出書のとおり、総務常任委員会委員長、民生教育常任委員会委員長、産業建設常任委員会委員長から、美濃市議会会議規則第102条の規定により、所管事項について閉会中の継続調査申出書が提出されました。

お諮りいたします。各委員長からの申出書のとおり、閉会中の継続調査に付することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（日比野 豊君） 御異議がないものと認めます。よって、委員長からの申出書のとおり、閉会中の継続調査に付することに決定いたしました。

〔追加議案配付〕

○議長（日比野 豊君） お諮りいたします。ただいまお手元に配付いたしましたとおり、市議第5号 雇用促進住宅の退去困難者への支援強化に関する意見書が提出されました。この際、これを日程に追加し、直ちに議題といたしたいと思っております。これに御異議はありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（日比野 豊君） 御異議がないものと認めます。よって、これを日程に追加し、直ちに議題とすることに決定いたしました。

市議第5号（提案説明・質疑・討論・採決）

○議長（日比野 豊君） 市議第5号を議題といたします。

職員の朗読を省略し、提出者の説明を求めます。

市議第5号について、14番 野倉和郎君。

○14番（野倉和郎君） ただいま追加上程されました市議第5号 雇用促進住宅の退去困難

者への支援強化に関する意見書について、提案理由を御説明いたします。文案を朗読して提案とします。それでは、議案集の2ページをお開きください。

雇用促進住宅については、規制改革3ヵ年計画や独立行政法人整理合理化計画に基づき、全住宅数の半数程度を前倒しで廃止することとされ、本年4月1日付で廃止決定された784住宅について、退去を求める入居者説明会などの開催で、現場に多くの混乱が生じている。

とりわけ転居先のない長期入居者などに大きな不安を与えている。

よって、国におかれては、下記事項が実施されるよう強く要望する。

記1. 現在、雇用促進住宅へ入居されている方々への相談体制を早急に整備すること。また、民間の活用も含めた転居先などの情報提供を充実すること。

2. 定期借家契約の場合、年内に契約が切れるケースも想定され、猶予期間を確保できるよう入居者説明会を急ぐこと。

3. 長期入居者のうち、高齢などの困難な事情を抱え、転居先が決まらない入居者の退去に関しては、明け渡しを一定期間猶予するなどの配慮措置を講じること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成20年9月22日、岐阜県美濃市議会。

提出先は、内閣総理大臣、厚生労働大臣でございます。

○議長（日比野 豊君） 以上で説明は終わりました。

これより議案精読のため暫時休憩いたします。

休憩 午前10時26分

再開 午前10時26分

○議長（日比野 豊君） ただいまから休憩前に引き続き会議を開きます。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（日比野 豊君） 特に質疑はないものと認めます。

これをもって質疑を終わります。

お諮りいたします。ただいま議題の案件については、委員会付託を省略いたしたいと思っております。これに御異議はありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（日比野 豊君） 御異議はないものと認めます。よって、ただいま議題の案件については、委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（日比野 豊君） 特に討論はないものと認めます。これをもって討論を終わります。

これより採決いたします。

市議第5号について、原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（日比野 豊君） 挙手全員であります。よって、市議第5号は原案のとおり決定いたしました。

お諮りいたします。この定例会の会議に付議された案件はすべて議了いたしましたので、会議規則第6条の規定により、本日をもって閉会いたしたいと思っております。これに御異議はありますか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（日比野 豊君） 御異議はないものと認めます。よって、この定例会は本日をもって閉会することに決定いたしました。

閉会の宣告

○議長（日比野 豊君） これをもって本日の会議を閉じ、平成20年第5回美濃市議会定例会を閉会いたします。

閉会 午前10時29分

市長あいさつ

○議長（日比野 豊君） 閉会に当たり、市長のあいさつがあります。

市長 石川道政君。

○市長（石川道政君） 皆さん、おはようございます。

平成20年第5回美濃市議会定例会が閉会されるに当たりまして、一言ごあいさつを申し上げます。

このたび、定例会におきましては、平成19年度公営企業会計決算の認定を初め、平成20年度一般会計補正予算など8議案につきまして慎重に御審議を賜り、いずれも原案のとおり承認及び議決をいただき、まことにありがとうございました。

会期中に議員各位から賜りました御意見、御要望につきまして、これを十分尊重し、検討の上、市政進展に反映するよう努力する所存でございます。

輸入事故米等、国民が食の安全に大変不安を感じているところであります。市としましては、学校給食を初め、それぞれの機関において、市民の安心と安全確保のため、食の安全のチェックを指示したところでございます。

また、去る9月16日、リーマン・ブラザーズの破綻は、金融不安はもとより、日本経済、世界経済にはかり知れない影響を与え、ひいては日本の地域経済も大きな影響が心配されます。景気の陰りがより深刻化し、市民生活や地方財政にも大きく影響が出ないか心配しているところであります。

そんな中ではありますが、10月になりますと、6日には永井清史君への市民栄誉賞の伝達

式が予定されておりますし、その後も美濃和紙あかりアート展を初め福祉健康いきいきフェア2008、市民ふれあい消防祭、あるいは11月には産業祭の開催など、多くのイベントを予定いたしております。議員各位には、今までと同様に格別の御理解と御協力を賜りますようお願い申し上げます。

さて、このところ朝夕めっきり涼しくなり、秋の訪れを感じるようになってまいりました。議員各位には何とぞ健康に御留意されまして、市政進展のため一層の御理解を賜りますよう、また御活躍を賜りますようお願い申し上げます、閉会のごあいさつとさせていただきます。どうもありがとうございました。

○議長（日比野 豊君） 本定例会には、平成20年度一般会計補正予算を初め重要案件が提出されましたが、議員各位の熱心な審議により、ここにすべての案件を議了することができました。議事運営に対する御協力に対しお礼を申し上げます。執行部におかれましては、成立した案件の執行に当たり、議会の意向を十分に尊重されまして、市政進展に尽くされますようお願い申し上げます、閉会といたします。

本日は御苦労さまでございました。

前記のとおり会議の次第を記載し、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

平成20年9月22日

美濃市議会議長 日比野 豊

署 名 議 員 野 倉 和 郎

署 名 議 員 塚 田 歳 春

総務常任委員会審査報告書

委員会に付託の事件は、審査の結果下記のとおり決定したから会議規則第101条の規定により報告します。

記

事件の番号	件名	結果
議第67号	平成20年度美濃市一般会計補正予算（第2号）中所管に関する事項	原案可決
議第69号	美濃市積立基金条例の一部を改正する条例について	原案可決

平成20年9月16日

総務常任委員会委員長 山口 育 男

美濃市議会議長 日比野 豊 様

民生教育常任委員会審査報告書

委員会に付託の事件は、審査の結果下記のとおり決定したから会議規則第101条の規定により報告します。

記

事件の番号	件名	結果
認第1号	平成19年度美濃市病院事業会計決算の認定について	原案認定
議第67号	平成20年度美濃市一般会計補正予算（第2号）中所管に関する事項	原案可決
議第68号	平成20年度美濃市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）	原案可決

平成20年9月17日

民生教育常任委員会委員長 太田 照 彦

美濃市議会議長 日比野 豊 様

産業建設常任委員会審査報告書

委員会に付託の事件は、審査の結果下記のとおり決定したから会議規則第101条の規定により報告します。

記

事件の番号	件名	結果
認 第 2 号	平成19年度美濃市上水道事業会計決算の認定について	原案認定
議 第 6 7 号	平成20年度美濃市一般会計補正予算（第2号）中所管に関する事項	原案可決
議 第 7 0 号	市道路線の認定について	原案可決

平成20年9月18日

産業建設常任委員会委員長 野 倉 和 郎

美濃市議会議長 日比野 豊 様